

令和 6 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

## 令和6年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和6年3月4日（月）

開議 午前10時00分

延会 午前11時56分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 8号 森町中小企業特別融資利子補給費基金条例を廃止する条例制定について
- 13 議案第 9号 令和5年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 14 議案第10号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 15 議案第11号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第12号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第13号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 議案第14号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第15号 令和5年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 議案第16号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（武蔵園子）
- 22 同意第 1号 教育委員会委員の任命について（長瀬敏文）

2 3 議案第 1 7 号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 1 8 号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 9 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 0 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 1 号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

議案第 2 2 号 令和 6 年度森町一般会計予算

議案第 2 3 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 6 年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第 2 7 号 令和 6 年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第 2 8 号 令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算

議案第 2 9 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第 3 0 号 令和 6 年度森町水道事業会計予算

議案第 3 1 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計予算

2 4 意見書案第 1 号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書

2 5 議員の派遣について

2 6 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

|          |           |         |           |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 議長 1 4 番 | 木 村 俊 広 君 | 副議長 1 番 | 伊 藤 昇 君   |
| 2 番      | 河 野 文 彦 君 | 3 番     | 高 橋 邦 雄 君 |
| 4 番      | 河 野 淳 君   | 5 番     | 山 田 誠 君   |
| 6 番      | 野 口 周 治 君 | 7 番     | 斉 藤 優 香 君 |
| 8 番      | 千 葉 圭 一 君 | 9 番     | 佐々木 修 君   |
| 1 0 番    | 加 藤 進 君   | 1 1 番   | 山 本 裕 子 君 |
| 1 2 番    | 東 隆 一 君   | 1 3 番   | 松 田 兼 宗 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 岡 嶋 康 輔 君

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 副町長                      | 長瀬賢一君  |
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東谷美佐子君 |
| 監査委員                     | 釣隆吉君   |
| 総務課長                     | 濱野尚史君  |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 東克宏君   |
| 監査事務局書記長                 | 小田桐克幸君 |
| 防災交通課長                   | 柴田正哲君  |
| 契約管理課長                   | 山川真勝人君 |
| 企画振興課長                   | 川村勝幸君  |
| 企画振興課参事                  | 池田恵太君  |
| 税務課長                     | 柏浏茂君   |
| 保健福祉課長                   | 宮崎弘光君  |
| 保健福祉課参事                  | 萩野友章君  |
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長      | 宮崎涉君   |
| 住民生活課長                   | 阿部泰之君  |
| 子育て支援課長                  | 野崎博之君  |
| 環境課長                     | 川口武正君  |
| 農林課長兼<br>農業委員会事務局長       | 寺澤英樹君  |
| 農林課技術長                   | 濱野真行君  |
| 農林課参事                    | 佐藤司君   |
| 水産課長                     | 岩井一桐君  |
| 商工労働観光課長                 | 奥山太崇君  |
| 建設課長                     | 富原尚史君  |
| 建設課技術長                   | 伊藤正吾君  |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長         | 落合浩昭君  |
| 町民福祉課長                   | 金丸義樹君  |
| 教育長                      | 毛利繁和君  |
| 学校教育課長                   | 坂田明仁君  |
| 学校教育課参事                  | 藤嶋希君   |
| 学校教育課参事                  | 名生達也君  |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長 | 須藤智裕君  |

|                                             |   |   |   |   |   |
|---------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 体 育 課 長 兼<br>体 育 館 長 兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                                     | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                                    | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                                     | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                                      | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                                       | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消 防 次 長                                     | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                                     | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |   |   |   |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長                | 小 | 田 | 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関 |   |   | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                  | 喜 | 田 | 和 | 子 |   | 君 |
| 総 務 係                  | 水 | 嶋 | 篤 | 市 |   | 君 |
| 総 務 係                  | 山 | 内 | 梨 | 沙 |   | 君 |
| 財 政 係                  | 村 | 井 |   | 渉 |   | 君 |
| 行革DX推進係                | 水 | 口 | 祐 | 太 |   | 君 |
| 人 事 厚 生 係              | 満 | 間 | 笑 | 歩 |   | 君 |

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の一部を改正する条例制定について

- 8 議案第 8 号 森町中小企業特別融資利子補給費基金条例を廃止する条例制定について
- 9 議案第 9 号 令和5年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 10 議案第10号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 11 議案第11号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第12号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第13号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第14号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第15号 令和5年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第16号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(武蔵園子)
- 18 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（長瀬敏文）

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和6年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくよう、ご協力願います。

なお、本3月会議から試行として町職員側に対し、タブレット型パソコンの持ち込みを許可しております。使用に当たっては、議事に関する資料の閲覧に限るなど議事に関する目的以外での外部との通信、その他議事に関係のない目的で使用するものがないよう節度ある対応をお願いします。また、電子音や操作音が議事の支障とならないよう留意願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、千葉圭一君、議席9番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月14日までを予定しておりますので、議事運営にご協力願います。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 行政報告を行います。

昨年の12月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

森町公民館と役場庁舎の更新を軸とした森町複合施設整備基本構想策定業務の一環として、町民の皆様から広くご意見やアイデアをお聞きし、一緒に複合施設整備を考えていただくための町民ワークショップを12月15日、16日の2日間開催いたしました。2日目には中学生も参加していただき、中学生の視点からいろいろな意見を出していただきました。今回のワークショップは、幅広い年代、職種の方々が集い、たくさんのご意見をくださったので、今回いただいたご意見を基に今後の施設整備に反映していきたいと考えております。

12月23日には、昨年8月に福岡県福岡市で開催された鉄道模型コンテストに出展され、最優秀賞を受賞した埼玉県立教新座中学校・高等学校鉄道研究会の作品「10年後の新幹線に負けない 駅弁で盛り上がる北の町」の贈呈式がJR森駅で行われました。贈呈式の中で櫻井陽斗部長は、今日この森駅に小さな森駅がやってきました。これをきっかけに実際の函館本線森駅、そして森町がますます発展し、多くの方から注目を集めることを願っていますと作品に込めたメッセージをいただきました。今回、作品展示の機会を設けていただいたJR森駅の樋口駅長には感謝申し上げますとともに、鉄道研究会の皆様のますますのご活躍を祈念しております。

さて、町では地域全体で虐待やいじめなどから子供を守り育てる取組に理解を深めていただく機会として、1月27日に森町チャイルドファーストフォーラムを開催しました。3部構成で開催されたフォーラムですが、第1部では警察大学校特別捜査幹部研究所所長の小笠原和美氏に講師を務めていただき、過去に発生した児童虐待事案を例に、子供の安全、安心な生活のために見て見ぬふりはしない、行動する人になってほしいと来場者へ呼びかけました。続く第2部では、函館YWCAによる子供への暴力防止プログラムのワークショップが行われ、劇を交えながら子供が持つ安心、自信、自由の権利について伝えていました。第3部では、私も参加し、子供と共に学び共に成長する地域をテーマにシンポジウムを行い、地域全体での子育ての大切さや親以外の関わりの重要性を語り、閉会いたしました。

1月31日には、森町と栗山町において栗山町立北海道介護福祉学校を軸とした介護人材の確保に関する包括連携協定を締結しました。本協定では、介護分野における人材の育成、確保及び定着促進、福祉教育の促進を図ることを目的として、介護人材の育成と就業促進に関することをはじめとした様々な分野において包括連携し、介護人材の確保に向け、森町が抱える課題解決に効果が期待できることから、今後も両町で協力してまいります。

最後に、今回の3月会議に上程させていただく新年度予算案は、就任後4回目の予算案

となります。町長任期として最終年度の予算編成となりました。引き続き継続して実施していかなければならない課題解決のための予算や10年後、20年後の先を見据えた投資的な予算など内容は多岐にわたります。議会議員各位をはじめ、町民皆様のご理解、ご協力のおかげをもって1期4年の間、様々な事業を実施し、長年の懸案事項も一定の方向性を見出すことができました。しかし、町政は継続していくものであり、町の課題解決のためには引き続き果敢に挑戦する行政が必要であると考えます。町長として残りの任期までしっかりと町政を進めるとともに、切れ目なく次の時代へ、次の世代へつながる行政運営を進めさせていただきたいと考えており、町長として2期目の町政運営へ挑ませていただく覚悟でありますので、森町議会議員の皆様方には引き続きのご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、議案第1号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（阿部泰之君） 議案第1号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

資料ナンバー1をご参照願います。提案理由と改正内容でございます。昭和58年12月に建設されました三岱地区会館は、三岱町内会の加入者が不在となり、平成27年度から一時閉鎖していましたが、令和6年3月31日をもって当該施設を廃止するため、本条例から三岱地区会館を削除する一部改正をしようとするものでございます。

また、旧赤井川小学校職員住宅を赤井川生活館として設置するため、本条例から赤井川生活館を追加する一部改正をしようとするものでございます。

条例施行日は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、赤井川の生活会館についてなのですが、これは今条例設定するということは、前は駅前の方にあった会館を廃止していますよね。それに変わっている間の一時期、赤井川小学校を使っていた時期とかあったというふうに認識を持っているのだけでも、今後この職員住宅を改造していくという意味なのだろうか。実際に使われていますよね、会館として。その結構タイムラグがあったと思うのだけれども、その辺の理由と今後改造の計画があるのかどうか、ちょっと確認をお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

赤井川地区は、議員おっしゃるとおり赤井川特別母と子の家のほうを長年使っておりまして。ただ、その会館が老朽化に伴って使用できなくなったため、赤井川小学校を使った

り、今の旧職員住宅を使用しておりました。

なぜこのタイミングかというのは、赤井川母と子の家に比べて施設の広さ等がちょっと今のところだと大分狭くなるものですから、ちょっと試用期間というか、ちょっと不便がないかということも確認しながら、このタイミングで赤井川の町内会に確認したところ、生活館として使用していくということで確認が取れましたので、今回条例を上げました。また、改修については、大きな改修等は予定しておりませんが、当然管理人等々からこういった要望があれば、少しずつでも改修はしていきたいなと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 大体分かったのですが、今まで旧小学校を、赤井川小学校を使っていた時期があったと思うのです。今後その辺について、一切使う予定がなくて、今後はこの旧職員住宅を使っていくということでいいのですよね。

そして、旧小学校に関しては、もう普通財産になっていますよね。当然その管理上からすると、住民生活ではないでしょうけれども、管理は。その辺の今後のもし考えがあるのであれば、ちょっとお知らせ願いたいのですが。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今後、町内会館として赤井川小学校を使う予定はありません。今の提案したところで使っていこうと思っております。

赤井川小学校をどうするのかということについては、現状としてはまだ何も決まっていないと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第2号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第2号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

条例の朗読を省略させていただきます。資料番号2番、裏面の条例新旧対照表をご参照いただきます。提案理由でございますが、本案は森町特定環境保全公共下水道事業の全体計画の見直し並びに認可変更に伴い、条例に規定する諸元をそれぞれ改正するものです。

改正内容については、森町特定環境保全公共下水道事業赤井川処理区について、人口、1日最大処理水量を変更するものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

○13番（松田兼宗君） 確認したいのですが、赤井川地区の下水道の部分の人口と処理水量を減少させるということは、今後この地区における利用、人口減も含めて、そういうことを考慮した形で今回やるのか。それとも、国の基準が変わったから、ただそれに合わせただけなのか、ちょっとそれだけ確認をお願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

下水道事業計画については、5年に1回程度見直しすることとされておりますし、赤井川地区についても人口減少等による汚水処理水量等を過大な計画とならないよう国から求められていますので、本町処理区もそうですが、5年に1回程度見直しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第3号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第3号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条

例制定についてご説明申し上げます。

条例の朗読を省略させていただきまして、資料番号３番、裏面の条例新旧対照表をご参照願います。提案理由でございますが、本案は水道法が一部改正されることに伴い、森町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

改正内容については、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、所要の改正をするものです。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから議案第３号に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第７、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第８　議案第４号

○議長（木村俊広君）　日程第８、議案第４号　森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君）　議案第４号　森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。併せて資料番号４番、裏面の条例新旧対照表をご参照願います。第６条の５第２項中「４年」を「日本下水道協会北海道支部の登録期間」に改めるものです。

提案理由でございますが、本案は指定排水設備工事事業者の事務手続を簡素化するため、排水設備工事責任技術者の登録の有効期間を改正するものです。

改正内容については、登録の有効期間を日本下水道協会北海道支部の登録期間、現在は５年でございますが、これと整合するよう所要の改正をするものです。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから議案第４号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） ちょっと関連というか、確認したいのですが、今回の能登地震の絡みでなのですが、これは排水設備工事責任技術者の森町における登録者人数というのは、はっきりしているのでしょうか。さらに、民間と公務員、役場の職員と2種類あると思うのだけれども、その枠の範囲が何人、何人と決まっているのであれば、ちょっとお知らせ願いたいのですが。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

排水設備工事責任技術者のちょっとと人数は、今確実な人数は分かりませんが、指定工事店の中で森町で下水道、宅内の下水道につなぐ工事をやるとき、そのときに排水設備工事の責任技術者というものは登録させてもらっていますので、それについては各指定工事店には必ず責任者というのがあります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 何人いるかというのは、定数というのは決まっていらないのですよね、そうしたら。ということで理解をして、何人いるのだから分からないということの理解でいいですか。今後、先ほど言いましたように能登半島地震の絡みで、あれだけの災害があった場合に、技術者がいないと復旧できないわけですね。とすれば、その辺の部分を把握しておく必要があるのだと私は思っているのですが、その辺、今後の考えとしてもしあれば、お聞かせ願いたいのですが。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

この責任技術者の定数というのはありません。民間の指定工事店が町に申請して、条件とかが合えば許可しますので、責任技術者は何人でも工事店が増えていけば増えていくことになります。

また、この責任技術者は下水道事業のことではありますが、能登のほうでは水道のほうがなかなか復旧が進まないということですので、水道のほうは責任技術者という言い方はしていなくて、主任技術者という言い方をしていますので、それも同じように技術者は工事店にはあります。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 8、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 5 号

○議長（木村俊広君） 日程第 9、議案第 5 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第 5 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

条例の朗読を省略させていただきまして、資料番号 5 番、裏面の条例新旧対照表をご参照願います。提案理由でございますが、本案は水道法が一部改正されることに伴い、森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容については、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、所要の改正をするものです。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第 5 号に対する質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 9、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 6 号

○議長（木村俊広君） 日程第 10、議案第 6 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第 6 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、令和 6 年 1 月 25 日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の基準条例についても省令と同様の改正が必要なため、資料下段の改正する条例に記載の（１）、森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、（２）、森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、（３）、森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、（４）、森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の各条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、アナログ規制の見直し及び身体的拘束等の適正化の推進に係る字句の追加など、経過措置も含め、省令の改正と同様の内容に条例改正を行うものです。

資料ナンバー 6 の 2 ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。2 ページからの森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例改正につきましては、3 ページの第 9 条は特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、電磁的記録媒体の表記への改正となっております。

3 ページの第 24 条から 30 ページの第 201 条までの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者などにおける記録の整備及び具体的取扱方針においては、身体的拘束等の適正化の推進に係る字句の追加などとなっております。

ページが戻りまして、17 ページの第 125 条、20 ページの第 147 条及び 24 ページの第 172 条については、協力医療機関との連携体制の構築について定めることを追加するものです。

そのほかの条項における改正については、関連省令の改正等に伴う字句の追加などとなっております。

次に、33 ページからの森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例改正につきましては、34 ページの第 11 条は特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、電磁的記録媒体の表記への改正となっております。

35 ページの第 40 条、36 ページの第 42 条、39 ページの第 64 条及び 42 ページの第 85 条の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者などにおける記録の整備及び具体的取扱方針においては、身体的拘束等の適正化の推進に係る字句の追加などとなっております。

ページが戻りまして、39 ページの第 63 条の 2 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する

方策を検討するための委員会の設置を明文化したものです。

41ページの第83条については、協力医療機関との連携体制の構築について定めることを追加するものです。

そのほかの条項における改正については、関連省令の改正等に伴う字句の追加などとなっております。

次に、44ページからの森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例改正につきましては、45ページからの第6条は特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、電磁的記録媒体の表記への改正となっております。

47ページの第30条及び48ページの第32条については、指定介護予防支援事業者における記録の整備及び具体的取扱方針において、身体的拘束等の適正化の推進に係る字句の追加などとなっております。

そのほかの条項における改正については、関連省令の改正等に伴う字句の追加などとなっております。

次に、52ページからの森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正につきましては、53ページからの第6条はケアマネジメントの公正、中立性の確保のための取組の見直し及び特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、電磁的記録媒体の表記への改正となっております。

55ページの第15条及び57ページの第31条については、指定居宅介護支援事業者における記録の整備及び具体的取扱方針においては、身体的拘束等の適正化の推進に係る字句の追加などとなっております。

そのほかの条項における改正については、関連省令の改正等に伴う字句の追加などとなっております。

議案の最終の2ページをご参照願います。改正する4条例の施行期日は令和6年4月1日となっております。また、附則の第1条第1号から第4号までの改正規定における施行期日は令和7年4月1日となっております。

附則の第2条から第4条までは、身体的拘束等の適正化、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携について経過措置を設けております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから議案第6号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君）　非常に長い条例改正の部分なのですが、これを見ると6事業、事業者の定義が関連があるのですが、これらの事業ということからの事業者というのは、森町に具体的にどことどこなのかとか、具体的にどこの事業者、名前を挙げてほしいの

です。全然そう言われて、こんなに言われてもぴんとこない部分があるので、今多分答えが出なければ、後で資料として提出していただければ助かるのですが、どうもイメージが合わないのです、この言葉と。その辺のもし後でも構わないのですが、今簡単に説明してくれても構わないです。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、第1条関係における事業者については10の事業所がありまして、その中でちょっと種別は割愛しますが、サムハラさん、あんずさん、あじさいさん、おもひで・桜、もりの家、温もりの家、シャリテの森です。2条関係の部分の事業所におきましては、こちらにも3種類の事業所がありまして、あじさいさん、おもひで・桜、もりの家、温もりの家です。3条関係、4条関係における事業者におきましては、森町の地域包括支援センターです。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 後で資料をお願いします。それだけ。

終わります。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第7号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、法律の別表第2が廃止となることから、本条例で引用している箇所を改めるとともに、用語の定義を本則に追加しようとするものです。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから議案第7号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12　議案第8号

○議長（木村俊広君）　日程第12、議案第8号　森町中小企業特別融資利子補給費基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○商工労働観光課長（奥山太崇君）　議案第8号　森町中小企業特別融資利子補給費基金条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。

本案は、森町新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子補給費制度により発生した利子の補給が令和5年度で終了となることから、今後一般会計への基金の繰入れが不要となるため、本条例を廃止しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから議案第8号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君）　ちょっと確認なのですが、これ当然条例を廃止するということは、その絡みの要綱、交付要綱ありますよね。これも廃止するという考えでいいのですよね。まず、その部分。

それと、この利用がなく、1万円を今回補正していますよね。減額補正なのだろうけれども、その辺は利用者がなかったということで理解していいのですか。それとも、そういうコマーシャル的というか、どれだけそういう需要があるのかどうかの把握というのはやられていたのかどうかも含めてお願いします。

○議長（木村俊広君）　暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えします。

併せて要綱も廃止したいと思います。

利用状況なのですが、今回の制度につきまして、32事業者が利用されています。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第9号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第11回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,707万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ138億4,749万6,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表、地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、8ページをお開き願います。歳入の主なものを説明いたします。款11地方交付税の5,847万8,000円は、国の補正予算により普通交付税の追加交付があったため、補正財源として計上するものです。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目4農林水産業手数料の95万3,000円は、ホヤの廃棄処理に係る森漁業協同組合の手数料を計上するものです。

次に、10ページの款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の1,245万2,000円は、住民基本台帳システム及び戸籍付票システムの改修に伴う国の補助金を計上するものです。

款16道支出金、項2道補助金、目1総務費補助金の地域づくり総合交付金の180万円は、地域公共交通事業に係る費用に充当しようとするものです。また、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金を住宅用太陽光発電システム設置補助金の財源として充当しようとするものです。

次に、12ページの款18寄附金では、これまでの寄附額を精査し、補正するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費の2,640万5,000円は、普通交付税の追加交付のうち、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債の元利償還分として交付された分を減災基金に積み立てようとするものです。

項3戸籍住民基本台帳費の1,245万2,000円は、マイナンバーカードや住民票及び戸籍付票に振り仮名を表記するためのシステム改修となっております。なお、本委託業務は全額明許繰越しをして令和6年度にかけて改修しようとするものです。

次に、20ページの款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉総務費の108万9,000円は、森町国民健康保険特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

次に、22ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節12委託料の1,450万円は、森町葬苑改修工事に係る調査設計業務の委託料を計上するものです。なお、本委託業務は全額明許繰越しをして令和6年度にかけて改修しようとするものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

目6病院費の2,719万4,000円は、国民健康保険病院事業会計への補助金を計上するものです。

次に、26ページの款6農林水産業費、項3水産業費、目3水産施設管理費の95万3,000円は、出荷先のなくなったホヤを水産系副産物再資源化施設で受け入れ、処理するために排出される排水の処理手数料を計上するものです。

次に、28ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節12委託料の除雪業務委託料の増額は、降雪による予算不足に備え、補正しようとするものです。また、節13使用料及び賃借料の増額も排雪処理の予算不足に備え、補正するものです。

次に、30ページの項6住宅費の節10需用費、修繕料は、町営住宅の修繕箇所増加により増額補正するものです。

次に、32ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料は、スクールバス2号車のクラッチを修繕しようとするものです。

また、項3中学校費の修繕料では、砂原中学校のトイレタイルを修繕しようとするもの

です。

次に、34ページの項6 保健体育費、目3 学校給食費、節10 需用費の修繕料65万6,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

款12 公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第9号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

○13番（松田兼宗君） 何点かあります。

まず、11ページ、国庫支出金のところの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が228万減額になっていますけれども、この意味というのはワクチンの接種者が減ったということの理解でいいのか、お願いします。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

当初予定していた人員数よりも減った分を減額しております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○保健センター長（宮崎 渉君） 当初予定していた接種者数より減少しておりますので、その部分がそのまま補助金の減額につながっております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 具体的に何名ほどなのか、あるいは何%減しているのか、ちょっとお願いします。

○保健センター長（宮崎 渉君） ちょっと手元に資料ありませんので、後ほど資料提出します。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 私は、道支出金の道補助金、電源立地地域対策交付金なのですが、これというのは既にきつと内示がもう入っている中で今の3月の補正になっていて、新年度に関わるのですが、同額減額になっている部分が交付をされる予定だと。この中身、なぜこれ減額されるのでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

電源立地交付金につきましては、令和5年度予算編成のときにはまだ内示がなくて、前年度ベースで計上させていただいております。その後、ちょうど1月末くらいですか。そのときに配分内示が来まして、予定されていた内示額より7万円少なかったということで、今回事業が終わったということで減額補正させていただいております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 私が聞いているのは、その7万円の算定、どうしてこの7万円が減額されてくる。その中身というのは何なのかと私は聞いているのです。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

電源立地交付金に関しましては、水力分と移出分の2つに分かれておりまして、水力分に関しましては前年度ベースで配分されておりますが、移出分の部分に関しては前年度より7万円、国から減額されたということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 23ページの保健衛生費、環境衛生費の委託料の森町葬苑改修工事調査設計業務委託料に関してなのですが、これ前回聞きましたが、43年経過している建物をあと長寿命化して30年使うような予定となっておりますけれども、これ改修工事の調査ということですが、この先建物として70年もつと判断してのこの改修設計ということなののでしょうか。それとも、そういうことも含めての調査ということなののでしょうか、教えてください。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

43年たっています。今この調査をするのは、その43年たってどのような状況なのかというのをまず調査します。先日、私が30年と言ったのはあくまでも希望ですので、今調査して、あと何年もつかというのを改めて調査したいと思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ということは、この改修ということにこだわらず、工事の設計を調査、依頼していくという形でよろしいのでしょうか。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

そういった判断を下すためにも今回調査設計するものです。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 13ページ、これちょっと教えていただきたい。寄附金が一般寄附金として2,252万5,000円というのが上がっているのですが、これというのは差し支えなければ中身をお知らせ願いたいのですが。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回この寄附を補正した中身としては、個人の方からの多額の寄附が大きな要因でありますけれども、本人の意向によりまして、誰ですとか、どういったことというのは一切伏せてくださいということですので、この場でのちょっと発言は控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長(木村俊広君) 日程第14、議案第10号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(宮崎弘光君) 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,287万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億7,492万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2,318万円の増額は、現年課税分及び滞納繰越し分の収納額を精査したものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金7,520万円の減額は、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。節2保険給付費等特別交付金805万5,000円の増額は、歳出で説明いたします直営診療勘定繰出金の増額及び柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等の減額によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金108万9,000円の増額は、繰入金の精査によるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,000円の増額は、人件費の精査によるものです。

目2連合会負担金129万9,000円の減額は、各種負担金の確定によるものです。

項5特別対策事業費、目2医療費適正化特別対策事業費10万5,000円の減額は、柔道整復施術療養費患者調査業務委託料の確定によるものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から8ページの項4出産育児諸費までの減額につきましては、保険給付費の精査によるものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から10ページの項2後期高齢者支援金分までの減額につきましても納付金の確定によるものです。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費1万3,000円の増額は、特定健診ネットワーク通信費を補正するものです。

項2保健事業費、目2保健衛生普及費は金額を変更せず、財源内訳を変更するものです。

12ページ、款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金2,671万8,000円の増額は、今年度会計に剰余金が発生する見込みとなり、増額するものです。

款9諸支出金、項2繰出金、目1直営診療勘定繰出金825万円の増額は、北海道から交付

される医療機器購入に伴う保険給付費等特別交付金を森町国民健康保険病院へ繰り出すものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから議案第10号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君）　1点だけちょっとお聞かせください。9ページの出産一時給付金のところの減額、700万減額しているのですが、これは通常考えると何人分を想定した金額になるのか。というのは、これだけこの数字を見ると出生者数が減っているのだと私は理解していいのだと思うのですが、その辺の見方というか、考え方も併せてお願いします。

○議長（木村俊広君）　暫時休憩します。

休憩　午前11時02分

再開　午前11時02分

○議長（木村俊広君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

11時15分まで暫時休憩します。

休憩　午前11時02分

再開　午前11時15分

○議長（木村俊広君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　お答えいたします。

この出産育児一時金につきましては、当初30名分の1,500万円予算組んでおりましたけれども、今回内容を精査いたしまして、14人分の700万円減額ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 11 号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第11号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,474万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1 後期高齢者保険料、項1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収保険料254万7,000円の増額につきましては、収納額を精査し、補正するものです。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金5万4,000円の減額は、広域連合へ納付する事務費負担金の確定によるものです。

目2 保険基盤安定繰入金264万3,000円の減額は、広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の確定によるものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金15万円の減額は、後期高齢者保険料の精査、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第11号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 12 号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第12号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,574万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億7,224万2,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収保険料504万6,000円の減額及び節2普通徴収保険料535万3,000円の減額につきましては、第1号被保険者における介護保険料の精査により補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,255万円の減額及び項2国庫補助金、目1調整交付金518万円の減額につきましては、歳出における保険給付費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

目3地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）9,000円の増額につきましては、歳出における地域支援事業費の精査により補正するものです。

目6介護保険事業費補助金159万9,000円の増額につきましては、介護保険システム改修における国庫補助金の確定に伴い補正するものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,998万円の減額、6ページの款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金1,150万円の減額及び項2道補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）3,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費及び地域支援事業費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金925万円の減額及び目3地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）3,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費及び地域支援事業費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

目5その他繰入金150万3,000円の増額につきましては、歳出における人件費、介護保険システム改修費及び介護認定審査会費の増額に伴い補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費197万3,000円の増額につきましては、職員手当、介護報酬改定等に伴うシステム改修費及び国保連介護系システム保険者業務端末導入負担金の増額に伴い補正するものです。

項3介護認定審査会費、目2認定調査等費7万9,000円の増額につきましては、職員手当の増額により補正するものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3地域密着型介護サービス給付費2,900万円の減額及び目5施設介護サービス給付費4,500万円の減額につきましては、各サービス給付費の精査の結果、保険給付費の減額に伴い補正するものです。

10ページの款4地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費2万円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正するものです。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金618万6,000円の増額につきましては、国からの補助金余剰分及び保険給付費の減額に伴い財源となっていた保険料を積み立てするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから議案第12号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君）　ちょっと1点、9ページの歳出のところの補正なのですが、サービス給付金の金額が2,900万、4,500万の減額補正になっているのですが、これは当然給付者数が減っているからというふうに見るべきなのではしょうけれども、何人ほどなのか。というのは、私はこの間、死亡者数が増えているのではないかというふうに見ているのです。とすれば、当然給付費が減ってくるだろうというふうに見ているのですが、実際の死亡者数と介護給付費が符合するのではないかなと思っているものですから、その辺ちょっとお知らせお願いしたいのですが。

○保健福祉課参事（萩野友章君）　お答えいたします。

まず、人数についてということなのですが、厳密に何人ということとはちょっと算定できません。しかしながら、当初の支出の見込みという部分で介護サービスの量が減少したということです。主な理由としましては新型コロナウイルスの関係もありますし、そのほかの感染症等とかの影響もございますので、全体的に介護サービスの量が減少したことによって全体的な保険給付費も同時に減少したということが推測されます。

以上です。

○13番（松田兼宗君）　要するに、端的にコロナの影響というのは確かにあるのは分かるのけれども、死亡者数との関係というのは見ているのかどうか。関連があると当然その分が減るのだと私は思うのですけれども、そういう見方というのはしないのかどうか、お願いします。

○保健福祉課参事（萩野友章君）　お答えいたします。

死亡者の関係につきましても当然コロナと同様に、死亡者数も増加していますので、その部分も影響していると思います。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第13号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万1,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億7,097万3,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金50万1,000円を減額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節3職員手当及び節8旅費は、事業の精査による過不足の補正でございます。節10需用費の修繕料は、公用車のバックモニター及びカメラの修繕をしようとするものです。節12委託料は、特定建築物定期報告調査業務の終了に伴う減額と医療系廃棄物処理委託料、宿直業務委託料の不足分を計上するものです。節13使用料及び賃借料は、寝具借り上げ料の不足分を計上するものです。節14工事請負費は、重油地下タンクライニング工事業終了に伴う減額、節18負担金補助及び交付金は研修会参加負担金の不用額を減額しようとするものです。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当は、不足分を精査し、補正するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから議案第13号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（河野 淳君） 7ページの事業費の職員手当の夜間介護手当なのですが、これ増額になっていて、多分年間の計画の中ではそんなに過不足ないはずだと思うのですが、増額になった主な要因とかというのは分かりますか。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） お答えいたします。

通常ですと、夜間介護手当の部分だったのですが、コロナウイルス発生等による代替の分の手当の計上をしております。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第14号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第14号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、令和5年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、9億6,348万円に5,080万7,000円を追加し、10億1,428万7,000円とし、支出、第1款病院事業費用、11億8,854万6,000円から9,015万円を減額し、10億9,839万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「4,625万4,000円」を「4,541万5,000円」に改めるものです。収入、第1款資本的収入、9,844万円から163万6,000円を減額し、9,680万4,000円とし、支出、第1款資本的支出、1億4,469万4,000円から247万5,000円を減額し、1億4,221万9,000円とするものです。

2ページをお開き願います。第4条に定めた企業債ですが、入札額の減により精査したものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものです。不採算地区運営補助金1億8,474万円に2,607万7,000円を追加し、2億1,081万7,000円に、経営健全化補助金4,541万3,000円に110万3,000円を増額し、4,651万6,000円とするものです。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金2,718万円の増額は、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金としての他会計補助金であります。

目3補助金2,322万7,000円の増額は、感染症病床確保、感染症医療体制整備に係る補助

金であります。

目 5 その他医業外収益40万円は、認定介護管理者教育課程受講促進事業助成金の確定によるものでございます。

支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費9,045万2,000円の減額は、職員給、各種手当等人件費の精査によるものでございます。

目 3 経費40万円は、認定看護管理者教育課程を受講した看護師への助成金を支出するものでございます。

5 ページ、項 2 医業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費 9 万8,000円の減額は、リース資産利息の精査によるものです。

資本的収入及び支出の補正については、各収入、各支出ともに医療機器等購入に係る入札額の減による精査と事業費確定による各補助金の充当によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第14号に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） 4 ページ、お願いします。4 ページの支出のところの病院外事業費の補正額9,045万2,000円の減額なのですが、先ほど精査によるというふうには説明していないのだけれども、具体的なところ、人数からいうと相当職員数がこの数字を見ると足りていないからということなのですか。それとも、何かその他の理由があるのでしょうか。これだけ減額するという理由をお知らせください。

○国保病院事務長（千葉正一君） 基本的に看護師等の職員数は、現状では足りている状況だと思います。ただ、医師については現状今 4 人いますが、募集等を行って対応させた分も当初で見ている部分もありましたので、結果的に増員にならなかった点もありますので、今回減額とさせていただきます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今、看護師とかのほうは充足しているからと。その他の職員についてはどうなのかということで、ほぼこれ9,000万という金額というのは医師何名分のあれなのか。医師が 4 名と言いましたけれども、予定としては何名を確保しようとしているのか。それ点も含めてちょっとお知らせください。

○国保病院事務長（千葉正一君） すみません。手元に詳細の資料ございませんので、後日ご説明させていただきます。

○3 番（高橋邦雄君） 資料ナンバー 2 ページ、企業債の第 4 条です。医療機器購入事業ですけれども、改正後は 2 分の 1、約1,200万円ですか。これ 2 分の 1 になった要因としては、今後医療機関に対してそういう機械を更新する必要性がないために減額したのか。それか、また病院の環境、体制として今後スモールではないのですけれども、医療機関を変えていく方針という形の表れなものか、ちょっとそこら辺をお聞きします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 補助金の825万円あるのですけれども、その分も含めての減額という形になりました。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第15号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第15号 令和5年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,270万2,000円から65万9,000円減額し、収入総額を2億9,204万3,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の支出について、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億3,026万1,000円から117万6,000円減額し、支出総額を3億2,908万5,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本分括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金3,879万3,000円を2,919万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金2,024万1,000円を2,342万円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の2,971万8,000円から1,951万8,000円減額し、収入総額を1,020万円にしようとするものでございます。

次に、支出について、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の8,975万2,000円から2,693万6,000円減額し、支出総額を6,281万6,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入れ限度額2,550万円を800万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益65万

9,000円の減額は、負担金に関する精査によるものです。

次に、支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費6万円の増額は、賞与引当金繰入額の精査によるものです。

目5総係費218万2,000円の減額は、人件費及び事業執行の精査によるものです。

目6減価償却費92万2,000円の増額は、事業執行による精査によるものです。

目7資産減耗費2万4,000円の増額は、既存施設の資産除却費を精査したものです。

6ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,750万円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

項2負担金、目1負担金201万8,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

次に、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費2,693万6,000円の減額は、工事請負費の尾白内町地区配水管移設更新工事が開発局の港湾道路工事に合わせて中止になったことと、ほか更新工事の事業精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第16号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第16号 令和5年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

本案は、令和5年度森町公共下水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億5,689万6,000円から818万減額し、収入総額を4億4,871万6,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億5,884万3,000円から1,012万

7,000円減額し、支出総額を4億4,871万6,000円にしようとするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億2,276万円を1億2,309万1,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億919万6,000円から1,206万9,000円減額し、収入総額を1億9,709万7,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億3,166万円から1,147万2,000円減額し、支出総額を3億2,018万8,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入れ限度額3,750万円を2,700万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金について、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を4,843万1,000円に、経営健全化補助金を1億6,684万9,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金780万7,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

目2消費税及び地方消費税還付金63万6,000円の減額は、消費税等の収入を精査したことによるものです。

目3長期前受金戻入33万1,000円の増額は、減価償却額の確定に伴い精査したものです。

5ページをお開き願います。支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費163万9,000円の減額は、賞与引当金及び事業執行精査によるものです。

目2処理場費590万円の減額は、電気料、薬品費、汚泥運搬及び汚泥処理委託料、修繕費の精査によるものです。

目4総係費268万1,000円の減額は、賞与引当金、事業に係る経費の精査によるものです。

6ページをお開き願います。目5減価償却費66万2,000円の増額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費56万9,000円の減額は、利息の確定や一時借入れ期間の短縮等による精査となります。

7ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,050万円の減額は、事業実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

項3出資金、目1他会計出資金210万4,000円の減額は、資本的収入不足額を精査し、減額しようとするものです。

項4受益者負担金、目1受益者負担金50万5,000円の増額は、徴収猶予地の解除に伴う納付により増額となったものです。

8ページをお開き願います。次に、支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,147万2,000円の減額は事業の執行精査によるもので、主に

節の工事請負費1,060万円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから議案第16号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（野口周治君）　今の最後のページの工事請負費の減少による、その工事請負費が減ったのはなぜですか、教えてください。

○上下水道課長（水元良文君）　お答えします。

当初予算で私道の対策工事とかで約2,000万ほど申請があってもできるように毎年取っているのですが、本年はそういう私道対策工事の申請もなかったものですから、減額となったものです。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第20、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21　諮問第1号

○議長（木村俊広君）　日程第21、諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

岡嶋町長の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君）　ただいま議題となりました諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております菜畑憲次郎氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、武蔵園子氏を推薦したいと思います。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー9を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は指導者として公文式森駅前教室を営まれ、長年地域児童へ指導されております。また、人権活動への関心も高く、地域の活動に対しても意欲

的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く適任であると思われますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

○13番（松田兼宗君） ちょっと1点だけ聞きたいのですが、通常人権擁護委員というのは役場の職員のOBが務めてきた経緯があるのだと私は理解しているのです。そこで、この人は民間だから駄目とかという話でなくて、民間の人、経歴を持った人が人権擁護委員になった経緯というのはあるのでしょうか、過去に。それだけお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 過去には、民間の方で人権擁護員を務めていただいている方もおります。

以上です。

○議長（木村俊広君） いますということでもいいのだよね。

○総務課長（濱野尚史君） おります。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

#### ◎日程第22 同意第1号

○議長（木村俊広君） 日程第22、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております長瀬敏文氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

長瀬敏文氏は、平成20年5月に議会の同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君）　これから同意第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君）　起立多数であります。

よって、日程第22、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

#### ◎延会の議決

○議長（木村俊広君）　お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（木村俊広君）　本日はこれで延会します。

次回は、3月5日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会　午前11時56分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和6年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和6年3月5日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時22分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町政執行方針・教育執行方針
- 4 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第22号 令和6年度森町一般会計予算  
議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算  
議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（13名）

|              |             |
|--------------|-------------|
| 議長 14番 木村俊広君 | 副議長 1番 伊藤昇君 |
| 2番 河野文彦君     | 3番 高橋邦雄君    |

4 番 河 野 淳 君  
 6 番 野 口 周 治 君  
 8 番 千 葉 圭 一 君  
 1 0 番 加 藤 進 君  
 1 3 番 松 田 兼 宗 君

5 番 山 田 誠 君  
 7 番 齊 藤 優 香 君  
 9 番 佐々木 修 君  
 1 2 番 東 隆 一 君

○欠席議員（1名）

1 1 番 山 本 裕 子 君

○出席説明員

|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| 町 長                                   | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                                 | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会 計 管 理 者 兼<br>出 納 室 長                | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                               | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長                               | 濱 野 尚 史 君   |
| 総 務 課 参 事 併<br>選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長 | 東 克 宏 君     |
| 監 査 事 務 局 書 記 長                       | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防 災 交 通 課 長                           | 柴 田 正 哲 君   |
| 契 約 管 理 課 長                           | 山 田 真 人 君   |
| 企 画 振 興 課 長                           | 川 村 勝 幸 君   |
| 企 画 振 興 課 参 事                         | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                               | 柏 渕 茂 君     |
| 保 健 福 祉 課 長                           | 宮 崎 弘 光 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事                         | 萩 野 友 章 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事 兼<br>保 健 セ ン タ ー 長      | 宮 崎 涉 君     |
| 住 民 生 活 課 長                           | 阿 部 泰 之 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長                         | 野 崎 博 之 君   |
| 環 境 課 長                               | 川 口 武 正 君   |
| 農 林 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長        | 寺 澤 英 樹 君   |
| 農 林 課 技 術 長                           | 濱 野 真 行 君   |
| 農 林 課 参 事                             | 佐 藤 司 君     |
| 水 産 課 長                               | 岩 井 一 桐 君   |

|                                     |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 商工労働観光課長                            | 奥 | 山 | 太 | 崇 | 君 |
| 建設課長                                | 富 | 原 | 尚 | 史 | 君 |
| 建設課技術長                              | 伊 | 藤 | 正 | 吾 | 君 |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長                    | 落 | 合 | 浩 | 昭 | 君 |
| 町民福祉課長                              | 金 | 丸 | 義 | 樹 | 君 |
| 教 育 長                               | 毛 | 利 | 繁 | 和 | 君 |
| 学校教育課長                              | 坂 | 田 | 明 | 仁 | 君 |
| 学校教育課参事                             | 藤 | 嶋 |   | 希 | 君 |
| 学校教育課参事                             | 名 | 生 | 達 | 也 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長            | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |
| 体育課長兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                             | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                            | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                             | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                              | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                               | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消 防 次 長                             | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                             | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |       |   |   |   |
|------------------------|-------|---|---|---|
| 事 務 局 長                | 小 田 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関     | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                  | 喜 田   | 和 | 子 | 君 |
| 総 務 係                  | 水 嶋   | 篤 | 市 | 君 |
| 総 務 係                  | 山 内   | 梨 | 沙 | 君 |
| 財 政 係                  | 村 井   |   | 涉 | 君 |
| 行革DX推進係                | 水 口   | 祐 | 太 | 君 |
| 人 事 厚 生 係              | 満 間   | 笑 | 歩 | 君 |

○会議に付した事件

- 1 町政執行方針・教育執行方針
- 2 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第22号 令和6年度森町一般会計予算  
議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算  
議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、加藤進君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町政執行方針・教育執行方針

○議長（木村俊広君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） 令和6年度町政執行方針

I はじめに

令和6年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

昨年は新型コロナウイルス対策が大きな節目を迎えたことから、町内において各種イベントが再開され、町内外から多くの方々にご来場いただきました。「静岡県森町」「青森県外ヶ浜町」との友好町交流事業においても、各団体等に所属する多くの町民の皆様にご参加をいただき、私自身も各友好町での現地イベントを訪問し、これまでに積み重ねてきた友好の証と歴史を再確認するとともに、さらなる親睦を深めることができました。

一方で、国際情勢による原油高や物価高をはじめ、連続した猛暑日による農作物の生育不良や、ALPS処理水放出などにより、町民の皆様の生活と当町の産業は現在も甚大な影響を受けております。

今後も町の先頭に立ち、これらの課題に対し有効な施策を迅速に講じることで、ピンチをチャンスに変え、町民の皆様がいきいきと充実した生活が送れるよう、また、町内の事業者様が安心して事業を営むことができるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

人口減少により地域の縮退が余儀なくされ、地方自治体を取り巻く行政課題は山積しております。その解決に向け、行政としての責任と役割を果たしていくためには、町内外の様々な人材や民間企業等との連携が必要不可欠であると考えます。将来に向けて発展を続ける持続可能な行政運営に取り組み、引き続き「課題を価値に変える挑戦者溢れる町づくり」を進めてまいります。

本年度も「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## Ⅱ 主要施策の推進

### 【保健・医療】

#### <保健>

本年度も、町民の皆様が健やかに暮らし続けられますよう、様々な保健事業を推進してまいります。

健康維持に最も重要となる総合健診では、受診率向上のため特定健診や乳がん・子宮がん検診の無料化を進めてきましたが、新たに肺がん検診を無料化し、疾病の早期発見と重症化防止に努めてまいります。

少子化対策としましては、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターにて相談支援を行うとともに、出産・子育て応援金を引き続き支給してまいります。

さらに、妊娠・出産に伴う費用負担の軽減を図るため、不妊治療費、不育症治療費、妊産婦検診交通費、産後ケア費、新生児聴覚検査費への助成を継続して行うほか、新たに不妊治療と併用して実施した先進医療費及び交通費を助成してまいります。

また、本年より開始しました带状疱疹ワクチン予防接種費用への助成を継続するとともに、有料となる新型コロナワクチン予防接種費用への助成を新たに実施してまいります。

#### <子ども医療>

子どもの疾病に対する適切な受診機会の確保、保健・福祉の向上を図るため、「子ども医療費助成制度」による高校生までの医療費無料化を継続し、子育て世代の保護者の負担軽減に努めてまいります。

#### <国保病院>

全国的な少子高齢化に伴う人口動態の変化によって受診患者年齢層の変動等が影響し経営が厳しい状況となっておりますが、地域包括ケア病床は、回復期患者の在宅復帰や収益に貢献していることから、引き続き適正な運用に努めてまいります。

継続的に安定した医療を提供するには、職員の資質の向上や医療体制を構築することが重要であることから、医師を含めた医療スタッフについて離職の防止や計画的な人員確保に努めてまいります。

また、医療情報の活用・医療機関との連携等のため、医療DXの導入は有用かつ不可欠であり、電子カルテシステムの導入、マイナンバーカードの健康保険証利用など、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、夏季における猛暑対策として、入院・外来患者の熱中症対策や環境保全に向け、冷房設備の設置に取り組んでまいります。

現在も新興感染症対策の継続が必要とされ、医療機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、森町国民健康保険病院経営強化プランを基に経営の効率化に取り組み、地域の中核的医療機関としてその使命を果たしてまいります。

#### 【地域・高齢者福祉】

地域福祉につきましては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町内会や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の協力を仰ぎながら、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、「森町高齢者福祉計画」においても総人口の減少に伴い、高齢化率が伸び続けており、更に75歳以上の人口が増加していることから、高齢者地域ぬくもり事業の助成額の拡充や高齢者が必要とする各種サービスを関係機関や民間事業者等と連携し提供してまいります。

森町シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい充実、健康の保持増進、地域社会の活性化に貢献していることから、安定的に事業運営できるよう支援してまいります。

また、介護需要の高まりに対応し、質の高いサービスを提供していくうえで、介護事業所における人材確保は重要な課題であり、介護人材確保対策事業を継続するほか、「介護人材確保に関する包括連携協定」を締結した栗山町との連携により、介護人材確保・育成に向けた取組みを推進してまいります。

#### ＜さくらの園＞

全ての都道府県で高齢化率が上昇している中、介護施設に求められるニーズは多様化し、より質の高い介護サービスの提供が求められています。

各種研修の機会を増やし介護技術の向上に努め、入所者個々に合わせた食事を提供するなど、常に入所者に寄り添う介護を実践することにより、生活の質を高め、入所者が安心して笑顔で暮らせる施設運営に努めてまいります。

施設の維持管理につきましては、必要な修繕や改修を行い、入所者が安心して暮らせる施設整備に努めてまいります。

入所者のご家族に対しては、新型コロナウイルス感染予防のための面会制限を行っていますが、今後も状況に応じた段階的な解除や家族との交流を絶やさない取組みを進めてまいります。

#### 【児童福祉】

#### ＜チャイルドファースト＞

子どもが幸せに生きるためには、身体的・精神的な安心安全が地域で確保されていることが大切です。また、保護者の経済状態が与える影響も大きく、貧困削減には保護者への支援も含めた総合的な施策が必要となります。

また、人口減少等による社会縮退の悪影響から、社会で取り残されようとする子どもを見つけられないでいる現状もあります。町民一人ひとりが逆境にある子どもに対して希望の光を与えられる存在であるということを知っていただき、地域で子育て支援を行っていく必要があります。

子どもたちに温かな手を差し伸べ、いつでも手をつなげられる状態にしてあげなければなりません。私たちが子どもの未来のためにできる事を最優先で取り組まなければなりません。「子どもまんなか社会」を推進するため、森町はチャイルドファーストを宣言します。

また、自治体・地域と関係機関が協働し、子育て世代が抱える社会的不利を取り除き、明るい地域社会の創造を子どもとともにを行うことを目的として役場組織内において「森町子ども安全保護方針」を定めます。

昨年度、子育て支援課内に「森町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども及びその家庭や妊産婦の福祉に関しての相談や、情報提供、関係機関との連絡調整などに取り組んでまいりました。本年度も支援拠点としての機能・周知強化に努め、子どもの虐待発生防止と早期発見のため、関係団体との更なる連携強化を図ってまいります。

#### <子育て支援>

本年度は、昨年度に保護者の皆様を対象に実施した、子ども・子育て支援に係るアンケート調査を基に、「第3期森町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて取り組んでまいります。

また、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的とした「森町入学・卒業祝金支給事業」や、「幼稚園・保育所及び認可外保育施設等の保育料無償化事業」と併せて、「森町ことぶき出産奨励事業」を引き続き実施し、子育て世帯に対する支援を行ってまいります。

新たな保育所の整備につきましては、本年度から建設工事に着手し、令和7年度中の施設開所に向けて引き続き取り組んでまいります。

#### 【障がい者福祉】

障がい者福祉の推進につきましては、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づく各種サービス提供体制の確保や、障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、障がいのある方が安心して暮らすことができるよう、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、就労希望者の職場定着のため、障がいへの理解を深めるための啓発、障がい者雇用促進事業の活用により、雇用促進を図ってまいります。

#### 【社会保険】

#### ＜国民健康保険事業＞

国民健康保険につきましては、北海道における統一保険税率を見据え、北海道国民健康保険運営方針に基づき、保険税の平準化に向けた税率の見直しを行ってまいりました。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の保険税均等割額を5割軽減、昨年度からは出産する被保険者に係る産前産後相当期間分の保険税所得割額と均等割額を減免しておりますが、今後も、北海道や町村会等と連携を図り、軽減対象年齢の引き上げや財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう努めてまいります。

特定健康診査につきましては、健診料金の無料化や健診項目の充実、受診勧奨通知を工夫し実施しておりますが、受診率は低い状況にあります。このことから、町内医療機関へ協力を仰ぎ、個別健診やかかりつけ医によるみなし健診を増やすとともに、より一層受診勧奨を強化し、受診率向上を図ってまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

#### ＜介護保険事業＞

本年度が初年度となる「第9期介護保険事業計画」においても、高齢化率や要介護認定率の増加が予想されております。

町民の皆様からの相談件数も増加しており、相談内容についても多岐にわたっておりますが、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や医療機関等と連携・協力を密にして、利用者の支援等、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた「認知症初期集中支援チーム」の運営や「認知症カフェ」の実施、並びに「認知症ケアパス」の普及・啓発に努めてまいります。

高齢者の日常生活上の支援につきましては、引き続き「生活支援サポーター」を養成し、生活支援体制を強化してまいります。また、新たな取り組みとして「生活支援サポーター活動支援事業」を実施し、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

#### ＜後期高齢者医療制度＞

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象として北海道後期高齢者医療広域連合が保険事業を運営し、市町村が窓口対応や保険料の徴収等を行っております。

団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行する時期を迎え、今後ますます医療費は増加することが見込まれることから、より一層、広域連合や関係機関と連携を図り、制度の周知や円滑な事業運営に努めるとともに、健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

#### 【農林業】

##### ＜農業＞

昨年は、肥料価格等の高騰に加え、生育期間中の高温などにより、生産者は基幹作物の

製品歩留りや品質低下など多くの課題を抱えました。また、酪農・畜産では、飼料価格等の高騰や生乳の生産抑制に加えて、猛暑による対応に迫られました。

J A新はこだて森営農センターにおける農畜産物販売額は昨年を大きく下回る見込みであり、農業経営の継続が危ぶまれる中、生産者と共に様々な課題や検討事項を洗い出し、高収入・良品質出荷に向けた話し合いが行われ、関係機関との情報共有が図られました。本年も関係機関との連携をより一層強化し、生産現場で求められる施策の充実を図り、課題解決に努めてまいります。

水路等の保全・管理につきましては、国等の支援事業及び交付金等の活用により農業者等の負担軽減に努め、耕作条件の改善に向けては、水路等の整備を継続してまいります。

また、ヒグマ、エゾシカによる農業被害の軽減対策をはじめ、荒廃農地の再生、六次産業化による地域特産品の開発及び新規作物の導入に対する支援のほか、食農学の分野における大学との連携を図ってまいります。

新たな取組みとしては、農業販売収入の減少を補てんする「収入保険加入支援事業」をはじめ、馬鈴薯共選機械の更新導入に対する支援をスタートしてまいります。

さらには、今後の本町農業の将来を見据え、町と関係機関で組織する営農指導対策協議会が中心となり、就農相談体制の構築、指導農業者等の技術指導体制の構築、研修農場等の整備、新たな支援メニューなどを検討し、農業者等の受入環境の充実に向けて取り組んでまいります。

駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館につきましては、安心・安全に利用できるよう、昨年度策定した施設の長寿命化計画に基づき、施設の改修に向けて取り組んでまいります。

#### < 林業 >

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源であります。特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、引き続き健全な森林の育成に向けて関係機関と連携し、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり対策を講じており、ヒグマ、エゾシカの捕獲頭数は年々増加傾向にあります。昨年度から「箱わな監視装置」を設置し、猟友会の労力の軽減を図るとともに、捕獲状況を共有し連携を強化してまいりました。次代を担う若手ハンターの育成に向けては、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続し、狩猟免許をはじめ、銃所持許可、並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

人口減少や高齢化による林業・木材産業の担い手不足や諸活動が停滞する中、生産能力と従業員数が減少傾向にあります。また、伐期を迎えている林分も多く、今後は計画的な「伐採」と「活用」の両輪で進めることが重要となってきます。

町の林業・木材産業の活性化や担い手確保に向けて、地域おこし協力隊及び地域おこし

インターン制度を活用し、都市部から意欲のある若年層を積極的に誘致してまいります。

また、町産材を有効活用した「森町モデル実験棟」建築の実現に向けて取り組んでまいります。

#### ＜森林環境事業＞

「森林環境譲与税」の活用につきましては、次世代に引き継がれる木育推進プロジェクトとして幼保向けの木育実践プログラムに取り組むほか、林業・木材産業の新たな担い手確保のため、北の森づくり専門学院や森高校向けのインターンシップを通じて、就業支援を行ってまいります。

若年層担い手育成施設（i r o M o r i）は、若者が新たなことにチャレンジできる活動の場として、デジタル機器を活用した町産木材のブランド化やものづくり教室などを開催しております。今後は大学生のインターンシップなど実践実習教育の拠点として展開してまいります。

林業・木材産業の次代を担う人材の育成につきましては、北の森づくり専門学院の地域見学やインターンシップをはじめ、森高校「住生活デザイン」等の授業を町が担っております。これらの取り組みを通じて地域への関心や愛着を醸成させて、町内外から新規林業・林産業の雇用促進と持続可能な産業体制を目指してまいります。

カーボンニュートラルに向けた町のＪークレジット事業においては、ENEOS株式会社、日本生命保険相互会社と森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結したことから、町有林の森林施業によるCO<sub>2</sub>吸収量で創出されるＪークレジット制度を利用し、地球温暖化防止に貢献する森林づくりを実施するとともに、植林や植樹祭などの森林維持や保全活動などへの活用のほか、省エネ、低炭素投資の促進やクレジットの活用による町内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進してまいります。

また、森林所有者意向調査のフォローアップを行うため、「地域林政アドバイザー」を配置し、木材の利用促進と町民や企業等と連携した森林づくりなどの対策を重点的に進め、CO<sub>2</sub>吸収量の維持・増加につながる森林づくりを促進してまいります。

#### 【水産業】

新型コロナウイルス感染症の位置付けが５類に引き下げられたことを受け、各種規制の緩和に伴い国内旅行者やインバウンドが牽引する形で外食産業や宿泊・観光業といった経済活動も戻りつつある中、魚価単価についても総体的にコロナ禍以前の水準まで回復傾向にあります。

しかしながら、昨年８月から始まったALPS処理水の海洋放出により、ナマコやホヤといった輸出がメインの魚種につきましては単価が下落したり、消費流通が滞ったりするなどの影響を受けております。町としましては、賠償の窓口となる東京電力ホールディングス株式会社に対し、関係者へ寄り添った対応を強く要望していくとともに、事業継続等の支援制度を創設した関係省庁には、ニーズの的確な把握や制度の拡充を今後も訴えてまいります。

昨年シーズンの2大太宗漁業に目を向けますと、養殖ホタテは海外輸出が堅調に推移した影響で1キロ平均400円台と高値で取引された一方、水揚量は3シーズン連続でピーク時の4割強となる1万4,000トン前後に留まっており、生産能力の維持が喫緊の課題となっております。また、スケトウタラ漁につきましても、水揚量は前年比2割弱減の3,000トンとなり、薄漁のため単価は3割増加しておりますが、依然として外的要因に左右されやすい不安定な操業を強いられている状況にあります。

このため、前浜における水産資源の維持・増大を目指して両漁協がそれぞれ取り組む「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」、「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協）」及び「未利用資源活用試験事業（森漁協）」について、本年度も支援してまいります。

また、全国的に漁業離れが叫ばれている中、両漁協では青年部や女性部が後継者対策や製品開発といった、将来を見据えた特色ある事業に取り組んでおります。当町の基幹産業が持続可能なものとなるよう、今後も様々な形で支援してまいります。

加えて、昨年度から藻場の回復やホタテ貝殻の再利用を目的に着手した「水産業サステナブルチャレンジ事業」につきましては、将来的なブルーカーボンクレジットの取得を目標とし、今後も日本製鉄株式会社等の協力を得ながら継続してまいります。また、昨年11月に北海道電力株式会社と協定を締結した「ブルーカーボン事業及びカーボンニュートラル推進」につきましても、知見をお借りしながら副産物の地産地消を目指してまいります。

産業振興と地域防災の両面で重要な拠点としての役割を担う森港湾並びに第3種砂原漁港につきましては、安全性や利便性に配慮した多角的な機能が求められております。今後森・砂原両漁協と連携しながら、関係省庁に対してより一層の財源確保や制度の弾力的運用等について、強く要望してまいります。

また、石倉から沼尻までの第1種漁港は5港全てで施設の老朽化が著しく、管理者である北海道が事業主体となり、計画的に漁港機能の保全や強化に伴う各種工事を進めているところです。本年度も石倉漁港と沼尻漁港の浚渫のほか、蛸谷漁港の北護岸及び東護岸の嵩上げ工事に加え、掛潤漁港と沼尻漁港の整備計画の実施設計に着手する予定であります。

#### 【商工業】

ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安の影響によるエネルギー価格や原材料価格の高騰により、町内経済は深刻な影響を受け、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

昨年度、町では継続的な地域経済対策として、もりまち応援券4を発行いたしました。本年度にかけて使用していただくことで、物価高騰により厳しい状況下にある町内事業者及び町民の皆様の生活を支援してまいります。また、エアコンの設置等にも利用いただける建設商品券の発行を支援し、町内建設業の需要を喚起し、地域経済の活性化と町民の皆様の健康を守ってまいります。

喫緊の課題である後継者不足等による廃業の増加に対しましては、北海道事業承継・引継ぎセンターや町内各主支援機関と連携を行い、町内事業者の実態を把握するためのアン

ケート調査の実施により、事業承継問題について解決策を考えてまいります。引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会への支援を行い、商工業の振興を図ってまいります。

また、地域特産品の開発・販路拡大に向け、国や道と連携し、支援に努め、商工業振興や当町の知名度向上へと繋げてまいります。

#### 【雇用・就労】

少子高齢化による生産年齢人口の減少により、当町におきましても働き手の確保が困難な状況が続いております。

このような状況を改善するため、関係機関との連携を深め、雇用における相談窓口の充実を図るとともに、季節労働者の通年雇用化の促進と失業者の就業機会確保に努めてまいります。

また、町内での創業を促進し、まちのにぎわい創出及び産業の活性化を図るため、町独自事業として創業支援事業補助金を創設し、創業する事業者に対し支援を行ってまいります。

#### 【観光産業】

新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、昨年度より各種イベントを通常どおり開催し、当町への観光客の入込数も上半期で53万9,000人となっており、コロナ禍前の水準近くまで回復してきております。

海外から日本への旅行者も回復の一途をたどっており、特に東アジア圏からの旅行者数の回復が著しく、函館空港においては、台湾への直行便が再開されたのを皮切りに、香港との直行便も就航され、道南エリアへの訪日外国人も増加しております。

当町においても、国内観光旅行者のみならず、海外旅行者へ向けた観光誘致対策に努めてまいります。

また、環駒ヶ岳広域観光協議会との連携を強化し、地域の魅力を情報発信していくことにより、3町への滞在に繋がるよう努めてまいります。

また、都市部より意欲ある方を誘致し、当町に新たな視点や発想で地域観光振興の更なる発掘と情報発信を行うため、地域おこし協力隊制度を活用し、移住者目線による観光振興を積極的に行ってまいります。

町内のイベント等につきましては、今まで行ってきたイベントを生かしながら、国内外の観光客の誘致へ繋がるよう、各種関係団体との協力体制を強化しながら実施してまいります。

昨年5月に実施した森蘭航路を活用した室蘭市との交流事業では、参加者の皆様に、当町の桜、歴史、街並み、特産品などの魅力に触れていただきました。

今後も引き続き、森蘭航路を活用した交流事業を実施し、当町を起点として道南圏の観光へと繋げるよう取り組んでまいります。

道の駅「YOU・遊・もり」再整備につきましては、現施設の有効活用を基本に、休憩

・情報発信機能・地域連携機能・防災拠点・地方創生拠点として位置づけられるよう、運営方法の見直し及び施設のリノベーションに対する調査を行ってまいります。

#### 【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和5年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約26億円の寄附金が寄せられ、地域の事業者による多大なるご協力のもと、令和4年度を上回る伸び率をお示しすることができました。

当町を応援していただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用したこの事業が、地域経済の活性化、地域産業の振興に大きく貢献していると考えております。

引き続き、より多くの方々に当町の魅力を知っていただくため、返礼品開発や返礼品提供事業者の発掘、情報発信や三大都市圏で開催されるイベントへ参加し、リピーター獲得戦略に力を入れ、地域の事業者とともに連携を図りながら創意工夫を重ね、さらなる寄附額の向上を目指し、「応援したいと思う自治体」となるよう事業を推進してまいります。

#### 【環境保全・衛生】

##### ＜廃棄物処理関係＞

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷も軽減されております。今後も引き続きごみの減量化と再資源化に努め、循環型社会の形成を目指してまいります。

不法投棄につきましては、依然として国道や町道への通りすがりの空き缶やペットボトルなどのポイ捨てや、家電等の大型ごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として、監視カメラやのぼり・看板等を設置するとともに、森警察署と連携し、パトロールを強化してまいります。

高齢者世帯等ふれあい収集事業につきましては、事業開始から7年目となり、制度も浸透し利用者も増え、順調に推移しております。本年度も引き続き広報等での周知はもちろん、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネージャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましては、利用者も増え、順調に推移しております。今後も広報等を活用しながら広く周知し、さらなる事業の充実を図ってまいります。

また、「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内会からの要望を受け、老朽化が著しいごみステーションを順次更新しておりますが、衛生環境の充実を図るため本年度も継続して実施してまいります。

##### ＜斎場・墓地＞

墓地及び合葬墓につきましては、適切な管理、運用に努めてまいります。

火葬場につきましては、昨年10月に森町葬苑において火災が発生したことに伴う防火対策を講じた改修を行い、早期に火葬業務を再開できるよう進めてまいります。また、今後安心して利用いただけるよう、防火対策を徹底し、火葬炉等の適切な維持管理に努めてまいります。

#### 【地域新エネルギー】

近年の異常気象発生に対し、地球温暖化防止の取組みが重要であるとの認識のもと、令和2年度に「森町気候非常事態宣言」、昨年度には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。引き続き、町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

また、「森町地域新エネルギービジョン」に掲げる3つの重点プロジェクトのもと、新たに建設する公共施設に新エネルギー設備の導入を図ってまいります。

本年度も、環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

#### 【住宅、宅地】

##### ＜町営住宅＞

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度はポプラ団地6号棟・アカシヤ団地3号棟・上台団地55号棟の解体工事、度杭崎団地B棟の屋根外壁等改修工事に向けた調査設計、みどりヶ丘団地及び度杭崎団地の非常用照明設備の整備・改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

##### ＜空家等対策＞

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合につきましては、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

##### ＜定住対策＞

地方移住の流れを捉え、世代や家族構成、目的などターゲット設定を意識した取組みを展開してまいります。

豊かな自然環境を活かした定住対策用地の分譲を継続するとともに、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活かした移住体験事業を通じて、若い世代や都市部からの移住・定住を推進してまいります。

引き続き、地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、任期終了後も当町で活動できるようサポートすることにより定住・定着を促進し、協力隊OB・OGや現協力隊のネットワークの活用と情報の発信に努め、関係人口の創出を進めてまいります。

さらには、町と大学等との連携によるインターンシップ事業を通じ、若年層の関係人口の増大を図るとともに、当町を訪れた学生と協力隊とが連携し、首都圏での移住フェア等にて、来場者に直接呼びかけを行うことにより、若者が若者を呼び込む流れを構築し、移住・定住に繋げてまいります。

#### 【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

また、その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

#### 【上・下水道】

##### ＜水道事業＞

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、水道施設更新計画の改定、配水管移設更新工事、その他の施設整備や維持管理を行い、持続可能な事業運営の構築を目指してまいります。

##### ＜下水道事業＞

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、森浄化センターの機械・電気設備更新工事を実施してまいります。

引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

##### ＜水道未普及地域飲用水確保対策＞

平成23年4月より森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金交付要綱に基づき森町内の水道未普及地域世帯井戸掘削工事等に要する費用を補助することで住民の健康維持、飲用水の安全対策を図ってまいりました。

令和4年度には、町外からの転入世帯を含む新築住宅を建設する方に対しても補助を行うこととし、対象を拡充してまいりました。

さらに、本年度からは、対象に集合住宅の新設を含め、水道未普及地域の更なる飲用水の安全対策を図ってまいります。

#### 【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水桝などの排水整備工事を実施し、道路及び排水施設の維持管理・整備

促進に努めるとともに、橋梁長寿命化事業につきましても継続して点検及び改修に取り組んでまいります。

さらに、円滑な除雪作業や大雨等の状況把握を目的とした気象状況監視カメラの設置を試行的に行ってまいります。

#### 【港湾】

直轄港湾事業につきましては、本年度は東港臨港道路整備に伴う水路切替工事と、経年劣化や風浪等による影響が著しい本港防波堤西側部分の改良に向けた実施設計に着手する予定です。

港湾管理者としましては、関係機関との連携強化を図るとともに、老朽箇所や劣化状況の把握に努めながら、本年度はマイナス5.5メートル岸壁矢板部の予防保全対策を講じてまいります。

また、国土交通省では港湾施設を活用した地球温暖化対策としてブルーインフラの拡大を掲げておりますので、当町も積極的にブルーカーボン生態系の保全と拡大について取り組んでまいります。

今後も森蘭航路のクルーズ観光船をはじめ、貨物船等の入港及び背後地の利活用に関する打診に積極的に応じながら、港湾本来のあり方と漁港としての機能向上について両立を目指し、海の玄関口を起点とした地域経済の振興に努めてまいります。

#### 【地域情報・通信網】

社会課題を解決し、地域経済の維持継続を確保するうえでデジタル関連技術の積極的な活用は一層重要性を増しており、行政サービスにおいてもデジタル技術を活用して住民の利便性を向上させるとともに、職員においてもデジタル技術を活用した業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上につなげていく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。

健康保険証利用、コンビニ等で住民票の発行など、マイナンバーカード利活用の拡大による住民の利便性向上や行政手続のオンライン化などデジタル社会の構築が加速的に進む中で、デジタル活用に不安を抱いている方にも行政情報や災害情報がデジタルを利用して素早く取得いただけるよう、スマートフォン教室などのデジタル活用支援の取組みを継続してまいります。

また、生成AI等の先進技術の評価・検証等に取り組み、デジタル時代への対応を行ってまいります。

#### 【防災・消防・救急】

##### ＜河川・海岸＞

自然災害防止対策として継続して行っております「尾白内川」の護岸整備につきましては、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

さらに、町内にある河川において流れを阻害している堆積土砂、倒木・立木の除去について緊急浚渫推進事業を活用しながら、近年の集中豪雨等に対する予防保全に努めてまい

ります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、各地区の海岸整備事業の継続をはじめ、侵食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行ってまいります。

#### <防災>

台風や豪雨などの災害が常態化している中で、自然災害に対して十分備えるとともに、過去の教訓を活かし、より災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

日本海溝・千島海溝地震に伴う津波対策につきましては、昨年度行った各町内会との意見交換で出された内容を基に、優先順位をつけて実施すべき対策について取組みを進めてまいります。

避難行動要支援者の避難支援対策につきましては、町内会や福祉関係機関と協力しながら、個別計画の策定に向けて取組みを進めてまいります。

また、自主防災組織等の育成・充実を図るとともに、防災士資格取得を目指す町民に対する助成等に取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

今後も、町民の皆様の防災意識の高揚を目指し、防災訓練の実施や防災講話などの各種事業を推進してまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

#### <耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。

本年度も継続して耐震対策を促進してまいります。

#### <消防・救急>

令和6年元旦に最大震度7を観測した能登半島地震や梅雨前線による大雨、線状降水帯の発生による豪雨など近年の災害は発生すると激甚化してきており、町民の生命、身体及び財産を守る消防の果たすべき役割は一層重要なものとなってきております。

引き続き、町民の皆さまが安心して暮らせるよう常備・非常備の消防力強化に取り組んでまいります。

また、大規模災害や複雑多様化する火災・救急等に的確に対応するため、各種活動に関する研修や北海道消防学校へ職員を派遣するほか、災害活動に対する資機材の充実強化を行ってまいります。

新たな科学技術が大きく発展していく中で、DXの推進として消防指令システムの更新を行い、消防業務の迅速化・円滑化に取り組んでまいります。

消防団の充実強化策としては、消防団施設や装備・資機材の充実強化に取り組むとともに、各種訓練を通して知識・技術の向上を図り、消防団員数の確保に全力を挙げ、消防団

を中核とした地域防災力の充実・強化を推進してまいります。

#### 【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。本年度も継続して各期別運動を軸に「子どもと高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」などの交通安全運動の重点7項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、各種交通安全運動等において、関係行政機関、団体等と緊密に連携して、車両や自転車、歩行者のマナー向上を図るための取組みを実施してまいります。

また、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

#### 【地域公共交通】

町民の日常生活の移動手段を確保するため、昨年度は、有償による公共交通バス実証運行の利用実態と地域の意見交換会での利用者のニーズを把握し、可能な限り反映させ、地域公共交通会議での議論を踏まえ、本格運行へと繋げてまいりました。

本年度も引き続きバス運行の普及を図るとともに、利用者の利便性が向上し、安心して暮らせるよう持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

また、北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される函館長万部間につきましては、「北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議」にて、引き続き議論を進めてまいります。

今後も新たな情報を基に、町民の皆様にご説明する機会を設け、ご意見をいただきながら、町の方向性を見出してまいります。

#### 【広報・広聴、町民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙の定期発行や多様化する情報をより迅速に発信するよう情報発信機能を充実させ、尚且つ、閲覧者が利用しやすい町公式ホームページとなるよう整備してまいります。また、広聴の場に可能な限り自ら出向き、ご意見やご要望をお受けする機会が多くなるよう努めてまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、商用利用の促進並びに登録事業者の増加に努め、商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう民間企業等と連携し、情報発信の充実を図るとともに、道内や首都圏でのイベント等に積極的に出展し、数多くの参加者へPRを行い、町の知名度向上に努めてまいります。

本年度も、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取組みに対し、わがまち振興事業により支援してまいります。

#### 【自治体経営】

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、老朽化した施設の維持管理、さらには物価高騰による経常的経費の増大など、財政運営は依然として厳しい状況であります。

そのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、限られた財源の有効活用に知恵を絞り、必要な施策を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営を図ってまいります。

役場庁舎を含めた複合施設の整備については、より具体的な検討を進めるため、本年度は基本計画策定に着手してまいります。

#### <まち・ひと・しごと創生総合戦略>

基幹産業である第1次産業の更なる躍進や担い手対策、地域活性化対策、移住・定住の促進、さらに、子育て支援の充実を図り、高齢者の長寿へ向けて切れ目のない施策に取り組むことにより、子どもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを町民の皆様と共に進めてまいります。

そのためには、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会における各委員の皆様との意見交換や情報共有を通じ、企業版ふるさと納税を活用した行政と町民の「協働」が見える仕組みづくりが大切です。特に企業版ふるさと納税制度は、その町が自らの町の未来に関してどのようなビジョンを持っているかを、寄附企業様はもとより町外にアピールできなければ成立しない制度であるとも承知しており、まちの将来ビジョンをまち・ひと・しごと創生総合戦略掲載事業を通じて官民で共有し共創していくことが重要であると考えます。引き続き森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図り、人口減少対策の更なる施策の掘り起しに努めてまいります。

また、中心市外地のさらなるにぎわい（まちづくり）、地域おこし協力隊や新規起業家等のひとへの支援（ひとづくり）、森町の課題解決と森町の新たな価値創造（しごとづくり）を官民共創の力で実現するために、PPP手法を活用し実務組織を立ち上げ、地域再生を具現化してまいります。

### III 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。

町民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上になります。

○議長（木村俊広君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（毛利繁和君） 令和6年度教育行政執行方針

#### I はじめに

令和6年第1回森町議会3月会議にあたり、森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

減少を続ける人口、現実化し始めたSociety5.0、グローバル社会の複雑化などにより、人々の価値観や生活様式、仕事のあり方が大きく変化しています。

社会の変化と教育のあり方は密着に関わっており、変化の激しい時代において、人々が希望を持ち、様々な課題を乗り越えていくためには、互いの発想や新たな発想を受け入れ、そこから進展させる力が必要です。

一人一人がこれからの時代を豊かに生き抜いていけるよう、多様な人たちとつながり合い、学び合いながら、豊かな心と潤いのあるまちづくりを目指すことが重要です。

森町教育委員会は、生涯を通じて学び続ける環境を整え、町民一人一人が、幅広い知識と教養の修得等を通して人格を形成し、社会の担い手として活躍できるよう、教育・人づくりに取り組みます。

#### II 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

教育の目的は一人一人の人格の完成及び平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を育むことにあります。グローバル化や情報化の進展のなか、大きく変化し続けるこれからの社会を心豊かにたくましく生き抜く力の育成が必要です。また、価値の多様化に伴い互いを尊重しながら協働することが重要です。このことを踏まえて幼児教育・学校教育を進めてまいります。

#### III 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

##### 1 学び続ける力を育む教育の推進

心豊かに一人一人の可能性を伸ばすには、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等を育成することが重要です。これらの力を育成するには、主体的・対話的で深い学びの実現が重要です。各学校、幼稚園は、地域に根ざし世界的視野で未来につながる教育課程を整理しなければなりません。各学校、幼稚園においては、特色と課題を明確にし、教育課程の不断の編成、実施、評価、改善が必要です。教育委員会は、その確実なサイクルを図るよう支え、子どもの学び続ける意欲につながるよう取り組みま

す。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。家庭教育及び子育てに関する学習機会や情報の提供など、家庭の教育力の向上に努めます。

幼児教育・学校教育において、生まれ育った森町の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと学習を進め、子どもたちに森町への誇りと愛着を育んでまいります。

特別支援教育の充実に向けて、特別支援に関する専門性の研修体制の推進、教育相談の機会の確保、特別支援教育支援員の増員など、効果的な支援体制の整備に努めてまいります。また、通級指導教室、特別支援学級など多様な教育的ニーズに対応した学びの場の充実に努めるとともに特別支援教育におけるＩＣＴの利活用について進めてまいります。

医療的ケアが必要な児童生徒が少しでも安心して学校生活を過ごせるよう対象の学校に対し看護師を派遣いたします。

## ２ 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの健やかな心身の成長は極めて大切です。豊かな心を育むために、生命の尊重や他者への思いやりをはじめ、価値を学び、悩み、選択する道德教育を進めます。また、情報及び情報機器等の扱いについては、定まった行動規範やルールを決めるだけでなく、行動の善悪を自分で判断できる力を身につけることを重視します。

読書は様々な人との出会いと考えます。学校等における読書活動の工夫と家庭での読書の啓発に努めます。また、学校図書館環境等について町立図書館司書と連携し、改善と充実を図ります。

「いじめ」や「不登校」など、子どもたちを取り巻く様々な問題については、定期的なアンケート調査や随時の教育相談により実態把握に努めるとともに、関係部署や関係機関との連携・協働や、スクールカウンセラー等の助言等を生かして、早期解決に向けた支援を継続して行い、子どもたちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

また、児童虐待に対しては、関係機関との迅速な連携に努め、児童虐待の早期発見や子どもの安全を確保してまいります。

森町チャイルドファースト宣言の一貫した取り組みとして「子どもへの暴力防止プログラム」を開始し、子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力から自分を守るための人権教育プログラムを実施いたします。

子どもたちの体力向上に向けて、新体力テストの全学年実施に取り組むとともに学校の実態に応じた取り組みを進めてまいります。

学校安全については、一日防災学校などそれぞれの学校の状況に対応した実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身につけさせ、自ら命を守る意識と行動を促進します。

学校給食については、衛生管理を徹底し、安心安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めるとともに、森町の豊かな産物を活用し、地域の自然や食文化・産業等への理解

と、自然の恵みや命の大切さ、生産者への感謝の気持ちを深め、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導を引き続き進めてまいります。食物アレルギーの対応については、栄養教諭を中心に家庭と連携して進めてまいります。

給食費の収納対策につきましては、納付意識の向上啓発や口座振替の促進、督促状及び催告書の送付、納付相談や戸別訪問等の取り組みを継続し、現年度分の収納率向上と滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

### 3 新時代に対応する学校づくり

「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」（北海道教育委員会）を実践し、いつでもＩＣＴを活用した主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に取り組みます。併せて、教職員の研修の充実を図ります。

子どもの一人一台端末は、学校内の教育活動での活用に限らず、家庭において子どもが教員と双方向にコミュニケーションを図りながら学習に取り組んだり、学習教材を活用し個々の学習状況に応じた学習に取り組んだりするなど、子ども一人一人の学びを支えられるよう活用を図ります。

一方、ネット依存、ゲーム障害や健康被害、ネットトラブルの被害者、加害者に簡単になり得ることなどが懸念されることから、関係機関や団体と連携して、研修を始め関連教室や家庭でのルール設定など、危機意識の啓発に努めてまいります。

全児童生徒にＡＩ型ドリルを導入し、生活環境に左右されず「学びたい」という気持ちになったときに、いつでも学ぶことができる、個別最適な学びの実現を図ってまいります。

電子黒板を導入し、指導者用デジタル教科書を組み合わせるなど、児童生徒の視覚的な理解促進を図ります。また、学習用端末と連携し、児童生徒の考えを電子黒板へ掲示するなど、協働的な学びを実現します。加えて、教材準備の効率化を図ることで、教師の働き方改革に寄与します。さらには、教育委員会や他学校と連動することにより、遠隔での授業参加や研修を実施し、授業のあり方の多角化を図ってまいります。

A L T（外国語指導助手）を継続して複数配置し、小学校から中学校まで生きた英語教育を実践し、豊かな国際感覚が育まれるよう支援します。

教師が心身ともに健康な姿で子どもたちの前に立つことを目的に、学校における働き方改革を推進します。

校務支援システムは、教職員全員が活用することで効果的な運用となります。活用に関する支援を続け、業務の軽減を図り、学校経営の改善や教育の質の向上につなげてまいります。

学校部活動と地域クラブ活動のあり方については、森町の状況に応じた進め方が必要です。検討・協議する「森町地域クラブ活動検討協議会」を中心に森町にマッチし、かつ持続的なあり方について検討を進めるとともに、環境が整う団体については順次クラブ化を

実施してまいります。

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律や不祥事防止啓発に関する資料を活用した職場研修を継続し、教育公務員の責任と自覚を高め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

森高等学校については、ＩＣＴを活用した情報教育の充実を前面に打ち出す方針を示していることから、高性能パソコンの整備やＩＴ人材育成プログラム等を継続的に実施し、高校の魅力化を支援してまいります。

#### ４ 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

子どもたちの安全と安心を守るために、計画的・効率的な長寿命化を図る学校施設等の整備を引き続き進めてまいります。

駒ヶ岳小学校及び尾白内小学校の閉校に伴い、児童は森小学校または鷺ノ木小学校へ通学することから、心のケアを始め施設管理など丁寧な対応を図ってまいります。

砂原中学校体育館改修工事については、３年計画の最終年となっており暖房設備工事を実施いたします。

鷺ノ木小学校については、校舎・屋体の屋根及び外壁等の改修並びに空調設備の整備を実施いたします。

町内の老朽化した教員住宅については、計画的に解体撤去工事を実施いたします。令和６年度は、上台地区５棟１０戸を実施いたします。

学校と地域をつなぐ学校運営協議会の役割はますます重要となっております。地域との連携や協働について学校運営協議会の活性化と地域総ぐるみの教育をいっそう推し進めてまいります。

通学路の安全確保と登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

感染症予防対策は、情勢と状況に応じて適切な対応が取れるよう引き続き環境整備に努めてまいります。

保護者の経済的負担軽減や子育て支援として森町が行っている小学校６年生の修学旅行費の全額助成、給食費の幼稚園児の全額助成及び小中学生の一部助成を継続し、制度が滞りなく適用されるよう的確な事務に努めます。

また、奨学金制度の運用についても的確な事務に努めます。

#### Ⅳ 社会教育推進の基本姿勢

「第４次森町社会教育振興中期計画」を基に、町民の皆様が生涯を通じて自ら学ぶとともに、多様な人たちと学び合い、つながり合いながら、豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、ニーズを踏まえた学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

#### Ⅴ 社会教育推進の主要な施策の展開

##### １ 豊かな心と潤いのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいのある生活に資するため、行事等については、参加傾向などを評価し、学び合いつながり合う魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

少子化をはじめとした家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、子育てに関する多様な学習機会の提供を通し、家庭教育の充実に努め、情報共有や交流の場の充実、魅力ある地域資源を活用した体験や異世代間交流を通じ、青少年の社会性やボランティア精神、郷土への愛着と誇りを育み、社会への参加やまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。また、二十歳を迎える方々の門出を祝すとともに成人の自覚を深めるため、充実を図りつつも誰もが参加しやすい成人式の開催に努めてまいります。

女性や高齢者の多様なニーズをとらえ、高齢化社会に即した学習機会や気軽に参加できる事業の工夫、高齢化・固定化しつつある各種団体への支援と育成に努めてまいります。

## 2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、町民の皆様にゆとりと潤いをもたらし、心豊かな生活の源泉となることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表展示の場の機会創出を図り、減少傾向にあるサークル団体等に加え個人での自主的活動が促進されるよう支援するとともに、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との友好親善については、交流内容や方法についての検討を進めながら継続してまいります。

文化財の保護については、有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくために、調査及び保存と活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、発掘調査事務所を利用した展示や遺跡見学会、文化財講座、デジタル技術の活用などを通じて、広く町内外へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡については、文化庁との協議を継続しながら、保存と公開を目的とした具体的な整備を進めてまいります。

また、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産となる鷲ノ木遺跡への来場者増加を見越した見学機会の確保に努めるとともに、引き続き追加登録を目指し継続した取り組みを行ってまいります。

## 3 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館については、地域活動や各種団体、サークル活動の拠点であると同時に、町民の皆様が生涯を通じて自ら学び、多様な人たちと学び合い、つながり合う生涯学習の拠点施設として、適切な維持と運営を心掛けてまいります。

公民館・役場庁舎を軸とした複合施設建設の本格的な検討を進めておりますが、それに併せ現在の社会教育施設の老朽化が進んでいることから、社会教育施設長寿命化計画を基に、今後の整備を進めてまいります。

各種講座・サークル活動については、参加者の高齢化や減少が進んでいることから、町民の皆様の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく安全に学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・

サークル活動の支援を強化してまいります。

#### 4 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動の推進については、町民一人一人の学習を支援し、潤いのある生活の一助となるものと考えます。

森町の地域資料を始め、一般図書の蔵書管理について図書館システムを活用し、利用者の方の利便性向上と、見やすく分かりやすい図書情報の発信に努め、利用しやすい運営の工夫を図ってまいります。

図書に親しむきっかけや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業の実施とともに、「第4次子どもの読書活動推進計画」を基に、児童図書の充実、移動図書配本事業や幼稚園、学校と図書館司書との連携を図り、子どもたちの感性や情操を育ててまいります。

#### 5 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

スポーツ振興については、ライフスタイルの変化に伴い健康意識が高まるなか、町民だれもが健康で健やかな日々を過ごせるよう、スポーツに親しみ気軽に楽しむことができる環境づくりに努め、森町スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携を図りながらスポーツ教室や各種大会を企画し、スポーツ振興の推進に努めてまいります。

所管する社会体育施設の老朽化が進んでいることから、各施設の今後の方向性について検討を進めていくとともに、施設利用者安全確保の観点から施設改修等の必要性を見極めながら、各施設の適切な維持管理に努めてまいります。

少年スポーツについては、子どもたちがスポーツに触れ合うことはもとより、スポーツを通じて体力の向上だけではなく、社会のルールを学びながら他者への思いやりの心を育む機会となるよう、引き続きスポーツ少年団活動等への奨励・支援に取り組んでまいります。

高齢者スポーツについては、それぞれの目的や体力を考慮しながら、スポーツを楽しむ生きがいのある明るく豊かな毎日を送ることができるよう、老人クラブ連合会等と連携しながら、軽スポーツの普及・推進を図り、健康・体力の保持増進に努めてまいります。

### VI 結び

「はじめに」で触れた「互いの発想や新たな発想を受け入れ、そこから進展させる力」は、座学だけでは得がたいものと考えます。自らが活動を通し、多様な人たちとつながり合い、学び合うことが必要です。

そのため一人一人が自分の考えを発信できる場が重要です。そうした場においては、身近なところから新しく考えを積み上げることを尊重したいと考えます。

重視したいのは、一人一人が体験によって感じ、考え、学ぶ活動です。その活動は互いの学びを深め、まちを活性化する源になるものと考えます。町民の皆様とともに、人がつながる場づくりを図ることができるよう環境を整理したいと考えます。

まちづくりと人づくりは、表裏一体です。資源を生かし、未来につながるまちの姿につ

いて発想を積み上げ、教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

昼食のため午後１時まで暫時休憩します。

休憩 午前１１時４１分

再開 午後 １時００分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第４ 議案第１７号ないし議案第３１号

○議長（木村俊広君） 日程第４、議案第１７号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第１８号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第１９号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第２０号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第２１号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第２２号 令和６年度森町一般会計予算、議案第２３号 令和６年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第２４号 令和６年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２５号 令和６年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第２６号 令和６年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第２７号 令和６年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第２８号 令和６年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第２９号 令和６年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第３０号 令和６年度森町水道事業会計予算、議案第３１号 令和６年度森町公共下水道事業会計予算、以上１５案件を森町会議規則第３７条により一括議題とします。

議案第１７号から議案第３１号まで提案理由の説明を求めます。

議案第１７号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、議案第１７号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料右上に資料①、令和６年第１回森町議会３月会議予算審査特別委員会と書かれた資料のナンバー１をご参照ください。本案は、特別職、議会議員及び職員等の旅費額を改正するため、関連する条例を一括で改正しようとするものです。

第１条と第２条では、町長等や職員の日当、宿泊料、嘱託料を規定している別表を改めようとするものです。

第３条から第７条では、町長等や職員の旅費額や支給方法を準用している議会議員や非常勤職員、町長職務執行者、教育長、病院長等に係る規定の文言を整理するものです。

第８条では、消防団員の旅費に係る別表を廃止し、町長等の例による支給に改めようと

するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、地方自治法の改正により、令和6年4月から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、森町においても会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう所要の改正をしようとするものです。

また、育児休業条例の改正については、育児休業をしている職員のうち勤勉手当を受ける職員に関する条文の中の会計年度任用職員を除く規定を削除しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町国民健康保険税における賦課限度額、保険税率について、北海道国保運営方針による法定賦課限度額の設定や標準保険税率に合わせた改正、また低所得者の負担軽減につながる軽減判定所得基準額については、国の改正内容に合わせて森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料3の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。上段の第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金分の賦課限度額を、第3条第1項は医療給付費分の所得割率を、第5条第1項の改正は医療給付費分の均等割額を改正しようとするものです。

続いて、3ページを御覧ください。上段の第5条第2項第1号から第3号までの改正は、医療給付費分の平等割額をそれぞれの世帯別に改正しようとするものです。

下段の第7条第2項第1号から第3号の改正は、後期高齢者支援金分の平等割額をそれぞれ世帯別に改正しようとするものです。

続いて、第8条の改正は、介護給付費分に係る所得割額の税率を改正しようとするものです。

続いて、4ページを御覧ください。上段の第9条の2の改正は、介護給付費分の均等割額、同条の3の改正は介護給付費分の平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、下段の第23条第1項の改正は、後期高齢者支援金分の賦課限度額に係る改正を

しようとするものです。

続いて、5ページを御覧ください。同条第1項第1号アの改正は被保険者均等割額を、同号イのア、イ、ウは後期高齢者支援金等課税額の世帯別均等割額を、同号エのア、6ページのイ、ウ、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、同号オ、カは介護給付金課税被保険者に係る均等割額と世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、中段の同項第2号の改正は5割軽減基準額を、同号アの改正は被保険者均等割額を、同号イのア、イ、ウの改正は被保険者世帯別平等割額を、7ページの同号エのア、イ、ウの改正は後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額を、同項オの改正は介護給付金課税被保険者に係る均等割額を、同項カは介護給付金賦課被保険者に係る平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、下段の同項第3号の改正は2割軽減基準額を、同号アは被保険者均等割額を、8ページの同号イのア、イ、ウの改正は被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を、同号ウは後期高齢者支援金と課税額に係る均等割額を、同号エのア、イ、ウは後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額を、同号オは介護給付金課税被保険者に係る均等割額を、同号カは介護給付金課税被保険者に係る平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、9ページの同条第2項第1号のア、イ、ウ、エの改正は、未就学児被保険者均等割額の医療給付費額をそれぞれ改正しようとするものです。

改正部分は全て下線で示してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、令和6年度から令和8年度までの新たな介護保険料率を定めるため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者介護保険料率の変更及び保険料段階を9段階から13段階に変更し、資料中の表に記載のとおり改正しようとするものです。

次ページの新旧対照表をご参照願います。第2条第1項の保険料率につきましては、国において第1号保険料の標準段階を13段階に定めたことに伴い、当町における第1号被保険者の保険料段階を現行の9段階から13段階とし、第2条第1項第5号に記載の金額を介護保険料基準額として、基準額に対して各保険料段階の標準乗率を乗じて各号に定める保険料に改正しようとするものです。

第2条第3項から次ページの第5項までの保険料率につきましては、低所得者保険料の

負担軽減により算定した額に改正しようとするものです。

第4条第3項につきましては、保険料段階を変更したことに伴い字句を改正しようとするものです。

施行期日につきましては、令和6年4月1日となっております。

なお、経過措置といたしまして、改正後の森町介護保険条例第2条の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については従前の例によることといたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

○企画振興課参事（池田恵太君） 議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更することについて、議会の議決を求めようとするものです。

なお、変更理由書、資料ナンバー5を提出しております。

議案1ページを御覧願います。こちらは、表紙に変更時期を明記しております。

続きまして、2ページです。区分3の産業の振興において、次ページの事業追加に伴い表の右側、変更後のアンダーライン部分のとおり、国営施設における現況と問題点、その対策について文言の変更をしております。

続きまして、3ページです。同じく区分3の産業の振興において、表の右側、アンダーライン部分、事業名に農業を、事業内容として国営造成施設整備を本計画に追加し、老朽化した施設の長寿命化により農業経営の安定化を図るものであります。

続きまして、4ページの区分6、生活環境の整備でございますが、事業名のごみ処理施設にアンダーライン部分のとおり、破砕物運搬用4トンダンプ購入事業を本計画に追加し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものであります。

続きまして、5ページでございます。こちらは、町営住宅解体工事の事業内容について、柔軟に対応できるよう棟数と戸数を削除するものでございます。

最後に、6ページでございますが、区分14の事業計画について、過疎地域持続的発展特別対策事業分、いわゆるソフト事業部分を再掲したものであり、前段の町営住宅解体工事について修正したものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和6年度森町各会計予算総括表について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第22号から議案第31号に関連する予算の概要を説明させていただきます。

資料ナンバー6、令和6年度森町各会計予算総括表を御覧願います。一般会計ですが、

総額119億6,811万1,000円で、前年度対比は6億5,840万8,000円の増額で5.8%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額23億9,395万円で、前年度対比は1,541万5,000円の減額でマイナス0.6%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額2億9,478万4,000円で、前年度対比は3,077万6,000円の増額で11.7%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額22億1,015万4,000円で、前年度対比は2,542万8,000円の増額で1.2%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額2億7,254万6,000円で、前年度対比は687万円の増額で2.6%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額9,392万5,000円で、前年度対比は617万4,000円の増額で7%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は8億8,281万1,000円で、前年度対比は7,995万4,000円の減額でマイナス8.3%の伸び率となっております。支出は12億1,570万円で、前年度対比は868万1,000円の増額で0.7%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億3,696万円で、前年度対比は3,851万9,000円の増額で39.1%の伸び率となっております。支出は1億5,273万6,000円で、前年度対比は780万5,000円の増額で5.4%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は2億9,239万1,000円で、前年度対比は31万1,000円の減額でマイナス0.1%の伸び率となっております。支出は3億2,589万4,000円で、前年度対比は508万3,000円の減額でマイナス1.5%の伸び率となっております。資本的収支の収入は5,208万6,000円で、2,236万8,000円の増額で75.3%の伸び率となっております。支出は1億785万4,000円で、前年度対比は1,810万2,000円の増額で20.2%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億6,768万円で、前年度対比は1,078万4,000円の増額で2.4%の伸び率となっております。資本的収支の収入は3億248万3,000円で、前年度対比は8,328万7,000円の増額で38%の伸び率となっております。支出は4億2,703万5,000円で、前年度対比は8,507万9,000円の増額で24.9%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が193億6,839万2,000円で、前年度対比は7億8,693万4,000円の増額で4.2%の伸び率となっております。歳出及び支出では199億3,088万円で、前年度対比は8億3,760万9,000円の増額で4.4%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和6年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和6年度の地方財政計画を基に、また令和5年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成26年度から令和6年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和5年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー7ですが、この表は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、令和6年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 次に、一般会計予算事項別明細書、22ページから町税について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、款1町税、項1町民税から項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。

別紙説明資料8を提出しておりますので、併せてご参照願います。項1町民税、目1の個人分ではありますが、現年課税分、滞納繰越分合計で5億1,664万6,000円を計上しております。対前年度比は、コロナ禍の制約が消滅し、アフターコロナの到来が印象づいておりますが、様々な物価高騰もあり、賃金上昇が物価高に迫いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年度個人町民税1万円の減税を行うこととされたことにより1,594万3,000円の減となっております。なお、定額減税による減収分の5,280万円については、全額国費で補填されることとなっております。

目2、法人分につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億4,512万5,000円を計上しております。北海道経済部の予測では、2024年度の道内経済成長率は実質成長率1.0%と昨年度より0.1%減少しているものの、前年に続くプラス成長になると予測しており、以上のような経済状況も含め総合的に勘案し、対前年度比は1万3,000円の増と昨年度とほぼ同じ額となっております。

項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金合計で7億3,834万9,000円、対前年度比は材料費が高騰する中、新築家屋の増加が今年度も継続すると思われ、11月時点で48戸見込んでおりますが、評価がえの影響もあり104万9,000円の減となっております。

次に、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年度分の合計で5,027

万3,000円、対前年度比は4輪車における買換えが進んでおり、58万5,000円の増となっております。

続きまして、項4たばこ税は1億7,657万6,000円を計上しております。対前年度比は、喫煙者数の底堅い推移により32万8,000円の増となっております。

次に、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分の合計で655万1,000円を計上しております。対前年度比は60万円の増となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 町税以外の歳入説明、24ページから。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入についてご説明いたします。

24ページの款2地方譲与税、26ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、28ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金、30ページの款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものでありますが、款10地方特例交付金では国の定額減税による町民税の減収分を見込み、計上しております。

続いて、款11地方交付税ですが、総額41億1,000万円で、前年度対比は6,000万円の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は37億5,000万円で、前年度対比は7,000万の減額となっております。また、特別交付税は前年度対比で1,000万円の増となっております。

次に、32ページの款12交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込額を勘案して計上したところです。

款13分担金及び負担金ですが、し尿処理施設解体実施計画策定業務負担金、し尿処理施設槽内残存物等固化処理及び清掃業務委託負担金などを計上しております。

款14使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

38ページの款15国庫支出金、また42ページの款16道支出金ですが、現行の制度や事業などにに基づきそれぞれ計上したものです。

48ページの款17財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

50ページの款18寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございますが、52ページの目4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金として15億9,344万5,000円を一般会計に繰入れを行っております。

款20繰越金ですが、7,993万4,000円を計上しております。

54ページの款21諸収入ですが、項1延滞金、節1延滞金は172万円を計上しております。節2加算金から項2町預金利子は、それぞれ名目計上としております。

項3受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

56ページの項5雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

58ページの款22町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） それでは、歳出に入ります。64、65ページの款1議会費及び款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目2人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款1議会費については、議会を運営していく上での必要経費を計上しておりますが、節17備品購入費では議員用のタブレット型ノートパソコンとソフトウェアの購入費を計上しております。資料ナンバー9を提出しております。

続いて、66ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費などの経常的経費となっております。

続いて、70ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における正職員の人件費をこの科目に集約しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3文書広報費ですが、広報もりまちの発行に係る報償費及び手数料、印刷製本費と森町公式ホームページリニューアルのための業務委託料並びにサイト運営費用が主なものでございます。資料ナンバー10、11を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー12を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目5砂原支所費。

○砂原支所長（落合浩昭君） 目5砂原支所費につきましては、節12委託料に計上している警備、清掃業務等、支所の維持管理業務に要する経費が主なものとなっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 目6企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6企画費です。渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものであり、わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など前年度に引き続き計上しております。また、地域公共交通バス運行に関する費用として運行業務委託料、燃料費等を計上し、資料ナンバー13を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目7情報推進費。

○総務課参事（東 克宏君） 目7情報推進費ですが、情報端末機器の借り上げ、各種ネットワーク関連使用料のほか、令和4年度から5年度にかけて庁内ネットワークモデル方式の変更を行った結果に伴って、令和6年度はテレワーク環境の構築に着手をいたします。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律施行に伴い、令和7年度末までの期限で当町の17業務の情報システムの標準化を行います。令和6年度につきましては、現行システムから標準化システムへのデータ移行に伴う設計や移行ツールのセットアップなどを予定しております。資料ナンバー14、15を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目8交通安全対策費から目9防災対策費まで。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関する経費となります。節14工事請負費では、カーブミラー及び町道区画線の工事費を、節18負担金補助及び交付金では各種交通安全団体への補助金、負担金等を計上しております。

目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。節12委託料では防災行政無線施設保守点検業務委託料を、節10需用費と節17備品購入費では災害時の備品の予算計上をしております。資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10定住対策費でございます。移住、定住施策に関する経費が主なものでございます。パートタイム会計年度任用職員としての地域おこし協力隊が1名とフルタイムが新規を含め3名分の活動経費となっております。さらに、地域おこし協力隊候補者発掘を目的とした募集サポート委託業務と協力隊としてスムーズに活動できるよう、お試しでの協力隊実施委託業務に関する費用として資料ナンバー17、18を提出しております。そのほか首都圏での移住フェア等への参加経費や移住体験住宅の管理経費等を計上しております。また、大学連携若者定着促進事業として資料ナンバー19を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目11諸費から目12複合施設整備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。86ページの節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー20を提出しております。

続いて、目12複合施設整備費ですが、本年度は複合施設整備基本計画策定業務委託料を計上しております。資料ナンバー21を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2徴税費、目1税務総務費から目2賦課徴収費まで。

○税務課長（柏渕 茂君） 項2徴税費についてご説明いたします。

目1税務総務費の節7報償費は、小学生の税を考える週間書道展への出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節12委託料は、町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。主なものといたしまして、軽自動車ワンストップサービス、JNK Sは2輪の軽自動車及

び2輪の小型自動車に係る手続の電子化に対応させるためのシステム改修等の開発費用で  
ございます。節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担  
金が主なものとなっております。その他の経費は経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務  
やマイナンバーカード普及促進に係る経常的な経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目2森町長選挙費まで。

○選管書記長（東 克宏君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費ですが、委員報酬等委  
員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

続いて、目2森町長選挙費につきましては、10月執行の森町長選挙に係る執行経費を計  
上しております。

選挙費の説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） 項5統計調査費、目1統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目1統計調査費でございます。

農林業センサス調査、国勢調査、調査区設定等の実施に要する費用でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6監査委員費、目1監査委員費。

○総務課長（濱野尚史君） 項6監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主な  
ものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会  
福祉施設費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わ  
るものを計上しております。主なものですが、防犯灯の維持管理に係る経費や節18負担金  
補助及び交付金は民生委員協議会や各種団体に対する補助金でございます。節19扶助費で  
は、冬期間における低所得の高齢者を対象とした福祉灯油給付事業が主なものです。節27  
繰出金につきましては、森町国民健康保険特別会計への繰出金です。

続きまして、目2国民年金費は、国民年金業務に係る経常的な経費を計上しております。

次に、98ページからの目3社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など33施  
設の維持管理経費でございます。98ページ下段、節14工事請負費ですが、上台地区活性化  
センターの屋根塗装修繕工事です。資料ナンバー22を提出しておりますので、ご参照願  
います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目4 老人福祉総務費は、高齢者福祉サービス、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を計上しております。節7 報償費は、100歳の祝金及び米寿、喜寿の記念品代、介護職員等就労祝金を計上しております。節10 需用費の賄い材料費は、配食サービス事業の食材費です。節12 委託料は、緊急通報システム端末機点検委託料をはじめ、要介護認定とならない高齢者を対象とした生きがい活動支援通所事業や除雪や草刈り等を行う軽度生活援助事業委託料が主なものです。102ページ、節18 負担金補助及び交付金は、シルバー人材センター補助金や社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金、介護資格取得支援事業助成金等が主なもので、高齢者地域ぬくもり事業につきましては助成額を拡充し、実施します。節19 扶助費は、老人福祉施設入所者に係る措置費及び在宅高齢者を支援するための福祉タクシー扶助費が主なものです。節27 繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金です。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー23をご参照願います。

目5 障害者福祉費についてご説明いたします。節12 委託料は、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料及び障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものです。104ページ、節18 負担金補助及び交付金は、福祉団体への負担金のほか、成年後見人制度利用支援事業助成金、障がい者雇用促進事業補助金が主なものです。節19 扶助費は、自立支援医療費及び障害者介護給付費が主なものです。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー23をご参照願います。

目6 心身障害者医療費並びに目7 ひとり親医療費は、それぞれ重度心身障がい者、独り親家庭への医療費扶助が主なものです。

目8 後期高齢者医療費についてご説明いたします。節18 負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支払う町負担分です。節27 繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、事務費及び保険料軽減分です。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費から目2 保育所費まで。

○子育て支援課長（野崎博之君） 目1 児童福祉総務費の節7 報償費につきましては、ことぶき出産奨励金及び森町入学卒業祝金を計上しております。節12 委託料の主なものにつきましては、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての受給計画となる第3期森町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料を計上しております。節18 負担金補助及び交付金につきましては、駒ヶ岳保育園、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金、子ども・子育て支援提供施設利用料助成金は保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用料助成金が主なものでございます。節19 扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

目2 保育所費につきましては、森、新川、尾白内保育所に係る人件費や需用費などを含め3 保育所の維持管理、運営に係る経費と保育所整備工事に係る予算を計上しております。

次のページをお開き願います。節12 委託料の主なものにつきましては、令和6年度から

2か年の継続事業となります保育所整備工事に伴う施工監理業務委託料を、節14工事請負費につきましては保育所整備工事費の令和6年度分に当たる予算を計上しております。詳細につきましては、資料ナンバー24を提出しております。また、当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、予算書222、223ページをご確認ください。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3障害児通所支援費から目5未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目3障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費等を計上しておりますが、110ページ、節19扶助費は児童発達支援センター等の利用者負担分を除いた費用を支払うためのものです。

目4子ども医療費は、満18歳到達後の年度末までの医療費助成に要する費用です。

目5未熟児医療費の節19扶助費は、未熟児医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 112ページ、災害救助費は、火災などに遭った方へのお見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費から目2環境衛生費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2環境衛生費は、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものですが、115ページ中段、節18負担金補助及び交付金では、水道未普及地域の飲用水確保対策事業に係る補助金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3予防費から目6病院費まで。

○保健福祉課参事（宮崎 渉君） 目3予防費は、予防接種や乳幼児、妊婦健診に係る費用が主なものであり、新たに定期予防接種となる新型コロナワクチンへの助成のほか、不妊治療に伴う先進医療費と交通費への助成費用を計上しております。

目4保健事業費は、主に成人に係る各種検診費用を計上しております。

目5保健センター管理費は、保健センターの管理運営に係る経費であります。

目6病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金を計上しています。資料ナンバー25から27をご参照願います。

ここで、資料ナンバー27の令和6年度保健事業一覧の中で一部带状疱疹ワクチンの予防接種の記載を失念しておりましたので、こちらで今ここで口頭でお伝えしますので、追記願います。一番下の段、記載していただきたいのですが、带状疱疹ワクチン予防接種、対

象が50歳以上の町民、時期が通年、予定人員については生ワクチンが127人、不活化ワクチンが296人、計423人です。繰り返します。带状疱疹ワクチン予防接種、50歳以上の町民、通年、生ワクチン127人、不活化ワクチン296人、計423人です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 項2 清掃費、目1 清掃総務費から目3 清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2 清掃費についてご説明いたします。

目1 清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比2,053万円の減額は、渡島廃棄物処理広域連合負担金の減、指定ごみ袋購入費の減が主な要因となっております。

次に、122ページ、目2 ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比48万4,000円の減額は、森処分場ホイールローダーのタイヤ購入費の減、機器修繕費の減が主な要因となっております。

次に、目3 清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、し尿処理施設解体実施計画策定業務委託、森町一般廃棄物処理基本計画改定業務委託、旧し尿処理施設槽内残存物等固化処理及び清掃業務委託、森町リサイクルプラザ破砕物運搬用4トンダンプ購入費が主なものでございます。前年比9,011万3,000円の減額は、汚泥再生処理センター建設工事関係経費の減、し尿処理施設停止運転等業務委託の減が主な要因となっております。資料ナンバー28から31を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 目1 労働諸費についてご説明いたします。

この科目につきましては、季節労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費から目9 山村振興施設管理費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 126ページ、127ページ中段の項1 農業費、目1 農業委員会費につきましては、農業委員15名の報酬、農地台帳システム管理運用に関わる経費及び地域計画、目標地図素案作成に関わる経費が主なものでございます。

次に、128、129ページ上段にかけての目2 農業総務費につきましては、節18負担金補助及び交付金のうち経営所得安定対策農家直接支払いに関わる推進事業補助金、有機栽培実施者への環境保全型農業直接支払交付金及び産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代への助成が主なものでございます。

次に、目3 農業振興費につきましては、森町基幹集落センターに係る維持管理費のほか、

農業者の総合支援に向けて節12委託料では町内農産物等の付加価値を高めるため、主要作物のうまみや栄養、機能性成分分析を福島大学に依頼するほか、節18負担金補助及び交付金では昨年に引き続き町内農産物の加工振興支援に関わる補助金、荒廃した農地再生支援に関わる補助金及び新規作物の導入、推進に関わる補助金の支援内容を拡充するほか、新たに農業者の経営安定化に向けて農業経営収入保険加入に対する支援を行うほか、JA所有のバレイショ共選機更新に対しても支援を行い、バレイショ生産者の負担軽減に協力してまいります。資料ナンバー32、33及び34を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、130ページ、131ページ上段にかけての目4畜産業費につきましては、枝肉格付業務員の報酬、町営牧場における維持管理費及びばんば大会への補助金が主なものでございます。

次に、目5農地費につきましては、濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる調査設計測量業務、また駒ヶ岳地区及び濁川地区における水田維持を目的とする多面的機能支払交付金が主なものでございます。資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、132、133ページ中段にかけての目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、また昨年故障した掛漕揚水機場の設備改修に関わる工事費が主なものでございます。資料ナンバー36を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に関わる費用でございます。

次に、134、135ページ上段にかけての目8熱水利用園芸施設費につきましては、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理に関わる費用であり、費用の全額は施設を利用する農家さんが負担しております。

最後に、目9山村振興施設管理費につきましては、駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の修繕に関わる費用が主なものでございますが、昨年度行った温泉施設の長寿命化計画に基づき大規模改修等に向けた基本設計を実施してまいります。資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2林業費、目1林業総務費から目4森林環境事業費まで。

○農林課参事（佐藤 司君） 続きまして、項2林業費、目1林業総務費につきましては、熊及び鹿の駆除対策に関わる報償費と次代を担う若手ハンター育成に向けた狩猟免許等取得助成金に加えて、IoTを活用した箱わな監視装置を設置し、猟友会の労力軽減等を図ってまいります。

次に、136ページから138ページ上段にかけての目2林業振興費につきましては主なものをご説明いたします。町の林業、木材産業の就業促進及び鳥獣対策を目的に、地域おこし協力隊制度を活用してまいります。町有林の保全と森林の有する多面的機能の維持、増進を図るため、造林及び保育工事を実施してまいります。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。また、町産材を有効活用した森町モデル実験棟建築に向けて森町

モデル推進協議会が中心となり、継続して取り組んでまいります。

次に、目3林道事業費につきましては、5年に1度の林道橋の定期点検を行い、橋の損傷度の把握に努めてまいります。また、町有林道の簡易修繕、補修に努めてまいります。

最後に、140ページ上段にかけての目4森林環境事業費につきまして主なものをご説明いたします。若年層の担い手育成施設では、地域おこし協力隊による木育キット開発をはじめ、町産材を活用した新規用途開発を行ってまいります。また、学生のインターンシップの受入れや地域の子供たち等を対象にした物づくり体験ができる実習体験施設としても活用を図ってまいります。また、国のJークレジット制度のクレジット創出を目指し、現地モニタリング調査を行い、町有林の炭素固定量の把握に努めてまいります。また、引き続き森林経営計画等の策定に向けて地域林政アドバイザー業務を委託しまして実施してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項3水産業費について主なものをご説明いたします。

目1水産業総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体等に対します運営負担金が主なものでございます。また、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、目2水産業振興費の節18負担金補助及び交付金のうち、水産物供給基盤機能保全事業負担金は、沼尻漁港の施設改修に伴います地元負担金といたしまして106万7,000円を計上してございます。資料ナンバー40をご参照ください。また、森、砂原両漁協がそれぞれ取り組みます稚ナマコ放流や昆布投石といった資源増大対策事業に対する支援といたしまして、森漁協分として250万円、砂原漁協分として451万1,000円、合わせて701万1,000円を計上してございます。資料ナンバー41をご参照ください。

続きまして、令和5年度から日本製鉄の協力を得て藻場の再生等に取り組んでおります水産業サステナブルチャレンジ事業について、令和6年度も継続して取り組むための費用といたしまして1,200万円を計上してございます。資料ナンバー42をご参照ください。

続きまして、次ページの目3水産施設管理費の節12委託料のうち、ホタテ貝殻試験処理業務につきましては、水産系副産物再資源化施設の貝殻堆積場が逼迫している状況にあることから、減量化を図るための試験処理事業といたしまして7,393万7,000円を計上しております。資料ナンバー43をご参照ください。なお、これら以外の予算につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴います経常経費が主なものでございます。

続きまして、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に係ります経常経費に加えまして、老朽化が著しい各種機械類等の修繕料を計上しているところ

でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費から目 3 ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 目 1 商工業振興費についてご説明いたします。

節18負担金補助及び交付金につきましては、森商工会議所、森町さわら商工会などの事業補助金や地元建設業者の活性化と厳しい夏の暑さから町民の健康を守るようエアコン設置にも活用できる建設商品券の販売を行うプレミアム商品券販売事業、新規事業として町内で創業する方を応援するため経費の一部を補助する森町創業支援事業の補助金が主なものでございます。プレミアム商品券販売事業、森町創業支援事業につきましては、資料ナンバー44、45を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目 2 観光費についてですが、地域観光PRと観光協会などとの連携の強化のため、地域おこし協力隊制度を活用し、会計年度任用職員として1名を募集するものでございます。節12委託料につきましては、道の駅YOU・遊・もり再整備のための道の駅リニューアル調査計画策定業務でございます。資料ナンバー46を提出しておりますので、ご参照願います。続きまして、節14工事請負費につきましては、鳥崎八景上大滝の階段が経年劣化により破損しているため、改修工事をするものでございます。資料ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、文化スポーツ合宿誘致推進補助事業などの補助金が主なものでございます。

続きまして、150ページ、目 3 ふるさと応援対策費につきましては、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、広告料、代行業務委託料、積立金などが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費から項 3 河川海岸費、目 1 河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款 8 土木費、項 1 土木管理費から項 3 河川海岸費までをご説明いたします。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節 2 給料、節 3 職員手当、節 4 共済費は会計年度任用職員に係る経費で、節18負担金補助及び交

付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設に係る保守点検業務及び水質分析委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路台帳の補正に係る整備業務が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では除雪業務や暗渠側溝清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道のオーバーレイやパッチングなどの舗装補修工事、また降雨、降雪などの気象状況を監視するため町内2か所にカメラを設置する工事請負費で、資料ナンバー48、49を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費は、資料ナンバー50を提出しておりますが、支え式の草刈り装置を購入しようとするもので、節18負担金補助及び交付金は高速歩道橋の橋梁点検に係る負担金でございます。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事が主なものでございます。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事及び町内普通河川に係る堆積土砂等の除去工事で、これにつきましては大雨や台風によって堆積された土砂の除去や河川敷地内の立木及び倒木処理のために行うものであります。資料ナンバー51、52を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） 続きまして、項4港湾費について主なものをご説明いたします。

目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る電気料や修繕料といった経常経費に加えまして、次ページ、節14の工事請負費は森港（本港）岸壁改修といたしまして、森漁協事務所裏手となりますマイナス5.5メートル岸壁の長寿命化を目的とした予防保全工事費用として2,200万円を計上してございます。資料ナンバー53をご参照ください。続きまして、節18負担金補助及び交付金では、森港改修事業管理者負担金といたしまして3,000万円を計上しております。資料ナンバー54をご参照ください。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課技術長（伊藤正吾君）　続きまして、項 5 都市計画費から項 6 住宅費までをご説明いたします。

項 5 都市計画費、目 1 都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節 8 旅費及び節 18 負担金補助及び交付金の全国都市計画協会負担金が主なものでございます。

続きまして、目 2 公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に関わる経常的経費で、節 12 委託料の公園管理業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目 3 下水道費につきましては、節 18 負担金補助及び交付金、節 23 投資及び出資金は、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に関わる経常的経費でございますが、節 10 需用費における光熱水費は共用部分や外灯に関わる電気料で、修繕料は小破修繕や退去修繕等の補修に関わるものでございます。節 12 委託料では、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検などが主なものでございます。節 14 工事請負費につきましては、資料ナンバー 56、ポプラ団地 6 号棟、資料ナンバー 57、上台団地 55 号棟、資料ナンバー 58、アカシヤ団地 3 号棟の町営住宅解体工事、またみどりヶ丘団地及び度杭崎団地に関わる非常用照明改修工事が主なものでございます。

続きまして、目 2 空き家対策費ですが、節 12 委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人の事務委託に関わるものでございます。資料ナンバー 59 を提出しておりますので、ご参照願います。節 13 使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節 18 負担金補助及び交付金は、特定空き家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー 60 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費から目 3 消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君）　引き続き、款 9 消防費、項 1 消防費についてご説明を申し上げます。

目 1 常備消防費でございます。節 8 旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育 2 名及び専科教育火災調査科並びに大規模災害広域応援指揮課程への入校、救急救命士特定行為の資格認定として函館市内病院での気管挿管実習及びビデオ硬性喉頭鏡気管挿管実習でございます。節 17 備品購入費でございますが、防火衣及び空気呼吸器並びに空気ボンベを、また庁舎及び消防車両用の更新分の消火器を購入するものでございます。節 18 負担金補助及び交付金でございますが、消防学校負担金は初任教育及び専科教育火災調査科並びに大規模災害広域応援指揮課程、また救急救命士の気管挿管再認定講習であり

ます。その他につきましては経常的経費でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございます。節17備品購入費でございますが、機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては経常的経費でございます。

続きまして、目3消防施設費でございます。節12委託料につきましては、令和6年度に予定しております消防指令システム整備事業の施工監理業務を委託するものでございます。節14工事請負費につきましては、消防指令システム整備工事及び森町消防団第2分団詰所屋根の張り替え工事でございます。それぞれ資料ナンバー61、62を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費につきましては、温水高圧洗浄機の更新整備でございます。その他につきましては経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4災害対策費ですが、災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外手当や建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（坂田明仁君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

174ページ、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。節12委託料では、教員住宅解体撤去工事を行うためのアスベスト調査業務委託料及びICT支援業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費では、上台地区教員住宅の解体撤去工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー63を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー64を提出しておりますので、ご参照願います。

176ページからの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校5校の維持管理経費でございます。179ページ、節11役務費の通信運搬費では、児童1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料の181ページ中段の各小学校校内無線LAN保守業務委託料につきましては、導入時に5年間の保守契約を行っていましたが、保守期間が切れるため、新たに保守業務を委託するものでございます。看護師派遣業務委託料につきましては、医療ケアが必要な児童が少しでも安心して学校生活を過ごせるよう、対象の学校に対し看護師を派遣するものでございます。校務系サーバー移設委託料につきましては、新たにネットワークを構成するためのサーバー移設に伴うものでございます。また、子供への暴力防止プログラム業務委託料につきましては、森町チ

ヤイルドファースト宣言の一貫した取組でございます。節13使用料及び賃借料のオンラインシステムサーバー使用料につきましては、新たに構成するネットワークのサーバー使用料でございます。183ページ、節17備品購入費の施設用備品につきましては、電子黒板を購入しようとするものでございます。資料ナンバー65を提出しておりますので、ご参照願います。

目2教育振興費でございますが、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節10需用費の消耗品費では、小学校用教科書が令和6年度から改訂となるため、教師用指導書を購入する経費も含まれております。節13使用料及び賃借料のA Iドリル使用料につきましては、町内全児童にA Iドリルを導入しようとするものでございます。資料ナンバー65を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、小学校6年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

目3学校建設費、節12委託料及び節14工事請負費では、鷲ノ木小学校校舎等改修工事施工監理業務委託及び鷲ノ木小学校校舎等改修工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー66を提出しておりますので、ご参照願います。

184ページからの項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、小学校費と同様に生徒1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料、187ページ中段の各中学校校内無線LAN保守業務委託料につきましては、小学校費と同様、保守期間が切れるため新たに保守業務を委託するものでございます。校務系サーバー移設委託料につきましては、新たにネットワークを構成するためのサーバー移設に伴うものでございます。節13使用料及び賃借料のオンラインシステムサーバー使用料につきましては、新たに構成するネットワークサーバー使用料でございます。189ページ、節17備品購入費の施設用備品につきましては、電子黒板を購入しようとするものでございます。資料ナンバー65を提出しておりますので、ご参照願います。

目2教育振興費でございますが、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料のA Iドリル使用料につきましては、町内全生徒にA Iドリルを導入しようとするものでございます。資料ナンバー65を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会等参加負担金が主なものでございます。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

目3学校建設費、節12委託料及び節14工事請負費では、砂原中学校体育館改修工事施工監理業務委託及び砂原中学校体育館改修工事を行おうとするものでございます。砂原中学校体育館改修工事につきましては3年計画の3年目で、暖房設備の設置等となっております。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。

項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関

する経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5 社会教育費、目1 社会教育総務費から目4 文化財振興費まで。

○社会教育課長（須藤智裕君） それでは、194ページ、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費についてご説明いたします。

節1 報酬は、社会教育委員、青少年問題協議会委員の報酬となっております。節7 報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節12 委託料は、施設管理業務や芸術鑑賞事業に係る委託料が主なものでございます。節18 負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会、静岡県森町や青森県外ヶ浜町との交流事業、文化活動事業への補助金が主なものでございます。なお、資料ナンバー68及びナンバー71の1ページ、2ページ及び7ページを資料提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、196ページ、目2 公民館費についてご説明いたします。節7 報償費は各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節10 需用費、節11 役務費、節12 委託料につきましては、保守管理費用等、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。なお、資料ナンバー71の3ページ及び7ページを資料提出しておりますので、ご参照願います。

200ページ、目3 図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございますが、節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費は図書整理等に係る会計年度任用職員3名の人件費となっております。節12 委託料、節13 使用料及び賃借料は、図書館システムや建物施設借り上げ料等の図書館の維持管理経費が主なものとなっております。節7 備品購入費は、図書館で利用する図書及びポータブルエアコンの購入費用となっております。なお、資料ナンバー71の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4 文化財振興費についてご説明いたします。史跡鷲ノ木遺跡整備事業としまして、鷲ノ木遺跡整備基本計画及び基本設計に基づく実施設計や環状列石の修復調査、環状列石部分の地層断面標本制作、遺跡周辺のヒグマ撃退装置の設置に係る費用等を計上しております。資料ナンバー69を提出しておりますので、ご参照願います。また、節14 工事請負費では鷲ノ木遺跡公園に2件あるあずまやの1件について、老朽化のため解体撤去するための経費を計上しております。資料ナンバー70を提出しておりますので、ご参照願います。節17 備品購入費では、発掘調査事務所の除湿機、扇風機購入に係る経費を計上しております。そのほかにつきましては、発掘調査事務所等の維持管理に伴う経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6 保健体育費、目1 保健体育総務費から目2 体育施設費まで。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師、謝金などが主なものとなっております。節12委託料ではスポーツ振興に係る活動を目的とする地域おこし協力隊制度を活用した隊員に係る経費となっております。節18負担金補助及び交付金では、森町スポーツ協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助金などが主なものとなっております。資料ナンバー71の5ページ、6ページ、7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、206ページ、目2体育施設費につきましては、森町民体育館をはじめとする町内各体育施設に係る維持管理経費が主なものとなっております。節12委託料では、各体育施設の管理、清掃業務、森町民体育館の日直員業務、森町ふれあいの森指定管理業務などが主なものとなっております。210ページ、節14工事請負費では、森町民プール循環配管工事費を計上しております。資料ナンバー72を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、作業用備品といたしまして乗用芝刈り機1台購入に係る経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3学校給食費。

○給食センター長（石岡丈宜君） 目3学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、節10需用費は施設の光熱水費や賄い材料費が主なものとなっております。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか、給食配送の委託料が主なものでございます。

説明は以上です。

○議長（木村俊広君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料、節18負担金補助及び交付金では北海道防災協会への負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 款12公債費、項1公債費、目1元金から款13予備費、項1予備費、目1予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算

についてご説明いたします。

229ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ23億9,395万円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移につきましては資料ナンバー73を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについて説明させていただきます。242ページをお開き願います。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分までの収納率を91%として算定しております。節4医療給付費分滞納繰越分から節6介護納付金分滞納繰越分までは、収納率を19%として計上しております。

244ページ、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金は、町が支払う医療費等の財源として北海道から交付されるものです。節2保険給付費等特別交付金は、医療費適正化に向けた事業等の実施に係る交付金です。

款5繰入金、項1一般会計繰入金は、法定内のルール分及び法定外繰入金として保健事業に要する費用と医療費助成制度において町独自で助成対象を拡大していることによる医療費波及増分です。

252ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

目2連合会負担金は、北海道が運用する国保システムの負担金等です。

254ページ、項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金です。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費です。

256ページ、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上のための研修会への参加や税を知る週間書道展、税務広報、医療費適正化を図るための柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等です。

258ページから260ページの款2保険給付費、項1療養諸費及び項2高額療養費は過去3か年の給付実績を基に、項3移送費、項4出産育児諸費、項5葬祭諸費は前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から262ページ、項3介護納付金分までは、都道府県化により北海道へ納付する事業費納付金です。

264ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査実施等に係る費用で、健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金等です。

266ページ、項2保健事業費は、予防接種委託料等です。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、過誤納による保険税還付金や還付加算金等です。

続きまして、議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

275ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億9,478万4,000円にしようとするものです。収支の状況、医療費等の推移について資料ナンバー74を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。286ページをお開き願います。款1 後期高齢者保険料、項1 後期高齢者保険料、目1 特別徴収保険料は、年金から特別徴収される保険料です。

目2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で97.8%の収納率を見込み、計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は、人件費及び事務費を一般会計から繰り入れるものです。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものです。

288ページ、款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金につきましては、被保険者に対する保険料還付金等を広域連合から受け入れるものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。292ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

294ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料及び保険基盤安定繰入金並びに広域連合事務費の市町村負担分で北海道後期高齢者医療広域連合へ支払うものです。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付金は、過誤納による保険料還付金及び還付加算金です。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

301ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ22億478万6,000円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ536万8,000円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー75を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものについてご説明いたします。310ページをお開き願います。款1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,799人、普通徴収の収納率は90%として計上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、共同運営している茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金です。

款4 国庫支出金から322ページ、款6 道支出金につきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る負担金や補助金を各負担割合により計上して

おります。

324ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金から目3地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）につきましては、各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5その他繰入金は人件費、事務費分の繰入れです。

項2特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れです。

326ページ、項3基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れです。

330ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費は人件費、介護保険システム電算委託料、項2徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものです。

332ページ、項3介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費及び認定調査に係る事務費が主なものです。

334ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

338ページ、項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

342ページ、項4高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超えた場合の給付費として、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合の給付費として計上しております。

344ページ、項6特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費の低所得者軽減分を計上しております。

346ページ、款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に係る経費を計上しております。

項2一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料などを計上しております。

348ページ、項3包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費及び目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものです。

350ページ、目4任意事業費は、介護用品支給事業に係る経費が主なものです。

目6生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業に係るものです。

目7認知症総合支援事業費は、認知症カフェや認知症サポーター養成事業に係る経費が主なものです。

354ページ、款6基金積立金につきましては、基金運用利息分の積立金です。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明いたします。358ページをお開き願います。歳入、款1サービス収入、項1予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入です。

362ページをお開き願います。歳出、款1事業費、項1居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料、款2諸支出金、項1繰出金は保険事業勘定への繰出金です。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） 議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、369ページ、議案第26号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,254万6,000円にしようとするものでございます。

380ページ、381ページの歳入をお開き願います。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入並びに目2居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの入所、ショートステイの収入でございます。

続きまして、項2自己負担金収入は、入所者からの自己負担金の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金をもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、382ページ、383ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分及び介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

続きまして、386ページから389ページの歳出をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費ですが、施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、390ページ、391ページをお開き願います。款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー76、77を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） 議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

397ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。408、409ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の貸付使用料でございます。

続きまして、412、413ページについてご説明いたします。歳出の款1総務費、項1総務

管理費、目１一般管理費の節８旅費と節１０需用費につきましては、港湾業務に係ります事務経費でございます。続きまして、節２７繰出金の２３万円につきましては、令和６年度は使用料を充当する町単独事業等を予定してございませんので、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２８号 令和６年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明いたします。

４１５ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ９,３９２万５,０００円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。４２６、４２７ページをお開き願います。歳入の款１分担金及び負担金、項１負担金、目１リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の３漁協が担います施設運営に係る費用の負担金でございます。

続きまして、款２使用料及び手数料、項１使用料、目１リサイクル施設使用料ですが、令和６年度はウロの受入れ数量を前年度比３００トン増の２,８００トンと見込みまして５,６００万円を計上しているところでございます。

続きまして、款４繰入金、項１基金繰入金、目１基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るためホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金から６８２万２,０００円を繰り入れるものでございます。

続きまして、次ページの款４繰入金、項２一般会計繰入金、目１一般会計繰入金につきましては、施設運営に係ります森町の負担分でございます。

続きまして、４３２、４３３ページをお開き願います。歳出の款１項１目１総務事業費、節２給料から節４共済費までにつきましては、施設運営に携わります職員２名分の人件費でございます。節１０需用費の主なものにつきましては、電気料と施設機器類などの修繕に係る費用が主なものでございます。続きまして、節１２委託料につきましてはホタテウロの処理に係る費用が主なものでございまして、飼料会社向けの乾燥処理業務として３,３２３万９,０００円、セメント会社向けの焼却処理業務といたしまして３,７４９万５,０００円をそれぞれ計上しております。次ページに移りまして、節１７備品購入費につきましては、ホタテのウロを保管、運搬するためのプラスチックタンク５個を補充するための費用といたしまして８６万８,０００円を計上してございます。続きまして、節２６の公課費につきましては、令和５年度分の収入に対します消費税及び地方消費税といたしまして２７２万８,０００円を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第２９号 令和６年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第２９号 令和６年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー78、病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量ですが、病床数60床、年間患者数は入院1万2,045人、外来2万3,180人、1日平均患者数は入院33人、外来95人を見込みました。

建設改良事業は、注射薬カート購入、電子カルテシステムの導入、冷房設備設置工事調査設計業務を予定しております。

収益的収入及び支出の収入については、病院事業収益は8億8,281万1,000円で、医業収益6億4,647万7,000円、医業外収益2億3,633万4,000円となっております。

支出については、病院事業費用は12億1,570万円で、医業費用12億977万6,000円、医業外費用542万4,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算であります。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入については、資本的収入は1億3,696万円で、企業債1億2,390万円、出資金1,306万円となっており、支出については資本的支出は1億5,273万6,000円で、建設改良費1億2,661万7,000円、企業債償還金2,611万9,000円であります。

次の企業債から3ページの重要な資産の取得及び処分までは記載のとおりとなっております。

それでは、予算書9ページ以降の事項別明細書により主なものについてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は3億9,748万5,000円で、診療単価3万3,000円を見込み、目2外来収益は1億7,848万6,000円、診療単価7,700円を見込んでおります。

目3その他医業収益ですが、各種検診、予防接種収入や救急医療に対する一般会計からの補助金等となっております。

10ページをお開き願います。項2医業外収益、目2他会計補助金の2億2,669万1,000円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計からの繰入れであります。

11ページ、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は、病院運営に係る人件費であります。

目2材料費ですが、実績等を勘案し、計上しております。

12ページをお開き願います。目3経費ですが、施設管理、応援医師の謝金、各委託業務を計上しております。

17ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の1億2,390万円は、主に電子カルテシステム及び冷房設備設置工事調査設計に関わる企業債であります。

項2出資金、目1出資金1,306万円は、過去の医療機器等購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金であります。

18ページをお開き願います。款1資本的支出、項1建設改良費1億2,661万7,000円は、説明欄記載のとおり注射薬カート、電子カルテシステム、冷房設備設置工事調査設計業務等であります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金2,611万9,000円は、過去の医療機器等購入に係る企業債の元金償還支払い分であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算、議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数4,979戸、年間総配水量143万238立方メートル、1日平均配水量3,918立方メートルとなっています。主要な建設改良事業の概要については記載のとおりですが、詳細な工事量、予定箇所につきましては資料番号79番、80番をご参照ください。

2ページをお開きください。第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業収益を2億9,239万1,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億2,589万4,000円にしようとするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業資本的収入を5,208万6,000円に、支出の第1款水道事業資本的支出を1億785万4,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,576万8,000円は過年度分損益勘定留保資金4,027万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1,549万5,000円で補填しようとするものです。

第5条の企業債ですが、起債の借入限度額5,138万6,000円は、更新事業等の財源として借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れする場合の限度額の設定となっています。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっています。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,261万6,000円で、前年度比203万8,000円の減となっています。

目3その他の営業収益は2,045万1,000円で、前年度比69万4,000円の増となっています。

11ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金は、前年度比280万2,000円の増となっています。

目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比177万円の減となっております。

12ページをお開きください。支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億2,433万4,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比529万円の減となっております。節の修繕費2,976万2,000円は、説明欄記載のとおり各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料6,839万3,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ中段、目2配水及び給水費6,131万8,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他の附属施設並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比1,065万2,000円の増となっております。

14ページをお開きください。節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用等に要する費用です。また、主な事業として委託料記載のとおり森町水道事業更新計画改定業務委託を予定しております。

15ページ、目4業務費5,718万6,000円は、水道料金、下水道使用料の検針及び開始、中止事務業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比338万8,000円の増となっております。

目5総係費2,273万8,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比155万7,000円の減となっております。以下16ページまででございます。

16ページ下段、目6減価償却費5,442万8,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

17ページ、目7資産減耗費31万7,000円で、前年度比17万4,000円の増となっております。

18ページをお開き願います。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費317万2,000円は、企業債の返済利息と一時借入れの場合の利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債5,138万6,000円は、水道施設の新設、更新事業を実施するために起債を借り受けるものです。

項2負担金、目1負担金70万円は、道路工事に伴う尾白内地区の配水管移設工事に伴う補償による負担金です。

21ページ、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費6,739万3,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の工事を計上しております。委託料、次年度以降に施工する配水管工事の実施設計委託料1,507万7,000円を計上しております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金4,046万1,000円は借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比141万円の減でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量について、排水戸数は3,157戸、年間総排水量63万5,191立方メートル、1日平均排水量1,740立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径が150から250ミリで、延長100メートルの施工を予定しております。詳細の予定箇所につきましては、資料番号82番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入及び支出それぞれ4億6,768万円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款下水道事業資本的収入を3億248万3,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を4億2,703万5,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,455万2,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,455万2,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページの第6条、企業債でございますが、起債の借入限度額7,860万円は建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、必要な資金を一時借入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として4,440万3,000円、経営健全化補助金として1億8,499万5,000円を受け入れようとするものです。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億2,455万2,000円、事業運営費として5,913万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,610万4,000円で、前年度比84万5,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,939万8,000円は一般会計からの補助金で、前年度比624万3,000円の増となっております。

目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比68万6,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,626万8,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水設備の管理に要する費用を計上しています。

13ページ、目2処理場費1億1,337万8,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚泥

処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比961万3,000円の増となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目4総係費3,918万4,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比638万円の増となっております。

同じく16ページの目5減価償却費は2億5,096万1,000円で、前年度比117万7,000円の減となっています。

目6資産減耗費228万4,000円は、森浄化センターの機械電気設備改築更新工事に伴う残存価格を資産から除却する費用です。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は4,530万円で、前年度比429万7,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本金の収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本金の収入、項1企業債、目1企業債は7,860万円で、前年度比3,620万円の増となっています。

項2国庫補助金、目1国庫補助金は6,680万円で、前年度比4,130万円の増となっています。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億5,587万3,000円で、前年度比547万2,000円の増となっています。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は121万円で、前年度比31万5,000円の増となっています。

20ページから21ページに続く支出について、款1下水道事業資本金の支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用で、本年度は1億6,664万5,000円で、前年度比7,828万7,000円の増となっています。これは、節の委託料、説明欄に記載のとおり森浄化センター外機械設備・電気設備改築更新工事の2年目で、下水道事業団に委託する業務が主な要因です。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億6,039万円で、前年度比で679万2,000円の増となっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものしたいと思います。

#### ◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月6日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時22分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年3月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和6年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和6年3月6日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時24分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例改正について  
議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第22号 令和6年度森町一般会計予算  
議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算  
議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 議長14番 | 木村俊広君 | 副議長1番 | 伊藤昇君  |
| 2番    | 河野文彦君 | 3番    | 高橋邦雄君 |

4 番 河 野 淳 君  
 6 番 野 口 周 治 君  
 8 番 千 葉 圭 一 君  
 10 番 加 藤 進 君  
 12 番 東 隆 一 君

5 番 山 田 誠 君  
 7 番 齊 藤 優 香 君  
 9 番 佐々木 修 君  
 11 番 山 本 裕 子 君  
 13 番 松 田 兼 宗 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| 町 長                              | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                            | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会計管理者兼<br>出 納 室 長                | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                          | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長                          | 濱 野 尚 史 君   |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書 記 長       | 東 克 宏 君     |
| 監査事務局書記長                         | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防 災 交 通 課 長                      | 柴 田 正 哲 君   |
| 契 約 管 理 課 長                      | 山 田 真 人 君   |
| 企 画 振 興 課 長                      | 川 村 勝 幸 君   |
| 企 画 振 興 課 参 事                    | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                          | 柏 渕 茂 君     |
| 保 健 福 祉 課 長                      | 宮 崎 弘 光 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事                    | 萩 野 友 章 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事 兼<br>保 健 セ ン タ ー 長 | 宮 崎 涉 君     |
| 住 民 生 活 課 長                      | 阿 部 泰 之 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長                    | 野 崎 博 之 君   |
| 環 境 課 長                          | 川 口 武 正 君   |
| 農 林 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長   | 寺 澤 英 樹 君   |
| 農 林 課 技 術 長                      | 濱 野 真 行 君   |
| 農 林 課 参 事                        | 佐 藤 司 君     |
| 水 産 課 長                          | 岩 井 一 桐 君   |
| 商 工 労 働 観 光 課 長                  | 奥 山 太 崇 君   |

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 建設課長                                | 富原尚史君  |
| 建設課技術長                              | 伊藤正吾君  |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長                    | 落合浩昭君  |
| 町民福祉課長                              | 金丸義樹君  |
| 教 育 長                               | 毛利繁和君  |
| 学校教育課長                              | 坂田明仁君  |
| 学校教育課参事                             | 藤嶋希君   |
| 学校教育課参事                             | 名生達也君  |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長            | 須藤智裕君  |
| 体育課長兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木村忠公君  |
| 給食センター長                             | 石岡丈宜君  |
| さくらの園・園長                            | 敦賀靖之一君 |
| 国保病院事務長                             | 千葉正良君  |
| 上下水道課長                              | 水元良文君  |
| 消 防 長                               | 東谷直樹君  |
| 消 防 次 長                             | 松居順一君  |
| 消 防 署 長                             | 松田光治君  |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 事務局長                   | 小田桐克幸君    |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関 孝 憲 君   |
| 庶 務 係                  | 喜田和子君     |
| 総 務 係                  | 水嶋篤市君     |
| 総 務 係                  | 山内梨沙君     |
| 財 政 係                  | 村井 涉 君    |
| 行革DX推進係                | 水口 祐 太 君  |
| 人事厚生係                  | 満 間 笑 歩 君 |

○会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例改正について
- 議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算
- 議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算
- 議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、松田兼宗君、議席1番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含め不適切な発言についても十分な注意をされるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、1、災害に対する情報・伝達について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

災害に対する情報・伝達について。先般、石川県能登地方を震源とする地震が発生し、災害等によって貴い命が失われています。森町は、駒ヶ岳、噴火湾と自然に囲まれている地域です。自然災害は、いつ、どのような時間帯で発生するのかは、近年自然科学の発達により多様な予知方法の可能性が示されておりますが、その精度はいまだ満足できるものとはなっていないのが現状です。このことから、町民を安全に避難させるためには、危険を迅速に知らせるための防災無線による情報発信機能をより広く活用することが町民の生命を守ることにつながっていくのではないかと考えます。北海道駒ヶ岳火山避難計画書の

第1節、火山情報の収集・伝達の中に記載されている火山の状況に関する解説情報、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表されると記載されております。防災まちづくりの強化を推進するためには、防災無線等にて火山活動の状況を伝えることが必要であると考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

北海道駒ケ岳は、常時観測火山として24時間態勢で札幌管区气象台が監視を行っているところです。毎月発表されております北海道駒ケ岳の火山活動解説資料では、令和5年12月頃より山頂火口源泉部の活動がやや活発化しているとの発表があり、火山性地震については12月に31回、1月に26回と観測され、その後も1日1回程度の頻度で継続的に発生しております。現段階での活動状況については、噴火警戒レベル1の状況に変更はありませんが、この間広報や森町公式ホームページにおいて北海道駒ケ岳の火山活動の推移に注意が必要であることについて周知を行っているところであります。また、例月で開催される北海道駒ケ岳火山活動ウェブ解説では、札幌管区气象台、函館地方气象台、北海道駒ケ岳周辺3町で現状の活動内容の情報共有を行っており、現段階では噴火警戒レベル1の状況のため、防災行政無線放送での周知までには至らないとし、共通の対応を行っているところです。活動状況により、噴火警戒レベル2の段階となった場合には、迅速に住民の皆さんに防災行政無線放送や森町公式ホームページを活用し、周知を行ってまいります。引き続き気象庁のホームページで提供されている北海道駒ケ岳の火山観測データについて留意しつつ、札幌管区气象台、函館地方气象台と火山活動の情報共有を密にしていまいります。今後も北海道駒ケ岳の火山活動に留意を行い、迅速な防災対応が行えるように取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） ただいま答弁の中に、警戒レベル1ということなのですが、駒ケ岳活動状況に際しまして、マスメディアにて山頂火口部の活動がやや活発化しているとの報道がありまして、これを目にしました町民からは不安の声が広まり、町では何も知らせてくれないのと声が多く見られ、不安に感じられております。町のホームページなどで発表されておりますが、高齢の方などは閲覧することができない状況も多くあると思われます。昨年12月からマグマ活動を示す火山性地震が続いております。火山噴火予知連絡会は、2月に火山活動がやや活発化する傾向との評価を見直しております。先ほど町長も、昨年からの火山性地震は昨年12月に31回、今年1月には26回、2月には1日1回程度の頻度で発生しております。山頂の監視カメラでは、火口の噴気の観測が増えているということです。

そこで、活動再開の可能性は今後ますます高くなると思われております。現在の駒ケ岳の全般概要、地震及び微動の発生状況、地殻変動の状況に対して注意が必要、一時的に増加している、僅かな変化が認められると確認されており、このことから情報伝達に関して

駒ヶ岳の状況変化を全町民が周知することで避難を迅速に行われ、災害が起こった際、被害を最小限に抑えることができます。町民が情報を得られ行動することは、究極の防災につながる方策であると考えますが、再度町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しの中に、町民の中から不安であると、そういったお話をいただいているとのことです。確かに防災関係の行政的な判断、手続の中では、レベル1というところを判断しての防災無線での周知は今回はしないという判断ではあったのですが、確かに議員おっしゃるとおり、事細かく防災無線でいろいろな情報を流すというのはなかなか難しいのかなと思うのですが、ある程度の活動を、今までがちょっと違っている状況になったのですよというところを簡単にお伝えするのも一つの手かな、必要なことかなと考えます。今後は、あくまでも3町の会議の中での今回は判断でしたけれども、ただいまいただいた、そういった町民の方の不安を払拭するため、でもいたずらに何かあおるというところは配慮しなければならないと思うのですが、その辺のバランスをしっかりと配慮して、簡潔に伝える、まずは伝えるということは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） 過度な情報発信は、逆に町民の不安をあおる可能性もあるので、そこはすごく考えて行わなくてはいけないと私も感じております。

そこで、函館地方気象台の火山防災官は、駒ヶ岳は噴火の前兆現象が乏しく、突発的に噴火する可能性もあると述べられております。活動に変化が見られたら、避難の備えが必要だと周辺3町に警戒を促していることも事実であります。森町単独で防災無線を使って駒ヶ岳の状況を町民に知らせるとするのは、難しい部分ももしかしたらあるかもしれませんが、でも、近隣3町とその辺きちっと協議しながら、どのような状況で、どのような危険性があるのかというのを少し伝えてもいいかと思われま。

ここで1つ、古いものなのですが、北海道教育大学学術リポジトリですね、火山災害についての教育、これ近隣の中学生在が協力してアンケートを行っています。その中から1つ抜てきしますけれども、どのような学校が参加されたのかといいますと、森中学校、砂原中学校、鹿部中学校、大沼中学校が参加され、過去大噴火から火山駒ヶ岳、どのような変化で動いているのかというのを資料にまとめたものがある。これは、町にもあると思いますので、詳しくは説明しませんが、後ほど町のほうで確認していただければと思います。

それと、もう一つ、これは自治体における火山防災対策と火山情報に関する調査、これ調査主体が東京大学社会情報研究所が行っております。この中から1つ、資料を抜てきしますと、自治体住民に対して、火山に関する情報をふだんどのような形で広報しておりますか。幾つかのアンケートの中、やはり火山防災パンフレット、ハザードマップ、自治体の広報紙、ホームページ、この中でアンケートを取られ、これは全国です。道内もかなり

これをやっております。やはり課題としては、防災無線等を使った、言葉で全町民、市民に状況を伝えられることが今後必要でないかというようなまとめになっておりますので、ぜひこれも、森町はやっておりませんが、後で確認していただければと思います。

やはり防災無線に関しましては、すごくハードルが高いというか、現状噴火レベル1なので、どのように町民に知らせるのかというのは難しい部分だと思いますが、現状大噴火から100年以上たっておりますので、いつ、どのような形で動くか分からない。自然災害なので、この部分を町民にどのように皆さんに知らせるかという取組を防災無線に、一番いいのですが、限らずに違う形で皆さんが周知できる形を考えてやっていかないと、皆さん不安に思うのは当たり前だと思います。皆さんに伝えるということは、自助ではないですけれども、皆さんが例えば噴火の兆候があったと、危険性があると、事前にそれが分かることによって、皆さんが備えにして避難できるということは、これは防災に対して究極の方策だと僕も考えております。その部分をもう一度町長の考えをお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今議員からお示しいただいた各資料に関しましては、改めて担当のほうで確認させていただきますまして、再度確認、共有させていただきます。

そして、3町の防災会議におきまして、今回このようなご意見を議員の方はじめ、町民の方からいただきましたということは、担当のほうで把握というか、頭の中に捉えながら防災会議の中で一定の主張はさせていただきますまして、3町足並みをそろえられるような、そういった投げかけも行っていきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、災害はやはり何か起きてからというところ以上に、ふだんから備えが大事ですよというところは周知して、町民の皆様の防災に対する認識を高めていただくという活動が本当に大事だと思います。特に噴火に関しては、おっしゃるとおり突然大噴火につながる事例というものも過去にごございましたし、そういった点ではやはりふだんからの防災に関する、備えに関する周知、そして訓練も含めて、当町は津波等々もありますけれども、大規模災害、広域避難というところでは、噴火も非常にふだんのそういった訓練の練度も大事になるのかなと思いますので、併せて総合的にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 災害に対する情報・伝達についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、管路施設及び構造物・設備の耐用年数・耐震性の現状と今後についてを行います。

議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、管路施設及び構造物・設備の耐用年数・耐震性の現状と今後についてということで質問させていただきます。

1月に発生しました能登半島地震により、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りすると

ともに、被災された方々には一日も早い復旧、復興を願っております。

さて、明日にでも我が地域で発生するかもしれない震度7の地震、日本で発生しない地域はないと言われています。特に今回の能登半島地震によるライフラインの復旧にとっても日数がかかっているのが水の問題です。水道の断水が発生から一月たっても約4万戸以上続いているというふうに言われています。

そこで、町長にお尋ねいたします。森町の現状の管路施設は、水道事業全域で約142キロメートルあり、1974年に布設された管路が最も多いと聞いております。そうすると、現在約50年経過していることになります。法定耐用年数が40年というのが健全施設と聞いていますが、実際には経年施設として法定耐用年数の1.5倍の60年と聞いております。それ以降は、老朽施設だそうです。となると、あと10年しかございません。地震が起きる起きないにかかわらず、あと10年たつと、もう既にほとんどが老朽施設になってしまうということです。水道事業の基本方針には、災害に強い水道施設の構築、危機管理体制の強化、施設などの長寿命化、計画的な更新など等ございます。管路施設や構造物・設備も含めて現状と今後どのような対応をお考えなのかお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

水道の管路施設は、本町地区、駒ヶ岳、赤井川地区、濁川地区、合わせて約145キロメートルあります。公営企業法上の耐用年数は、鉄柱管や塩ビ管等の材質を問わず、40年となっていますが、現実的な耐用年数は管の種類や埋設されている場所の土質、地下水位、地理的な状況で、60年から80年耐え得るものもあります。

次に、構造物・設備、具体的には浄水場や取水場、配水池になりますが、建築物の耐用年数は60年とされており、建築後43年から49年経過しています。今後の対応として、令和元年に策定した森町水道事業水道施設更新計画を令和6年度に改定する予定であり、管路施設の更新をさらに推進するとともに、今後は森町浄水場の新築も視野に入れた更新計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） この森町の水道事業経営戦略を見ますと、2018年度から2028年までの約10年間の計画が盛り込まれております。その中には、この10年の期間に発生する耐用年数を迎えるという設備等、あと管路施設ですね、これが合わせて約59億入っているというふうに書かれております。これからさらに増えるというふうに考えた場合には、59億では済まないのではないかなというような気がします。これに対して、森町の強靱化計画、これを見ますと、2018年に水道の基幹管路の耐震適合率というのが2018年で3.4%しかないのです。2020年でも3.4%しか耐震化率がないのです、この計画を見ると。目標が2025年、要は来年度になるのかな。そうすると、目標が7%なのです、耐震化率が。北海道の水道管の耐震適合率というのは、もう45%を超えているわけです。それに比べると大きく、3.4%というのは低いわけです。そうすると、では全国で見たらどうかというと、全国の耐震

適合率って41.2%もある。その中で今回、いまだに水道が断水している珠洲市、あそこも耐震適合率36.2%ある。36.2%あったにもかかわらず、いまだに断水している。地理的な条件もあるのでしょうかけれども、それに比べて森町は3.4%です。今後、今先ほどおっしゃったように、令和6年度から新たに水道事業経営戦略を多分立て直してやって進めていくのでしょうかけれども、それから10年間の計画をつくっても、本当にこの老朽化施設も含めてやっていけるのか、やれるのか。そして、耐震適合率を実際に何%まで引き上げられるのか、その辺をお答えいただきたいというふうに思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、経営計画の中、そして耐震化進捗率といいますか、全国、全道規模と比べても非常に低い進捗率でございます。現実問題、試算の中では平成27年度に策定した森町水道ビジョン、その中では50年間で総事業費約130億円と推計しているところがございます。その後、見直した令和元年度の更新計画におきましても、令和50年までの総事業費は70億円、その程度の推計をしております。しかしながら、この昨今の物価高、人件費の高騰等により上昇方向にこれは変化していく可能性が非常に高いということも捉えております。現実問題、現状この更新費用を一気にかけながら進捗率を急速に伸ばしていくというところは、なかなか非常に難しい部分もあるのかな。しかしながら、災害が起きたときには、やはりある一定程度のインフラの機能の維持というものは確保しなければならないと考えております。その中でも、やはり想定の中でいろいろ計画を練る中ではあるのですけれども、本当に必要なというか、根本的な、例えばですけれども、先ほど1回目の答弁でお話しさせていただきました浄水施設の耐震化工事、そして本当にそこから、配水池から各枝管まで行く太い管ですね、本管のところのそういった耐震の話とか、これはもうちょっと大きい話にもなるのですけれども、防災的な拠点、例えば避難所、そういったところに、これは水道だけではなくて電力もそうなのですけれども、様々な生活インフラをしっかりと災害時にもある一定程度供給して、そこを最低限なエネルギー、食料、水の供給、配給といいますか、そういったものにデザインしていくという考えも必要になってくるのかなと思います。その中で優先順位を本当に今決めながら、こういった、特に水道のインフラ、更新事業に関しましては、行っていかなければならないと考えております。重要度という点からは、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、配水池の耐震化、そして浄水場、取水場の耐震化、そして水源池から浄水場までの導水管、その次に緊急避難所に直結する配水管ですとか太い基幹配水管、そして軌道横断管、そして管渠横断管、橋の中を通っている管とか、そういった順番で優先度を今行政のほうでは捉えております。この辺は様々な起債、そして補助金等々使えるものは使いながら、そして町の防災ビジョン、そして公共施設、防災エリア、そういった考えもししっかりとビジョンとして行政として示しながら、様々な方策は考えて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 今町長からお答えをいただきました、その優先順位を決めて進めていくということはとても大事なことだと思います。それに係る金額も相当な金額がかかるというふうに認識しました。先ほどは全道のお話をさせていただきましたけれども、この全国の水道管の総延長というのが74万キロメートルあるのだそうです。そのうち2割を超える約15万キロメートルが法定任用年数を、40年ですね、それを超えているそうです。町長がホタテの事業、あのときに真っ先に手を挙げて補助金をいただいて取り組みました。そういうことを考えて、ちょうど来年度から厚生労働省から国土交通省に所管が替わります。町長が言うチャレンジという、挑戦という部分では、チェンジがチャンスでチャレンジと。要するに変化が訪れたときに、それがチャンスなのだと。それに挑戦していくというふうに考えた場合に、今まで厚生労働省の基準というのがどういう基準か分かりませんが、それが国土交通省に所管が替わって新たな基準になった場合に、この森町にもそういう国土強靱化関係予算を引っ張れるのではないかとというふうに私なりに考えてみました。国土交通省は、今回の国土強靱関係予算で約1兆2,500億引っ張っております。予算取りました。これ以外に1兆6,000億あるのです、国土交通省で。その中のさらに防災、安全対策で約1兆円あるのです。政府としては、対策の加速化を目指す。インフラ整備とか災害対策が特異な国土交通省に所管が替わったということを言っているわけです。これ、まさにチャンスだと思いませんか。今の町長なら、そういった意気込みを持って道を動かし、国を動かすということができないのではないかなと。ぜひ要望書も含めて考えて、そういったところにチャレンジしてみたい、チャレンジしようという思いはないでしょうか。ありますか。そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、所管が国交省へ変更になるというところでございまして、この間、町長就任してから国交省、北海道開発局へ対する様々な要望活動等も変わらず行っているところではございます。しかしながら、国交省が北海道開発予算というところを組むときに、これは港湾予算も一緒なのですけれども、本当に単純に今古くなったから直さしてください、お金を下さいという、そういった方式がなかなか通用しなくなっているというのが現状です。港湾予算でも農業関係の予算でもそうなのですけれども、今北海道開発予算に関わる自治体、全部なのですけれども、様々な部局に関わる自治体の首長が今本当に皆さんで一致団結して、それぞれの予算を獲得するために北海道の職員とともに、国のほうに要請活動も行っております。その中で、国交省からもお話しされてお伝えしていただいているのは、インフラはなかなか考えがまたちょっと異なるかもしれないのですけれども、そういったインフラを使って、どのようなまちづくりのビジョンを持っているか。それをしっかりと行政は示してほしい、そういったものが必要であると、この間ずっと言われてきております。そもそも飲料水のインフラというものを使って、どうまちづくりをするという話はなかなかイコールではないのですけれども、しかしながら今後人口減少も進む中で様々なものを集約しつつ、新たなエリアを選定しながら、先ほどの防災の話

も絡め、どうインフラ、総合的な町のインフラがあるべきかというところはしっかりとビジョンをつくって示して、港湾にしる、農業のかんがい用水事業にしる、今ご指摘の水道事業にしる、そういったビジョンをしっかりと絡めて、町はだから予算が必要なのだと。これを更新して、こういった町に再度していくという、そういったビジョンをしっかりとつくって、北海道開発予算総額の獲得はもちろんのこと、増額もしっかりと各首長、北海道も一丸となって取り組んでいきたいと思っているところでございます。引き続き、様々な関係各所からのご協力も必要となる中ではありますので、議員からもいろいろな、こういったところに行けですとか、そういったお話をしていただければ共有していただければ、しっかりと取り組んで、そちらも行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 管路施設及び構造物・設備の耐用年数・耐震性の現状と今後についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、3、防災対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから1点質問させていただきます。

令和6年1月1日の能登半島地震は震度7を観測し、半島の6市町は甚大なる被害を受けました。我が森町もこれらの状況を見て、早急に防災対策の整備をすべきであるというふうに思います。

まず、一番重要なのは、避難道の整備確保でございます。このたびの地震で気象庁地震火山部地震津波監視課は、津波警報の発令を3分以内に実施することは物理的に考えて不可能であるというふうに言っておられます。2011年3月11日の東日本大震災も5分後に発表されております。避難は、いつでも素早くできるよう、あらゆる環境整備が必要でございます。北海道も胆振東部地震、または南西沖地震等々大地震が発生し、多大な被害を被っております。一刻も早く安全な場所等に避難できる体制を整備しておく必要がございます。そのためには、避難道の確保が重要でございます。また、避難所となるべき施設の確保も重要であり、特に海拔の低い地域に位置する砂原5丁目地区、ここは海拔1メートル未満でございます。砂原1丁目地区、ここは1メートルから2メートル、港町地区も2メートルくらい、それから尾白内地区も3メートル等と、甚大な被害が想定されます。低い地域を最優先して、できるだけ早く整備すべきでございます。国は、津波避難対策特別強化地域として道内の太平洋沿岸の39市町村を指定しました。その中に森町も入っております。避難施設等、避難路、また避難タワー等々を整備する際、国の補助率を3分の2に引き上げるためには、津波避難緊急事業計画の策定が必要となります。町長は、町民の生命、財産を守る義務がございます。防災対策には特効薬がないと言われておりますが、火山防災も含め地域の住民の防災活動の底上げ、意識の高揚を図り、さらには家屋等の建物の耐震化率の向上を含め、被害を最小限に食い止めるためにも早く最善の防災対策をす

べきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法において、特別強化地域に指定されたことから、津波避難対策緊急事業計画の策定により、避難路や避難施設等のハード対策について、補助金の優遇措置が取られたところです。このため、津波浸水想定区域の町内会を対象として、津波避難に関する実効性を確保するためには、ハード対策とともに、ソフト対策も必要となることから、各地域の津波避難に関する課題の共有を行うため、津波対策検討会議を実施したところです。現在は、津波対策検討会議で出された避難に当たっての課題や要望等の取りまとめを行い、精査作業を実施しているところです。各地域の津波避難の課題解決に向けて優先順位をつけて取組を進めてまいりますが、ソフト対策等で対応可能なものについては早急に実施してまいります。

また、防災対策としては、引き続き木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に対する補助金制度の啓発に努めるほか、住民の皆さんの防災活動や防災意識の向上のため、町内会、町内企業や団体、グループ等を対象とした防災出前講座等を実施してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 災害は、地震、津波、火山噴火ありますけれども、これはいつ発生してもおかしくない現状下でございます。森町のライフラインの早期整備、さらに避難施設等の総合的な整備充実も大切でございますけれども、特に住民の防災意識を日頃から高めまして、実践型訓練を取り入れ、体にしみ込ませることが最重要だと私は思っております。森町の各町内会ごとに自主防災組織を設置させまして、私の記憶では森町で僅か2町内会しかないはずで、これを全町内会に設置させまして、各災害の被害を最小限に食い止めるため、自助、共助、公助の取扱いが必要かと思えます。また、各団体、企業等々の支援協定を結びまして、防災に対する盤石な体制を図るべきだということに思っております。ハザードマップ等々のいろんな面で見直し、修正を加えまして、森町の全町民の方々、児童生徒も含めまして、災害に対する意識の高揚を図り、災害がいつ襲ってきても対応に可能な環境づくりを行い、被害を最小限に食い止められるよう全町民に正しい知識と適正な行動を身につけさせ、自らの命を守る防災教育を進めるべきだと、私はそういうふうに考えてございます。

今町長がおっしゃいました防災出前講座、これは各グループ、または団体が申し込みなさいとなっておりますけれども、そうでなくて町自ら出向いて、全町内会等、また部落等に行って説明、勧誘をして防災対策に臨むべきだと私は思いますが、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど来、やはりこの防災関係、今年は新年明けてすぐ大きな災害が発生して、議員の皆様もそうだと思うのですが、町民の皆様も本当に今後森町、自分が住んでいる場所、このまま住み続けるためにはどういったことが、先ほどお話しした自助、共助、公助の

中で達成していかなければならないのかというのは改めて皆さん興味を持たれて、興味というか、関心というか、新たに認識を深めなければならないという意識はある一定程度高まっているのかなと思っております。その中でも、やはりこちらから出向いて出前講座というか、そういったものを行政で開催するという投げかけも、個別の町内会もそうですが、連合町内会のほうにも相談をさせていただきながら、時間もかけていられないという認識もありますので、そこは効率よく、幅広く行えるように、少し方法を検討したいと思います。

やはり一番大事なのは、議員おっしゃるとおりもっともっと認識を高めていただく。今回、昨年、今年度でもまだあるのですけれども、昨年各町内会を回ったり、各個別の要避難支援者の方々にこれから個別に伺ったりもするのでありますが、やはりもうちょっと認識、そしてハザードマップの使い方ですとか見方ですとか、そして誤認されているようなことというのも今回確認できました。そういったことも改めて各地域で自身が住んでいる場所からどの道をどう通ってどこに避難するかということもしっかりと再度お示ししながら、また防災マップも使いながら、そういった講座も含めて意識醸成を認識、知識の講座というものは開催していければなと思っております。

そして、自主防災組織という話も出ました。確かに町内ではまだごく限られた町内会では具体的な組織というものはできておりません。これも、まずは各町内会単位にそういった検討を、検討というか、出前講座の開催も含めて、行政と、まずは町内会の一部の組織の中で委員会的なものといいますか、そういったものを立ち上げていただいて、まずは情報の共有をしっかりと町内会として、町内会の役員の方、担当委員の方と今後のスケジュール等々、そして町内会が抱えている課題、ご要望というものもしっかりと表明というか、形になるように連携は深めていければなと思います。こちらも新年度に向けて、今回このようなご意見いただきましたので、担当課のほうで少し検討させていただきたいなと思います。

いずれにしても、やはりまだまだ、全てつながってくるのですけれども、防災無線の話もそうですし、広報での周知もそうですし、こういった出前講座の話もそうです。ハザードマップもそうです。これから本当にこの町で住み続けるためには、安心、安全を確保しながら暮らし続けるためにはどうしなければならないかということところはしっかりと町民の皆様と意見交換をしながら迅速に進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○5番（山田 誠君） 今町長のほうで各町内会等々が組織的なものをつくって、安全、安心に住める森町をつくっていききたいというような話でございますけれども、やはり意識が全くないわけでもないけれども、そんなに高くはないと思います。というのは、昨年訓練を行いましたけれども、僅か130人しか参加していないというふうに伺っていますけれども、今の森町の1万四、五千人いるうちに僅か130人なら訓練にならないでしょう。もう少

し強力な体制をつくらせてやっていかないと、先般の能登半島の地震見ましても、3分でない、1分で来ているのです。だから、地震だったらすぐ、先ほど私言ったように避難道路どことどこ、さっき町長言っていましたけれども、ハザードマップ見てと。うちのハザードマップは、前に私どもも言っていますけれども、きちっとその部落の長老の方々の意見を聞いて作り直ささいという話をしているのです、担当のほうに。全然やっていないです。やっぱり職員よりも地域に住んでいる方々のほうが詳しいのです、物事は。だから、早めにそれを把握して、その部落、部落の方々に周知徹底を図るべきだと、私はそう思っているのです。先ほど言ったように、自助、共助、それから公助、これらもやっぱり団結した上で町全体でその対策に取り組んでいかなければ、それは幾ら町長がどうのこうの言ったって話にならないです。そういう意味で、きちっとした体制、先ほど町長も言っていましたけれども、連合会は連合会主体で話をして、それらのものを全うしていつて、安全、安心で自分の命は自分が守るのだという意識をきちっと分析させて実行に移していただきたい、私はそう思っているのです。前にも私も話しましたがけれども、特に、こんなことを言ったら怒られますけれども、砂原5丁目辺りは人口800人以上いるのです。道路2本しかないです。そこを集中的に行きなさいと言っても無理なのです。その辺、きちっとした補助的な道路も含めて、きちっとした対応を取っていかないと、避難しなさいと言っても避難できないです。その辺をよく検討していただいて、早めにハザードマップを修正、見直しした上で各部落、部落の方々について防災的なものについて意識と認識を高めて、事故のない、災害に遭わないようなスタイルを取るべきだと私はいつも思っているのです。

それと、もう一つ必要なことは、避難する場合に非常持ち出しの部分があるわけです。例えば水だとか衣類だとか、それから薬品だとか懐中電灯とかいろいろあるけれども、私5丁目の町内会で緊急用のスーパーランタンという、明かりとラジオと携帯の充電をする、それからそれらのもののライトもつけて携帯電話の充電もできて、それから緊急用のサイレンをつけたものを確保して、各家庭に配ったわけです。大変喜んでいます。だから、今老人の方々も個人で買いなさいと言っても大変だから、町で、全額でなくてもいいですから助成を出して、そういう災害防災に努めるよう、研究等々含めて、出前講座もいいですけれども、そのときにそういう対応も含めて万全を期した災害防災をやっていただきたい。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

避難を想定して、いろいろなことを取り組んでいかなければならない。行政はやはり、例えば発災時が最悪の環境下で起きるということを想定して、様々なことを準備しなければならないと思っております。一番考えられるのが、津波避難の警報が出たときに、真夜中で、真冬で、猛吹雪で、停電して、そういった状況が幾重にも重なった際には、今まさに想定されている避難歩行のスピードですとか、そういった数値、定数が一気に悪化するとか、想定外の状況に避難する方のほうが陥ってしまうという状況が考えられます。そ

ういった想定も新たに考え直しながら、これも今担当課が各町内会に入って、各町内会ごとの課題を聞いたときに、現状の一番の課題として考えているところでもあります。そもそもの想定をもっともっと最悪の状況下に置き換えて、いろんなことを行使していかなければならないというところは担当課のほうで捉えているところでもあります。

ハザードマップの更新というお話も出たのですが、紙媒体として、ひとまずはハザードマップの本来の趣旨というか、その辺と照らし合わせれば、一定の効果というか、目的は現状では果たしているハザードマップになるのかなと思います。でも、しかしながら今後それをもっともっと、今このデジタルの力ですとか、いろいろな見れる人、見れない人という話も出てくるのであるのですけれども、様々な技術を活用して、よりリアルタイムに様々な情報を共有できる。特にこの機能というのは、発災時には非常に大事な機能になりますので、そういった要素を取り入れていけるかどうかしっかりと検討して、必要に応じてハザードマップの更新はかけていければいいのかなと考えているところでもあります。

各町内会単位でご意見は様々なものを本当にいただきました。先ほど山田議員おっしゃった避難路の話も相当数出ております。現状やはりそういったものを、実際避難しなければならない状況になったときに、みんな一斉にそこ行ったら、歩いて行ってくれとはいいいながらも車で行く人もいたり、本当に想定外のことがたくさん起きると思うのです。そういったものもしっかりと先ほどのご要望の中と照らし合わせて、この避難整備計画ですか、そういったものはつくり上げていくというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

自前の物資の準備に関しましては、後ほど同僚議員の方からご質問等々もございしますので、もしその中でお答えできればお話もさせていただこうとは思っているのですけれども、できる限りのそういった自助、共助、公助をみんなで高めて住み続けられる町というふうなものを担保していければいいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 防災対策についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4、災害時対応の備蓄品の整備について、防災無線放送の用語などについて、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、災害時対応の備蓄品の整備についてを行います。

○6番（野口周治君） よろしくお願ひします。

元旦に能登半島地震が発生しました。亡くなった方だけで241名という大災害です。避難生活には、トイレ、キッチン、食事ですね、ベッド（寝床）、暖房が重要だといひますけれども、今回の地震では被災者が必要なものが手に入らず、大変な思ひをしています。特に問題なのは、こういった事態は今回が初めてではないことです。2011年の東日本大震災の後、全国で災害対応体制が見直されました。また、先進諸国と比べて、冷たい食事、床に雑魚寝、車に寝泊まり、シャワーも使えない、プライバシーがないなど、我が国の避難所は水準が低過ぎると繰り返し指摘されています。それにもかかわらず、今回能登半島では低レベルで、物量も全く不足している対応となっていることは、衝撃的でさへあります。

さて、森町の避難所は、避難者を受け入れる用意ができていますでしょうか。論点はたくさんありますが、今日は避難所関係の備蓄計画の達成見通しに絞ってお尋ねします。森町の防災備蓄計画を見せてもらいました。昨年の11月のものです。多くの品目で在庫は目標の3分の1を下回るかゼロである上に、来年度までの購入計画も僅かです。再来年度以降、5年ほどで購入を進める計画ですが、アルファ米などは最終年度が終わっても目標量に届きません。このように、今の備蓄計画はスピード感がなく、本当にやるつもりがあるのか、心配になります。備蓄の有無にかかわらず、災害はやってきます。そのときは、あるもので全力を尽くさざるを得ませんが、今からならもっとしっかり準備できるはずです。巨大津波を引き起こすおそれがある海溝型地震が迫っているそうです。計画の見直しが必要ではないでしょうか、お尋ねします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町においての災害用備蓄品等の整備については、これまで発生した大雨や台風、大規模停電等の各種災害での経験等を考慮し、必要な備蓄品等を整備してきたところです。しかし、津波災害や北海道駒ヶ岳災害、冬季における災害発生等も考慮した備蓄品目や備蓄量について改めて整理が必要なことから、森町防災備蓄計画を作成し、令和5年度より計画的な備蓄を行っているところであります。

備蓄必要数については、各種想定される災害の中で最大規模の避難対象者が発生する北海道駒ヶ岳火山災害を想定とする8,000人とし、備蓄量については備蓄品目によりますが、それぞれ行政で用意すべき行政備蓄、避難者の持参を想定した持参備蓄、地域内等から確保する流通備蓄で積算をしております。

各備蓄品目の備蓄目標に対する備蓄数については、現段階において十分なものとなっておりますが、備蓄計画については都度見直しを行い、必要な備蓄が行えるよう計画的に整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 備蓄に当たって、行政以外、持参あるいは流通在庫、基本の考え方だと思いますし、見せてもらった備蓄の整備計画、この中身も根拠のあるくみ上げでや

られているということは理解しました。

ただ、それだけ必要であると考えているのに、7年かけて、まだ未達のものが残っている、そういう計画でよいのかというのが私の論点の一つです。しかも、こういうことに対応するための特別の予算がついている中で、令和3年度から使えるようになっているのですね。それが令和7年までの今は制度です。私は、延びることは期待しますが、7年までに頑張って使って整備しなさいよということを国は言っている。その中で、なぜもっと時間がかかるような計画にして、しかも大急ぎで進めようとしていないのかということをお私は問題だと捉えています。一般的な必要です、だから見直します、頑張りますではないのです。そういう制度まで用意されているという枠組みの中で、なぜこうなのかという問題ではないかと私は考えます。

品目についても、この予算の中で100%措置の7割は、交付税措置があるような、そういう地方債だと思いますけれども、この中でWi-Fiが使えるようにすることもできます。それから、非常用電源組み込まれていますけれども、今の世の中ですから、Wi-Fiに対応して、スマホの充電もできるような発電機なり電池なり、そういうタップを用意する。たくさんの方が一度に使えますから。そういうこともできるはずですが。そういった、できることがいろいろあるものは、これから盛り込む必要がある。今回も、現地ではいろんなことで不自由が見えている、これらを織り込んで、今そこがのっていないことを言っているのではない。そういう見直しを大急ぎですべきではないですか。おいおいではなくて、期間が切られている中でこのお金を最大限で使えるはずではないですか。それをやらないのですかということをお私はお尋ねしたい。これらについて、もう一度お尋ねをします。

ほかにもまだあります。エアコン、空調設備をつけることもできるはずですが。避難所に、先ほどおっしゃいましたね。冬はそうなのです。夏も問題です。暑い中にたくさんの人が部屋に入る。今年、クーリングシェルターの話も出ましたが、そういう空調対応もこの予算を使ってできる。それから、バリアフリーにすることもできるはずですが。そういったお金が使えるものをもっと積極的に使って、人が足りないならば、そこに人的資源を集中的に投入してでも進めるべきではないかということで、もう一度お答えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました当町の備蓄計画につきましては、令和11年までかけて購入して備蓄をしていくという計画になっております。その中で、今ご指摘いただいた特別な起債等々を使って、令和7年という区切りをもう一度再考してみるべきではないのかというお話いただきました。この点につきましても、今年度はもう既に本日3月会議の中での予算には、この点に関しては組み込まれてはおりませんが、今後そういった、今避難所、そして備蓄をどこにするのか、そしてそれぞれをどのような品目をというところも含めて再度今担当課のほうで再考をしているところでございます。

ご指摘いただいた令和7年度というところ、補助が伸びれば、それはそれで本当にいい

ことではあると思うのですけれども、早急に備蓄を行うべき理由というものも、切迫した理由が現在でもそれは災害というところではあるのかなと思いますので、そこは再度検討して予算に組み入れていくべきなのかなというふうに考えます。

この点は、総合的に判断しなければいけないので、単純に期間を、物だけ先に買うところもなかなか課題がありますので、そこは整理させていただきながら、必要な限りこれは短縮していければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 今大変大事なことをおっしゃったと思うのです。それは、それだけを考えるわけにはいかない、そのとおりだと思うのです。どこに置くのですか、どうやって管理するのですか、どうやって使うのですか、こういう非常に具体的な課題があるはずで。例えば置場に問題があるのですと立てたとしましょう。そうしたら、置場を造らないと買えないということになるではないですか。であれば、そこから話をさっさと進めない限り間に合いませんと言ったのと同じことになるのです。それを全部考えるのが総合的です。総合的というのは、いろんな問題があるのです、置場の問題があるのですということではありません。それは、当たり前です。だから、どうするのが総合的に考えることと捉えます。今回の津波がなければ、こんな厳しい議論は私もしなかったと思いますが、今の時点では発想をもう一度変えていくべきではないかと考える次第です。

それから、関連して、物では必ずしもないですけれども、今日の答弁の中で自助、共助、公助という発言が公のほうからあったことについて、私は問題があると考えます。もちろん社会でそれらの力が働いていかなければならない、それは当たり前です。ですが、公共の立場にあるところは自分たちのやるべきことを考える。先に公の人が自助ですよ、共助ですよ、それから公助ですよという順番で、これ菅さんが言い始めてそういうふうになっていますけれども、物の言い方として変だと私は思います。そんなことを言っていると、自分たちで何とかしなさいという話になるのではないかと。大変問題のある答弁だと思います。

それから、もう一つ、先ほどの答弁の中で、同僚議員のところでは、誤解のあったという発言がありました。避難対応のことかなと私は想像したのですが、今回津波の注意報が出ました。注意報のときにどうするのですかという、ハザードマップがあります。この中で、注意報であれば海に、川に、河口に近づくなと確かに書いてあるのですが、それは中を開けていったところの話。ページ数でいうと3ページ目にそう書いてあります。ですが、1ページ目にはそんなこと書いていないです。津波のおそれがあるときは、高台に避難する。安心になるまで戻るなど書いてある。普通に考えて、最初にこう書いてあれば、そこに従って全て組み立てなければならぬ。後ろのほうでは、注意報だったら近づくなです。ですから、行政からいえば近づくなと言っているのですよとなるかもしれませんが、避難する側はそうではない。それから、判断を難しくすればするほど、実際の避難は難し

くなります。なるだけシンプルに、やり過ぎないようにでもやりなさいというのが避難対応、災害対応の基本だと私は思います。そういう発想に立てば、あまり難しいことを要求するのではなくて、シンプルに逃げてくださいと。避難所の鍵はここにあります。いつでも使ってください。そうあるべきだと思います。

後ろの2つは、私の通告とはずれますので、答弁は要りませんが、どうやって課題を解決するのかというところに絞ってお答えをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、自助、共助、公助というお話をさせていただきました。誤解を、誤解というか、変に伝わったのであれば、それは修正させていただきたいのですが、私の真意としては、この行政、首長として、防災、減災も含め、この社会的な、社会的なというか、森町の様々なそういった社会的な仕組み、これは防災、減災にかかわらず、様々な福祉もそうですし、産業でもそうですし、その中でこれから限られた資材、そして社会資本、そして人口、担い手、そういったものを総合的にみんなで力を合わせてやっていくときには、この自助、共助、公助という考え方は私は必要なものであると認識しております。

決して野口議員が今おっしゃったニュアンスではなくて、私たちのやることだけやりま、あとは知りませんという意味では決して私は使っていないというところは、これは認識を新たにしていなければなと思います。この点については、本当に多くの皆様が議論を持ってお話をされているというのは重々承知しているところです。

しかしながら、やはり当然行政だけではできないこと、町民の皆様にお助けをいただかなければできないことというのは山ほどあります。先ほどの認識、意識のお話もそうですが、特に関し、防災、減災に関しましては、町民の意識と自発的な行動と、そうした備えというものは、自助、共助、公助というところはしっかりとバランスを持って訴えかけていかなければならず、共助、自助の部分でもしできないことがあるのであれば、それは公共のほうに寄り添ってお互い補完する、そういったイーブンな関係でこの自助、共助、公助という仕組みをつくっていけば、野口議員が懸念されているような状況には必ずしも私はならないのかなと思っています。その辺は、一方的にこの自治体のほうが、行政のほうに落ち着けることではなくて、しっかりと町民の方々、地域の皆様と話し合いをしながらつくり上げていくシステムであればいいなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

総合的な判断というか、場所だけの問題ではないと言ったのは、当然そのとおりであると思います。やはり賞味期限もございますし、その入れ替え、それを効率よく、かつ言い方はなかなか難しいのですが、無駄にならないようにというか、うまく効率よく物資を回しながら備蓄して、機能的に配分すると。そういった考えは、しっかりと検討させていただきまして、改めて答弁させていただきますけれども、期間の短縮につきましてはしっかりと検討して進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 災害時対応の備蓄品の整備についてを終わります。

次に、防災無線放送の用語などについてを行います。

○6番（野口周治君） 続いて、2問目お願いします。

町では、町民に知らせたい事柄を防災無線で放送しています。全国の、特に外国籍の居住者が多い自治体を中心に、外国人にも分かりやすい言葉遣い、文のつくり方を工夫しています。12月の議会で、働いてくれている外国人に選ばれる地域となるためにという議論がありました。同じ文脈です。文は短くして、できるだけ易しい言葉を使います。これを「やさしい日本語」といいます。例えばお盆の頃に「供花、供物を」という放送がありました。これを「お墓に花や食べ物、飲み物を置くと、ヒグマが食べに来ます。危ないです。必ず持ち帰ってください」と言えば、よく分かります。また、最近ですけれども、「現在津波注意報が発令されております。海岸や河口に近づかないようご注意ください」という放送がありました。日本語が本当に片言のベトナムなんかから来ている人たちに、これで伝わりません。それを「津波が来るかもしれません。津波は海から来ます。とても危ないです。海や川に近づかないでください」と言い換えます。「やさしい日本語」は、行政の文書や掲示物、窓口対応、放送など全てに当てはまりますけれども、今日は防災無線への導入についてお尋ねします。防災無線を「やさしい日本語」で行えば、外国人だけでなく、子供たちが、あるいは耳が聞こえにくい、聞こえに問題のある人にも伝わりやすくなります。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町では、防災行政無線を整備し、野外拡声器や個別受信機において、災害情報や行政情報を住民の皆さんに周知を行っております。また、防災行政無線放送については、広報等でお知らせしているとおり、電話で放送内容を確認できるほか、森町公式ホームページ、森町公式ラインにより放送分の内容を確認できるよう利便性を高めております。防災行政無線放送の内容は、基本的には情報提供を必要とする担当課が放送文を作成し、防災交通課へ放送の依頼を行っているところであります。防災交通課では、内容を確認し、住民の皆さんに伝わりやすいように内容や文面の長さ等を考慮し、放送を実施しているところであります。防災行政無線放送は、音声での伝達となりますので、文面が長くならないよう簡潔に放送を実施しておりますが、住民の皆さんが分かりやすい表現も重要でありますので、外国人や障がい者、お年寄り、子供なども分かりやすい放送が実施できるよう、具体的な日本語の使用例等の情報収集を行ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 今町長おっしゃったとおり、それぞれの担当課で、あるいは防災交通課で工夫されていると私も思っています。それは、工夫の跡が見えるのです。ただ、その中にまだ課題が残っている。それから、私会社員を辞めて勉強し直して3年間、日本語学校の教師をやりました。生徒は、これから日本で専門学校だとかほかの学校に進学す

るための日本語の習得のために来た人たちです。この人たちは、日本に来る時点で基礎的な訓練、言葉の訓練を受けてきているのですが、その人たちでも本当に短く切った文章でないと理解できないのです。基本的な単語を知っているはずなのに、知っている言葉が聞き取れない。この人たちに伝えるためにどうするかというというのが、先ほどのところにつながっています。これは、専門的にお助けできることもあると思うので、お手伝いをしますが、ぜひ硬い言葉、格式のある言葉、何か威厳のある言葉ではなくて、軟らかく、聞きやすく伝えやすいということにぜひ工夫をしていただきたいと思います。

以上です。要望になってしまいましたけれども、改めてぜひ改善、さらにいいものにしていただきたいと思いますということをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

野口議員おっしゃるとおり、外国人の方ですとか障がい者の方、高齢者、子供等々、そういった観点からも必要な配慮かなと思います。それ以外にも、やはり注意を引く聞こえ方というのも非常に大事な要素なのかなと思います。町民の皆様は、本当にご自身の状況ですとか放送の時間帯ですとか、置かれた環境においていろんなご意見を持たれています。ですので、コロナのときもそうだったのですけれども、やはり一つの放送に対して全く真逆の意見が来たりもします。しかしながら、早速先ほど野口議員からこういった事例はどうだろうという情報共有いただきました。実際口に出して読んでみると、非常にやっぱり軟らかくて、すっと入ってくるという印象を持ちました。ちょっと読んでみますと、例えば従来の放送内容、2月9日金曜日に「防災無線による試験放送を実施します。試験放送は、午前11時頃です。最大音量で放送しますが、試験放送ですので、災害と間違えないようにご注意ください」、これ本来の、従来のやり方です。野口議員のおっしゃる分かりやすい表現の仕方、「防災交通課からです。大きい音で放送します。テストのための放送です。心配しないでください」。いろいろと要素は足したり引いたり、もうちょっとしなければならぬこともあるのかもしれないのですけれども、実際これを流してみても、町民の方からどういったご意見をいただくのか。いろんなご意見はあると思うのですけれども、実際試してみる価値もあるのかなと思っております。早速どのタイミングでかはあれなのですけれども、実験的な要素も含めて試して実施させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木村俊広君） 防災無線放送の用語などについてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、5、スポーツ関連でのグリーンピア大沼の有効利用について、議席11番、山本裕子君の質問を行います。

○11番（山本裕子君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

児童生徒は、体育の授業は運動機能を高め、強健な心身の発達を促すとともに、公正、協力、責任などの能力を育て、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育て、運動やスポーツに親しむために必要な素質と健康、安全に生きていくための身体機能力、知

識などを身につけることを狙いとしており、大切な授業の一つだと考えます。

その中でも水泳授業についてご質問いたします。水泳授業については、文部科学省の水泳指導の手引によると、水泳授業の趣旨、目的は水泳系で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促進すること、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことであり、水泳授業は水の事故を未然に防ぐための命に関わる大切な授業であります。

命を守る大切な水泳授業ですが、森小学校のプールの老朽化対策の件については、対応策に則して順次対応していかれると思いますが、早急にできる対応策としてグリーンピア大沼の施設の一部である室内プールを利用させていただいたらいかがでしょうか。町からも補助金を助成している状況であり、授業の一環としてスクールバスを利用するなど対応していけたら、森小学校、さわら小学校でも利用することは可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

学校における水遊び、浮く、泳ぐ運動及び水泳の学習は、校長が主体となって学校の教育課程を編成する中で、体育科の年間指導計画において計画し、実施しております。令和5年度につきましては、森町民プールが使用できない状況となったことから、スクールバスでの移動や日程調整等、各学校の協力の下、砂原地区のファミリーヘルスプラザやグリーンピア大沼の室内プールを活用して水泳授業を実施いたしました。令和6年度につきましては、夏までに森町民プールを改修し、使用できる状況となることから、各学校において森町民プール及びファミリーヘルスプラザを活用した従前どおりの水泳授業を実施する見込みです。2つの町有プールにつきましては、広さが十分であり、移動が短時間であり、単独使用が可能であり、無償であることから、学習には適切な水泳場と捉えております。

なお、表題にごございますグリーンピア大沼のスポーツ施設の有効活用につきましては、一部の学校で既に行っているスキー授業時のスキー場の活用や町有プールの故障等による使用困難時に室内プールを活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○11番（山本裕子君） 再度質問させていただきます。

老朽化していく森小プールの維持管理を今後も継続していく際には、保守点検費用、さらに光熱費、上下水道費用、人件費など様々な経費がかかりますが、そういった側面からも考慮していくと、グリーンピア大沼の室内プールも利用させていただくメリットもあるのかなと考えますが、いかがでしょうか、再度お伺いいたします。

○教育長（毛利繁和君） 議員ご指摘のように、町民プール、なかなか老朽化が進んでおります。この維持管理について、今回は配管工事を行うことを予算に計上いたしておりますけれども、この維持管理と、それから老朽化というのは戻らないですから、最終的には新規にプールが必要という時期もいずれ訪れるだろうと思います。その経費のバランス

は、当然行政としても見ていかなければならないと思っています。

一方で、グリーンピア大沼を使用するには、有償なのです。1人にお金が発生します。しかも、コース数も少なく、それから一般利用も制御できない、つまり学校単独で使用するというのが無理な状況ということも分かっておりますので、そういうことを総合的に考えて、何とか町有プールでの水泳授業が実施できるように維持管理を進めていきたいと思いますし、それが難しくなったときには、また皆さんにもお諮りしながら、森町のプールの在り方について検討を引き続き進めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） スポーツ関連のグリーンピア大沼の有効利用についてを終わります。

以上で議席11番、山本裕子君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6、放課後児童健全育成事業の現状について、災害時における人命救助について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、放課後児童健全育成事業の現状についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1問目、放課後児童健全育成事業の現状についてです。放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブや学童保育など、自治体や設置者によって様々な呼び方がありますが、新たに発足されたこども家庭庁と文部科学省の所管であり、国としても少子化対策につながる重要施策の一つと捉えていることがうかがえます。以前は、学校と家庭の間に一部の児童のみが利用する施設といった位置づけであったのか、国も自治体も重視してこなかったのが現状であったようですが、予想をはるかに上回るペースの人口減少、少子化の中で共働き世帯の増加、家族構成の変化など、当事業の必要性は年々高まっており、その利用者数も上昇しております。コロナ禍においては、学校施設が一斉休校となり、公民館や図書館などが閉鎖される中、所管省庁より放課後児童健全育成事業施設に関しては原則開所の要請が出されるほどであり、共働き世帯を支えることから社会全体の労働力確保の一翼を担っていると言っても過言ではありません。森町では、森地区と砂原地区に施設は行政で設置し、運営は民間企業が行う公設民営という形で2施設が設置されており、学童保育クラブとの名称で利用されております。利用者の声を聞きますと、共働き世帯で留守中の子供たちが心配なので利用しているとのケースがほとんどであり、地域社会を支えるインフラの一つであります。以前は、学校や保育所ばかりが注目され、放課後児童健全育成事業へは関心が低かったように感じますが、子供たちの安心、安全な居場所なしに両親は働け

ない現状を鑑みると、より一層の充実が必要でありますので、質問します。

1 目、行政として放課後児童健全育成事業をどのように捉えているか。

2 目、近年の利用者数の推移をどのように分析しているか。

3 目、施設運営に必要な指導員や支援員の待遇改善をどのように行ったか。

以上、質問します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目ですが、放課後児童健全育成事業につきましては、国の実施要綱等に基づき実施する事業であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であると捉えております。

2 点目の利用者数の推移につきましては、毎月事業者から児童数の報告を受けており、年度当初においては利用者が増加し、年度末にかけて徐々に利用する児童が減少していく傾向にあります。各年度利用者は一定ではありませんが、利用が集中する年度もあり、利用定員を超えた際には民間施設の利用についても併せて検討をしていただいております。

3 点目の指導員、支援員の待遇改善につきましては、当町当該事業実施形態は公設民営であるため、支援員等の処遇改善を行うか否かは基本的に民間事業者の判断であります。令和4年2月に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、令和4年10月からは子育て支援交付金を活用することについて議決をいただき、月額賃金9,000円相当額を増額してきております。また、支援員の確保につきましては、事業者へ資格取得のための案内等を情報提供し、急な退職等により支援員が不足し、事業が停止することのないよう指導してきております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2 番（河野文彦君） 施設の重要性というところは、同じ認識を持っているのかなというように思いました。

それで、質問の2 番目の利用者数の推移というところで、今ほどの答弁ですと、集中する年度もある、その年度は定員オーバーといいますか、待機の方が出ているというのが現状かなと思うのです。

私、いろいろ調べたら、確かにその年度によっていろいろ幅があるのでしょうかけれども、基本的に毎年スタート時には待機の方が出ているというようなお話を伺ったのです。それがもう何年も前からだと。多分岡嶋町長が就任されてから毎年そういう状況が少なからず、1 年の間でスタートの時期なのか中間なのか、いずれにしても必ず待機の方が出て、お断りをしてしまっているという状況があるというふうに伺っていました。多分町長もその辺のげすは理解しているのかなというふうに思います。

今の子育て世代の方々と私が親の時代ですとか、あと子育てした時代、もっとさかのぼって私が子供の時代と比べると、やっぱり私たちが子供の頃って必ず、みんながそうとは

限らないですけれども、私の周りですと、必ずおじいちゃんかおばあちゃんが家にいて、小学校から帰ってきて「ただいま」と言うと、「お帰り」と出迎えてくれて、友達と遊びに行くなりなんなり、家にいるなり、そういう見守ってくれる方がいたのかな。私、尾白内でしたけれども、尾白内なんて子供たちだけで遊んでいて、何か危ないようなことをしていると、近所のおばさんたちがちゃんと指導というか、「危ないよ」とか「そういうことするんじゃないよ」とか、ちゃんと言ってくれた時代だったかなと思うのです。それが今の時世になると、なかなか見られなくなったのかな。その要因は何だろうと考えたときに、やっぱり家族構成の変化というところと、僕たちのときと比べると、おじいちゃん、おばあちゃん、今若いですよ、皆さん。おじいちゃん、おばあちゃんと言われる方々でも、もうみんな働いているのです。もちろん両親も働いているし、おじいちゃん、おばあちゃんも働いているし、そういう家庭が多いのでないかなと私は思うのです。そうになると、やっぱり子どもたちが放課後、5年生、6年生になると、そこまで心配なくなってくるのかもしれないですけれども、まだ1年生、2年生、低学年のうちだと、やっぱり親御さん心配になると思うのです。ですから、そういう心配を解消するためにも、この施設というのは非常に重要な施設だという中で、毎年待機児童が出ている現状を鑑みると、現在の対応ではやはりよろしくないのかなと。何か足りていないなというふうに思ったので、私も今回質問させていただきました。

これから、多分町長の次の答弁あたりですと、検討しますとか、そういうお言葉がいただけるのかなというふうに思うのですけれども、もう既に令和6年度の春になるのかな、施設に通いたいという親御さんから、もう既に定員で無理ですと断られる方がいるようです。そういうお話を私も聞きました。そういった中で、今から新年度、4月1日からの体制をつくろうと言ったって、これはまた無理な話かもしれないので、ただ、かといって、では6年度中に検討して、7年度からやりますとかではなくて、すぐにでも準備して、準備でき次第開設というか、そういう方々を受け入れる態勢を、今日の夕方からでも着手してほしいぐらいです。そこをどうお考えか、まず再質問したいと思います。

あと、処遇改善というところでも答弁いただきまして、民間の判断というところも、公設民営ですので、そこも十分分かりますけれども、基本的に使用料等々もある、使用料というのは親御さんが施設に払う利用料ですか、そちらの中での運営というのが第一なのでしょうけれども、先ほど言ったように施設を拡大するには人員が一番問題になってくるのかなと思うのです。ですから、その辺もその事業者の方々と協議を重ねて、何とか人員を増員できる体制。言ってしまうと、処遇、給与の部分とか、先ほど月額9,000円を実現しているというお話ありましたけれども、月額9,000円ですと、この仕事してみようかなと選んでもらうには印象が薄いかな、もうちょっとあってもいいのかななんて思う部分もありますので、その辺も町として事業拡大するために支援員、指導員の方がもし不足というのであれば、そういう資格取得の部分もちろんやっていただいているのですけれども、より一層の待遇改善を町のほうでもぜひお力添えいただいて、事業の拡大、受入れ人数の

拡大をしていただきたいのですけれども、この辺は併せて再質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現在核家族化というところで、お父さん、お母さん、子供、共働き、そして議員ご指摘のとおり、たとえおじいちゃん、おばあちゃんがいたとしても、本当にみんなで働いていて、なかなか子供だけの時間帯というのが多い。本当に私自身も子育て世代として、自分事として実感しているところでございます。その中で、高学年になればある程度のことは自分でできるといいながらも、やはり小学校に上がってすぐの1年生ですとか、そういった低学年の子に関しては、やはり本当に心配しながらの就労というのは非常に心細いというか、働きづらい、そういった状況になるのかなと思います。そして、時には具合が悪かったり熱を出したりというところで、本当に臨機応変に働きながらのそういった子育ては対応が求められる中で、行政のできるところというのは多彩なものを準備して、子育て世代を応援していかなければならないという認識であります。

その中で、現在放課後児童健全育成事業というところで、施設のキャパの問題、現状森地区は1か所、公設民営のところと、もう一か所、民間の施設がございます。現状、定員のあふれた、まだまだ受け入れれる、そういった情報共有もしつかりと2つの施設同士で行っていただきながら、ぎりぎりまで余すところなく受入れは実現できるような調整を行っているというところが1点と、現状施設の開設基準というものがございまして、一つの施設、これは国のほうで定めている基準なのですけれども、大体40人程度、おおむね40人を一つのユニットとして職員は2人と、そういった基準があります。事業者的には、やはり預かっていただいている児童の安全性といったところが懸念材料として出てきます。その中で、やはり解決しなければならないところ、人員がもし増やせるのであれば、施設の広さに余裕があって、人員受入れの拡大が可能であれば、そこは様々なメニューを行政からも支援させていただいて、拡大する可能性もあるのかなと思います。その中で、現在森町、民間ではない、公設民営のほうの現在事業者さんをお願いしているところは、現在問合せというか、投げかけをさせていただいているところでございます。年度当初からこの体制をとっているところは、議員お話しいただいたとおりなかなか難しいところではあるのですけれども、その調整を進めながら、年度途中でももしそういうものが実現できるのであれば、そこは予算措置が必要であれば議会のほうにしっかりと諮りながらご判断をお願いしたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、来年度からは当町では2か所の学校が統合になりまして、森のほうにそのお子さんたちが来ることになっています。そういったところでも、いろいろとご要望等々はあると思うのですけれども、適切な配置、そして条件等々もしっかりと適切なものに、可能であれば精査しながら、制度をしっかりと維持できるように行政側も準備を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 調整を進めていただけるというお話をいただきました。

40人以下というのは、国のほうでも指針になるのか、何かあって、1ユニット40人以下というところは私もいろいろ資料を拝見していました。現状40人以下、1施設、1ユニットで40人以下で森地区に1つなのかな、砂原地区に1つ。それで、現状森で足りていないのですから、ではもう一ユニット確保できるだけ、運営会社と協議して、必要なものを何か、支援が必要であれば町として支援する。それが2ユニットになったら80人になるのかな。それで、50人しかいないから1つ要りませんか、そういう話にならないと思うのです。どうも聞いていると、そういう話に聞こえてしまうのです。40単位だったら、もう一つ用意しましょうよと。それでも40人にならないのが何年も続くようであれば、そこで1つ減らすような。いきなり突然来年もう減らしますとかという運営会社も大変でしょうから、その辺多少、無駄という表現がいいかどうか分からないけれども、準備したものに對して、そこまで定員にならないという事態も仕方ないと思うのです。先ほど同僚の議員から質問出ていた備蓄としてだと思うのです。その辺も検討していただけたらなと思います。

町長、今のお話、先ほどの答弁の中で、僕があまり好きではない言葉が2つありまして、できるのであればと可能であればという2つの言葉が出てきたのです。この言葉が出てしまうと、僕の今までの経験則でいくとやりませんに聞こえてしまうので、そこはできるのであればやりますではなくて、できるようにしますと、はっきり言ってほしいなと思うのです。この部分を、特に町長、何とかしてほしいと思うのが1つ。今回の執行方針の中で、児童福祉のところでチャイルドファーストという項目がありまして、この一部読まさせてもらって、「子どもが幸せに生きるためには、身体的・精神的な安心安全が地域で確保されていることが大切です」。その放課後のちょっとの時間かもしれないのですけれども、特に親御さんが安心して子供たちを放課後の時間過ごさせれない状況が少なからずありますので、チャイルドファーストを達成するためには、ここを何とかしなければならないですね。執行方針にもこれだけ記載しましたので。

あと、同じくその下に「保護者の経済状態が与える影響が大きい」、確かに保護者、共働きしないとという現状も多々あると思うのです。その共働きを安心していただく、働いていただく、そのためにもこの施設って重要ではないですか。「貧困削減には保護者への支援も含めた」、保護者が安心して働いてもらうのが、この貧困対策の一番の支援ではないですか。単純にお金配るだけではなくて。ですから、この執行方針を読めば読むほど、なぜそんな待機児童が発生している状況がここ何年も続いてしまっているのかというのがどうも理解できない部分もありますので、今のこのチャイルドファーストという項目も含めて、もう一度町長のお考えをいただけたらなと思います。

もう一点、先ほどから公設民営のスタイルで森地区と砂原地区という2か所があるのですけれども、僕聞いている中だと、砂原地区のほうは大分定員に余裕がある状態が続いているというふうに聞いたのですけれども、これ保護者の希望ももちろんあるのしょう

けれども、どうしても森地区で入所できない子供たちの一部を、例えば砂原地区に送迎して、その時間帯を砂原地区の施設で過ごしていただいて、そして終わりの時間というか、その時間にまた地域のほうに送り届けるというような形を取れないのかなと思ったものですから。先ほどの40人以下の1ユニットを2ユニットにすることができないのであれば、今設置されている2ユニット、森と砂原、これを有効に活用する策はないのかなというふうに思ったものですから。もちろん親御さんの希望も取らなければならないのでしょうけれども、町としてそういう方法選択も準備しておくということも大切かなと思ったものですから、その辺の見解もお願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回の執行方針にチャイルドファーストという宣言を掲載させていただきまして、議員お話しのとおり子供たちの安心、安全の確保のためには本当に子育て世代に対する総合的な包括的な支援が必要であるという認識を新たにさせていただいているところでございます。その中で、お話しのとおり、子育て世帯が子供を安心して預けれる場所、待機が出ているという現状は可能な限り出てはいけないというところもありますので、ここは解消させていただきたいと思います。その中で、方法論として幾つか課題もございまして、やはり先ほどお話しさせていただきました40人の定員ですとか、現状森のほうの施設は間取りはたくさんあります。そこを何とかまい具合にといいますか、調整しながら、これは事業者との話し合いになるのですけれども、そこをうまく活用しながら子供の安全を確保しながら、職員さんも増やしながらというところで可能であれば、そこは財政措置をしながら事業を拡大できる可能性が少しあるのかなと思っています。これも、やはり事業者との打合せの中で課題を解決しながら実現しなければならない点であるというところは一定のご理解はいただきたいと思います。

先ほどもありました2点間の、砂原と森でのというお話は、いろいろと課題もあるのかなと思います。その点は、優先順位としては後のほうになるのかなとは思いますが、こちらもしも可能な要素があればというところは、なかなか先ほどもあれですけれども、そこは行政的な手続等が業者との調整もあるものですから、そこはある程度ご理解をいただきながら、排除はしないというところで検討は進めさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、しっかりとした子育て世代への、ただ単にお金をというか、そういった金品を与えるといいますか、そういった制度だけではなくて、安心して働ける、安心して親子でコミュニケーションを取ってふだんの生活を送れる、そういった子育て世代が安心して暮らせる地域をしっかりと実現していかなければならない、そういった思いはチャイルドファースト宣言の中にも組み込ませていただいておりますので、引き続き可能な限りできることはしっかりと進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 放課後児童健全育成事業の現状についてを終わります。

次に、災害時における人命救助についてを行います。

○2番（河野文彦君） それでは、2問目、質問させていただきます。

災害時における人命救助についてです。令和6年1月1日16時頃、石川県能登半島を震央として発生した地震は、マグニチュード7.6、最大震度7が観測されました。被害に遭われた方々にはお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りしております。

今年の冬は、全国的に暖冬傾向であり、穏やかな新年の幕開けでありましたが、東日本大震災以来の大津波警報が発令されるなど大きな災害に発展してしまい、自然災害は日時も場所も問わずに発生すると改めて認識させられました。北海道日本海沿岸から渡島地方、胆振地方までの太平洋沿岸でも津波注意報が発令され、近隣の町村では避難所が開設されるなど、遠い地域での出来事と傍観では済まされなかったことは記憶に新しく、防災減災意識を高め、訓練や備蓄など、平時より災害に備えることが重要であります。

町民を対象とした避難訓練、関係省庁との机上訓練などは平時より行われており、備えられていると認識しておりますが、このたびの能登半島地震の被害状況、亡くなられた方の原因を見ますと、人命救助に関わる機動的な備えが森町では不足しているのではと感じるところがあります。広範囲で家屋の倒壊が発生し、約9割の方が下敷きで亡くなったとの公表から、72時間の壁を過ぎてしまう前に一件でも多くの倒壊家屋の下敷きになった方がいないかの調査、救助活動が行えるよう備えることが必要でありますので、質問します。

1つ目、森町として倒壊家屋への活動に必要な機材の保有状況は。

2つ目、町内、管内の民間企業との協力体制は確立されているか。情報共有はされているか。

3つ目、町内、管内の民間企業との機動的な訓練が必要と考えるがいかかが。

以上、質問します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの木造家屋の倒壊が発生したところであります。また、主要道路等も至るところで損傷を受け、救助活動や広域での応援体制にも時間を要した状況であったと認識しております。

町では、災害救助用の資機材として、消防本部において可動式ウインチやエンジンカッター、チェーンソー、マット型空気ジャッキ等を保有しております。また、災害時の町内、管内企業との協力体制については、道路や河川等の公共施設に対する応急対策や防災資機材の提供などが主なものとなっております。

大規模災害を想定した訓練は、令和元年度に大規模林野火災を想定した訓練を実施しており、管内や地元業者の参加をいただいたところであります。車両や倒壊家屋からの救助訓練等については、消防単独において実施しておりますが、今後は町内、管内の民間企業等の協力をいただきながら実施できるよう検討してまいります。大規模災害における救助活動については、広域による消防機関の応援協力や自衛隊への災害派遣要請が必要となりますので、早期の応援、派遣要請が行えるよう、災害時の連絡体制を構築してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） このたびの石川県の地震に際しては、1月1日、元旦ですよ。昔から、災害はいつ起きるか分からないなんてよく言われていましたけれども、いつ起きるか分からないのだなと本当に痛感させられた災害だったなと思います。僕の記憶では、お正月のこんな時期にこれだけ大きな災害が起きたという記憶はないです。初めてのことで、備えること、備品的なこともそうですし、やはり気持ちですよ、防災意識をいつでも持っていなければならないのかなと、この災害の多い日本では。そういうところをつくづく感じました。

それで、今回の質問で私が一番訴えたいのは、住民の方が倒壊家屋から救助したケースというのが意外と多かったというふうに報道で見たのです。ぐらぐらと来て、ボタンと言って、そこで「助けてくれ」と言う人がいたら、皆さん総出で、そこで二次災害も恐れずやってくれたのでしょうけれども、その後いろいろな救助隊が入ったり、消防、自衛隊、警察等々入ってやっていたと思うのですけれども、どうも人力に頼ってやっているという部分が多いのかなというふうに思うのです。要は、建設機械がうまく活用できたのかなというふうに思った部分もあったのです。

質問の1番目として、森町のこういう機材はいかがかというところで、消防本部のほうでウインチなりチェーンソー、ジャッキ等々は準備しているというところなのですけれども、やはりあれだけ大規模で、地域で何十件、何百件の家屋が倒壊しているときに、やっぱりどうしても消防だとか警察、警察は持っていないかな、そういう機材だけではどうも対応し切れないのが現状だと思うのです。そうなったときにやはり民間の力を借りるのが大事だと思うのです。

2番目に、協力体制は確立しているかというところで、森町として建設協会との防災協定だったり、そのほかいろんなところと色々な協定結んで備えているかと思うのですけれども、例えば建設協会との防災協定一つ取っても、例えば町内の業者でどれだけの機材が保有されているとか、そういう部分って多分調べていないと思うのです。多分何かがあったときに森町役場ができることって、何か機械ありますか。そこで問合せが始まるのが現状だと思うのです。こういう防災協定って、こういう自治体であったり、函館市もそうですし、北海道もそうですし、もちろんこの辺だったら北海道開発局、国もそうですし、防災協定、いろんなところでありますけれども、皆さん、そういう保有機械の調査だとか、あと連絡体制のチェック、これ前にも言ったと思うのですけれども、そういうのは1年に1回やっていますか、必ず。残念ながら、森町はそれを行われていないのかなというふうに見えていたのです。それから、この辺町内企業で、特に防災協定に絡む部分はこういった協力体制で協力していただけるかの確認というのは絶対しておくべきだと思うのです。その辺が情報共有されているかというところの私がちょっと心配になった部分です。

3番目として、民間の企業との機動的な訓練必要ではないかというところで、消防さん、

僕いつも前通ると、夏の暑いときでも防火服を着てボンベしょって、倒れた家を模した、そういうものの中に入っていつているの見るのです。大変な訓練しているなというのは私もいつも見ているのですけれども、やはりあれだけ倒壊した家がたくさんあると、例えば森町の消防本部でせいぜい対応できても1件とか2件とか、同時に。せいぜいそれぐらいではないのかなと思うのです。消防さんだって、何百人も隊員いるわけではないですから。ましてや、ウインチ、チェーンソーなんか、手で使う道具ですよ。ではなくて、やっぱり民間企業ですとバックホーにこういうはさみ、グラップルというのですけれども、解体だとかそういう現場で使うような機材を持っていますと、大きな崩れた屋根の一つだって簡単に撤去できますから、そういうところももちろん安全を確認してからやらなければならないのでしょうけれども、そういったものの提供を受けて救助を複数箇所を進める体制が重要だと思うのです。その辺を確立するためにも、やはり何を持っているか、どういう協力がしてもらえるかの確認をふだんから進めることが重要かなと。そこについて、まず再質問させてください。

それと、訓練ですね、確かに人が入っているかもしれないというところは、民間の業者がどんどん、どんどん、やれよやれよでやっても、もしかしたら余計被災者にけがさせてしまうかもしれないというのがあるので、例えばですけれども、民間の1班に対して消防の方が何名かついて指示をしながらやるとか、そういうのが何チームも編成できれば、同時に何か所も搜索なり救助ができると思うのです。そういう体制があればいいのではないかと。そういう体制をつくるためにも、そういった訓練というのが平素から、平時から必要なのかなというふうに思うのですけれども、その辺もう一度答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご質問にありました町内民間事業者様の保有機材に関しては、確認と連携内容、どういったことが発災時にできるのかというところは、これまでも様々連携と情報共有等は行ってきたとは思いますが、また改めて再確認して、その辺は深めていって、実際発災時にちゃんと機能するような、そういった仕組みづくりというのを改めて確認させていただきたいなと思います。

その中で、町民の皆様の防災の意識も当然大事ではございますが、やはり現場の消防職員としての実践訓練というところも非常に大切な要素の一つだと思っております。その中でも、やはり発災時の官民連携の災害特別チーム的なものですね、議員お話しになりました、例えばそういった特殊な機材と危険度を判断したり現場の実務の判断を官民連携でできるような、なるべくそういった複数のチームで活動できるものが可能かどうかというところも、実際の訓練を通して探るのも大切なかなと思います。そういった実践訓練も、今後新年度からになると思うのですけれども、例えば解体業者様のご協力を得て、町内の、例えばですけれども、解体予定の建設物、そういったものを活用しながら、民間事業者様と消防、うちの防災交通課も一緒ですけれども、そういった防災関係の担当課と合同

で訓練というものもしていく必要があるのかなと改めて認識させていただきました。その辺に関しましては、消防当局に対して検討を指示したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、建設協会様をはじめ、様々な災害のパターンがございますので、どのような連携、そして実践的な組織編成をどのようなもので実現できるかは、今後も引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○２番（河野文彦君） 町長の今の答弁の中で、解体業者というキーワードが出てきました。私も、実はあのような災害が起きて、倒壊家屋の下の方を救助するとなると、やはり同じ建設業でも、建設業界でもいろんなジャンルがありまして、こういった場合にはどういった方々が活躍できるかなと考えたら、やっぱり解体業者なのですね。そこは、町長と同じ認識を持てたかなと思いました。

もう一つ、解体予定の建物を活用して訓練と、これすごくいいなとふと思いました。ですから、ぜひぜひこれを実現してほしいなというふうに思いました。私も解体業者がこういうジャンルとしては、得意といいますか、活躍できるだろうと思ったのは、やっぱり解体業者というのは建物の特性といいますか、どうやったら倒れる、どうやったら崩せる、そういうノウハウは、私は土木屋ですから、そこまでは分かりませんが、そのノウハウを持っているのがやっぱり解体業者さんなのです。どうやったら崩せるというノウハウを持っていますから、どこをどうしたら逆に崩れない、これ以上崩れないとか、そういう判断もやっぱり、あの人たちはプロですから、今の町長のキーワードにあった解体業者さんとのそういう機動的な訓練なんかもぜひできたらなと。その中で解体予定の建物活用というのは、物すごくいいプランだなと思いましたので、ぜひぜひ実現してほしいなというふうに思いました。

私は、解体業者さんが得意なジャンルだろうと思ったのは、実はこの質問書く前に石川県の救助の状況なんかを見ていた町内の解体業者さんから、こういうときって何とか協力したいよねというお話をしていたのです。やっぱりニュースで映された場面しか僕たちは見れないですけども、それを見ている範囲ですと、先ほど言ったとおり人力でやっている。もしかしたらそういう機材を運搬できないぐらい道路が寸断されているという状況もあったのかもしれないですけども、もし森町でああいう状況が発生した場合は、民間の業者さんは町内にそういう機材を持っていますから、言ってしまえば機材を置いている土場からそのままキャタピラーで走ってこることも、道路交通法は別に置いておいて、それぐらいの近い距離にそういう機材が森町にありますので、ぜひぜひそこを活用するためのこれから訓練なり協働体制というのをより一層組んでいく必要があるというふうに思いました。ですので、改めてですけども、そういう体制を、特に先ほど町長からもお言葉ありました解体業者さんを中心にしてもいいと思うのです。そういうところの訓練、協働、

情報共有をぜひ進めてほしいのですけれども、改めて町長の所見をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 改めまして、建設協会様をはじめ、各建設事業所様が持ち得る様々な能力、発災時救助、そういったものに活用させていただける機能を情報共有させていただいて、やはり常日頃の訓練で連携を現実的に認識しながら備えるというのは非常に大切だと思いますので、改めて消防当局、そして防災交通課と、そして連携協定が必要であれば、必要なものをしっかりと連携協定結びながら事業者様のご理解をいただいて、ぜひ訓練を進め、体制強化につなげていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 災害時における人命救助についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、子育てで選ばれる町になるために、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

子育てで選ばれる町になるために。子育てで選ばれる町にしませんか。私は、3年前に人口減少対策についての質問をしました。町長は、高い目標に向け、どう進めていくかを考え、実行していくことが重要であるとお答えになりましたが、人口は減り続けております。森町で子供を産み育てる場合、産婦人科がありません。専門の小児科也没有ありません。さらに、託児所、保育所、学童保育ではたびたび待機児童問題が起こっておりますが、それは働いている方と雇い主にとっては死活問題につながります。そして、障がいの症状によっては森町での療養や教育は受けられないことがあるなど、様々な問題対策が急務であると考えます。子育てしやすい夢ある環境づくり、住み続けられるまちづくりのために、まずは子供に関わる業務を集約し、森の子供の成長を切れ間なく総合的に支援するために連携し、窓口業務を一本化してもりっこ未来課に再編してはいかがでしょうか。そして、高い目標達成のために各課の垣根を超えて魅力ある少子化対策に取り組み、町全体で考えていくことが必要です。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

子供が幸せに生きるためには、身体的、精神的な安心、安全が地域で確保されていることが大切であり、保護者への経済的支援を含めた総合的な施策が必要であると考えております。こども家庭庁が発足し、子供たちを取り巻く様々な問題に対しての支援や相談体制などの構築が進む中、限られた財源を活用しながら少子化対策に限らず、将来を見据えた効果的な対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、議員お話しのとおり、地域の力を含め、町全体でこの課題に取り組んでいかなければなりません。支援内容や分野が多岐にわたる業務を集約した窓口設置についてのご提案がございましたが、現在町としましては子育て支援課に設置している児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点と保健センターに設置している母子保健を担う子育て世代包括支援センターの機能を有した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談、支援を行う機能を有する機関として、森町こども家庭センターの設置に向

けて必要とする人員を含め業務の内容や課題の洗い出し作業に取り組んでおります。多様な家庭環境等に関する支援体制の充実強化に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 前向きにこれから取り組まれていかれるということなのですが、私は今提案していることはとても難しいことを言っていることではなくて、再編して、そういうふうにしていただければとてもいいのかもしれないのですけれども、生まれてから中学校卒業までの窓口業務を一本化するだけで親の負担はとても軽減されると思うのです。例えば、皆さん、男性の方が多いので、想像ができないかもしれないのですけれども、転勤で大都会から森町に来ました。とても育児に不安があって、知っている人も誰もいません。そういう中で、森町には子ども家庭総合支援拠点というのがあるのだと思って相談に行きました。とても丁寧に話を聞いてくれたので、知り合いもないけれども、安心して森で子育てしようかなと思って、いざ手続をするとなると、上の子は障がいがあるかもしれないという話だと、隣の庁舎に行ってください。下の子は幼稚園に入れたいと思っているのですと言った途端、下に下りて隣の公民館の3階まで上がって手続してください。そして、あと妊娠しているかもしれません。それであれば、母子手帳が必要なので、ここの階段を下りて、右に曲がって、ずっと坂を上っていくと学校があって、そこを左に曲がって川を越えて行くと保健センターがあります。そこで手続してください。運転ができたり地理が分かっている人であればいいと思うのですけれども、都会から来たりすると運転もできない、車のない人もいるかもしれません。その中でこういうことが日常起きているのです、普通。なので、簡単にできる手続がその中にもあるはずなのです。それをちょっと見直していただきたい。そして、どの窓口でもいいのですけれども、その窓口に行けばある程度のこと、難しいことはその課に行かなければならないけれども、簡単な手続はそこで済ませるということができないものなのではないかということなのです。例えば少々お待ちください。ただいま係の者が参りますので、ここで今できる手続をしておきましょうというのはいかがでしょうか。それだけで安心して、ああ、ここで子育てをしようという、各課との関わりもとてもよく……各課で対応していただくのはとてもよくしてくださっていると思うのですけれども、それが何回もそこに行かなければならないとかになってくると、やはり行政サービスを提供してもらう側の目線に立って考えてほしいということなのです。

昨年の11月に窓口業務の調査を庁内で行った。若手の職員さん含め行ったということが新聞にも出ていました。その調査を行ったら、課題が浮き彫りになったことに対して、副町長は改善すべき点があると感じた。現庁舎でもできることは、どんどん改善してしてもらいたいとコメントされています。私もまさにそう思います。町民にとっては、庁舎が古いとか新しくなったとかということは受けるサービスに全く関係はなく、今からでもできることというのがあると思います。それは、子供を取り巻く問題を共有できるという

メリットがあると思います。早くから一緒に考えていけるのではないのでしょうか。ぎりぎりになって困り果てて、これは町では解決できないと言われて転居されたり、他町のサービスを利用しなければならないとか。先ほどの議員も言いましたけれども、待機児童問題があるので、働き続けることを断念したり、これは本当にそこの連携がうまくいってれば全然、最初から分かっていることだと思うのです。保育所というのは、前提が働いている親なのです。その親たちは、では小学校行ったら仕事を辞めるかという、そうではないと思うのです。その親たちは、ほとんどが学童に入ということを前提に考えていれば、こんな待機児童の問題でぎりぎりになっていっぱいです、すったもんだということはないと思うのです。もう入所しているときから、この子たちは学童に行きますか、それをただ親に聞くだけで、その問題は大部分解決してくると思うのです。

こどもまんなか社会の推進とかチャイルドファーストを宣言するならば、行政のほうの考え方も変えていく必要があるのではないのでしょうか。子供の成長を町全体で見守る、情報を共有する体制を窓口業務からまずは始めてみませんか。町長の所見をお伺いします。  
○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のお話にありました窓口業務の課題の抽出と見直しに関して、職員間で話し合いとかワークショップとか、そのようなことを行いまして、副町長の考え等もお話しされたとおりでございます。常日頃、窓口業務の改善、議員が先ほどお話しになったサービスを受ける側から見てどうなのかという判断、その辺もしっかりと職員間で共有させていただきまして、本当に常日頃対応改善には職員の皆さん、意識を働かせてアンテナを張って考えているところでございます。

子育て世代のお母さん、お父さん、先ほどお話に出た障がいを持っている子供のお話ですとか妊産婦のお話、高齢者に対するそういった窓口業務に関しても、先般いろいろなご質問の中でも答弁させていただいておりますけれども、同様に行っております。現状でできていないところは、今ご提案いただいた中で本当に単純な事務作業、受付業務、何か書いてもらう等々であれば、高齢者の福祉事業に関してもやっていることと同じように、いろいろとサービスを深めていくとか、利便性を高めていくというのは可能なかなと思っております。引き続き窓口業務に関しましては、単純な事務の手續と本当の深い相談の部分というのは少し切り離して考えなければならないのかなと思うのですけれども、窓口業務に関しましては引き続きこういった点で効率化を図れるかというのは検討して反映していきたいと思っております。

先ほど来、チャイルドファーストという言葉出ております。まさにチャイルドファーストを宣言させていただきましたその本質は、やはり子供子育て世代、こどもまんなか、いろんなキーワードはありますが、やはり子供の将来が大人たち、地域の未来であると。それを彼らが抱える課題を解決してあげなければならないし、それに関しては行政も地域も民間も関係なく、みんなで力を合わせて行っていかなければならないというところの意思表示の一つでもございます。今後様々なチャイルドファースト宣言に関する施策等

々は、議員の皆様もいろいろお気づきになる点が多々あるかなと思います。本当に多くのことをご提示、ご提案いただければ、チャイルドファーストを宣言させていただきましたので、行政にしっかりとこれからも反映させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 前向きな考えだと思うのですけれども、この子育て支援体制の窓口業務一本化というのは、もう20年ぐらい前からされている町がありまして、長泉町なのですけれども、そこは子供をいかに健全に育てるかに重点を置いて、20年ぐらい前からやっています。今人口増加で、中学校も増設しないと足りないというぐらいなっています。これは、本当に各課で見直していけばすぐにできることではないかなと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

最後のほうに質問させていただきましたけれども、高い目標達成のために各課の垣根を超えて魅力ある少子化対策に取り組むということなのですけれども、子育てで選ばれる町というのは人口対策も本気で取り組んでいるのではないかなと思います。魅力ある少子化対策に取り組んでいかなければ、この人口減少対策を、どの町も少なくなっていると言われていればそうなのですけれども、やはり増えているところもあるとしましては、現状維持なりしていかなければならないと私は思っています。町長の町政執行方針でまち・ひと・しごと創生総合戦略について、起債事業を通じて官民で共有し、競争していくことが重要であると考えますと述べられました。このまち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年から始まり、令和2年から第2次が始まりました。令和6年までなのですけれども、新しい施策もありますが、ほとんどが変わっていない。そして、振り返りの主要な成果も反省点も3年間同じ。こんな執行方針にも載せている大事だと思っている戦略が全体の振り返りも今のところ同じです。その中にも基本目標3で結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援を充実するというのがあります。実行している施策もあると思いますが、実績値に積み上がっていないように私は思います。

そこで、ただ各課でそれこそ新しく相談窓口ができたということで追加資料で分かりましたけれども、相談件数が多いか少ないかは、これいいとか悪いとか、多いからいいのか少ないからいいのか分からないのですけれども、そういう相談に来られている方もいる。大きなことは、広く連携して、皆さんで解決するかもしれないのですけれども、やはり日々起きている小さなことにも目を向けていくということが地域で子供たちを育てることにつながっていくのではないかなと思いますので、ぜひとも、名前は誰でもいいのですけれども、もりっこ未来課みたいにして、町の未来のために総合的に魅力ある取組、そして子供の成長を地域で見守り、誰一人取り残さない社会をつくっていきませんか。それは、子育てで選ばれる町になると思います。町長にもう一度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、全く私も異論なく同じ考えです。選ばれる町、そして様々な子育て

ての課題を解決しつつ、子育てしやすい町、そういうものは必ず実現していく必要があると思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の話も出ました。業績評価のK P Iのお話だと思うのですが、見直し等々、そしてその事業に対するご意見等々は年数回行われる策定委員会の中で委員の皆様からご意見等をいただき、その会議には私も直接参加させていただいています。参加させていただきながら、ご意見をしっかりと自分の耳で聞いて、なかなかその会議で発言するというのははばかれるのですけれども、委員会の委員の皆様と一緒にまち・ひと・しごとの事業、ブラッシュアップはこれからも図っていきたいと考えているところでございます。

改めまして、本当に議員おっしゃるとおり、この森町、子育てしやすい町に、選ばれる町に引き続きなるように努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 子育てで選ばれる町になるためにを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

2時20分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8、森町のケアラー支援について、鷲ノ木遺跡の観光資源化について、地方公務員不足問題について、町政執行方針について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町のケアラー支援についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1つ目、森町のケアラー支援についてということで質問いたします。北海道は、全国平均以上に少子高齢化及び核家族化が進展しており、世帯の小規模化によって、一人の介護者に係る負担の増大が見込まれていることから、実態調査を行いました。そして、そこで得られた回答内容を基に協議、検討した結果、道民全体が一体となってケアラーとその家族を支える地域づくりの推進が必要と判断し、令和4年4月1日に北海道ケアラー支援条例を施行し、3か年にわたる北海道ケアラー支援推進計画を作成しています。

森町におけるケアラー支援の推進状況について、まずお聞きいたします。令和5年度予算より国の負担割合が3分の2へと増額された実態調査や研修などを行う予定、条例制定をする考えはあるのでしょうか。

また、多くの子供たちが行う通常のお手伝いの範囲を超え、本人の学業や交友関係に支障が出るほど重い負担を抱えていることに、さらに本人が自覚していないケースも多いため表面化しづらく、周囲からの支援の手が届きにくいとされていることが大きな課題とさ

れているヤングケアラーについての実態についてお聞きいたします。

そして、支援内容と分野が多岐にわたっていることが考えられますから、対応する窓口はどこにあるのでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ケアラーとは、心や体に不調がある人の介護、看病、世話など、ケアに必要な家族や近親者などを無償でケアする人とされています。

議員お話しのとおり、国からの支援割合も増加し、ケアラー支援対策の拡充が求められております。最近では、ヤングケアラーが取り上げられる機会が多いですが、子供に限らず、ケアラーは幅広い世代で対象となられる方が存在しており、森町ではヤングケアラーに関する窓口は子育て支援課、そのほかのケアラー対策の窓口は保健福祉課で対応しております。引き続き関係職員の各種研修等への参加や情報収集を継続し、今後における国や自治体の動向を踏まえながら条例制定や実態把握、各種支援の必要性について協議、検討を重ねてまいります。

ヤングケアラーにつきましては、本人の自覚がなく、表面化しにくい点が課題となっております。また、関係機関との協議の場においても課題として上げられているのが各家庭におけるルールの下、お手伝いと線の引きの難しさや、そのルールについて、第三者に指摘されるのを拒否する家庭も少なくありません。現在のところ、子供から直接ケアラーに関する相談が役場に寄せられたケースは確認されていませんが、子供たちの変化を見逃さないためにも、接する時間が長い学校や養護施設などの協力が不可欠であります。北海道教育委員会では、令和5年度から令和7年度にかけてヤングケアラー支援に係る校内研修パッケージを公開し、全教職員がヤングケアラーについて理解を深めることとなっております。まずは、子供たちが気軽に相談できる体制づくりに重点を置き、議員ご指摘のとおり支援内容と分野が多岐にわたる案件ですので、関連機関との連携を強化し、関係課一体となって支援につないでいきたいと考えております。

また、今後設置の準備を進めているこども家庭センターが設置された際には、本施設がヤングケアラー支援に係る相談窓口として機能していくものと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 実は、森町においてケアラーという言葉がほとんど出てこない。例えばちょっと調べたら、森町のホームページ上に3つですよね。今回の私の質問の項目が1つですよね。それと、5年2月の会議における会議録の中で宮本議員の質問に対して総務課長が答えています。その中でケアラーということが出てきているのです。そして、もう一つは、最近1週間ほど前に議員の皆さんに配られたと思いますけれども、森町高齢者福祉総合計画、6年から8年にかけての計画なのですが、この中で2か所です、ヤングケアラーと言われているのは。これほど使われていない町ってないのかなと思ったりもす

るのです。なぜそう思うかというと、北海道で最も一番進んでいるのは栗山が10年前から社協が中心となってやって、そして令和3年度に条例制定しているわけです、最初に日本で初めて。その後、北海道が条例制定して、やっぱり必要だという認識の下にやったという流れがあるわけですね。にもかかわらず、森町の中ではそういうのが一切ないというのは一体どういうことなのかなと思っている部分がある。

まず、その辺どうしてなのでしょうかねということを知りたいのですが、それは多岐にわたっているのは確かなのです。そして、先ほど会議の中で総務課長が言った。去年の2月に総合的な窓口をつくるという話を言って、部署をつくっているのです、去年に。だから、そこが中心になっているのかといたらそうでもない。法律が変わって、その存在自体の法的根拠自体がなくなっている状態にもなっているわけですね。そして、こども家庭庁ができたりする中で、法律がどんどん変わっている中で一体どうすればいいのだろうかと私自身もいろいろ調べたりして思っているところでもあるのだけれども、今後それに対応していくためには、当然窓口が固定化されて集中させる必要があるのだと思っているし、その辺の考えを今後どう森の町の中で展開させていくのかなというふうに疑問に思っているところなのです。その辺、いかがお考えなのか、まずお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に課題はたくさんございまして、物理的な支援拠点、相談窓口に関しましては、先ほど答弁させていただきましたとおりでございます。現状におきましては、本庁舎1階の子育て支援課、そちらに相談窓口というか、現状ではそこで受けると、そのような体制になっており、そして機構改革まではいかないですけれども、保健師の配置等もさせていただいております。その中で、重ねての答弁にはなるのですけれども、こども家庭センター、その拠点が新設というか、整理されたときにはそちらに統合になっていくと、そのような認識であります。

なかなかケアラーという言葉、ヤングケアラー、先ほど高齢者福祉の話も少し議員触れられましたけれども、やはりこの間、実際そのケアが必要な方と、そして実際その方に寄り添ってケアをされている方、様々な民間のといいますか、町内にも団体等もございまして、その方々からのご意見ですとか、そしてもっともっと高齢者福祉の部分でのケアラーに対する支援の体制ですとかお困り事を聞くと、そのようなことが昔から森町では行われております。官民連携というところでもないのですけれども、現状ではそういった流れがまず初めに来るべきなのかなと考えています。何分、このケアラーの話、ヤングケアラーの話だけではなくて、児童虐待ですとか、そういった子供の福祉、児童福祉の関連に関しましても、行政だけではできる部分というのは本当に限られています。行政だけではという表現の中には、森町だけではなかなか難しく、他機関連携、警察ですとか児相ですとか、それには当然行政も入りますし、そこには民間の企業といいますか、NPO法人等々も入って、みんなでこの支援体制をつくって、それでもいろんな課題が出て、追いつけ追い越せなのです、現状としては。ですから、ヤングケアラーに関しましては、先ほども答

弁でお話しさせていただきましたけれども、なかなか実態把握が難しい、その現状の理由ですね、そういったところもあると思いますので、しっかりとその辺は現状把握も含めてどういったことが行政で必要で、どういった体制をつくっていかなければならないのかというところはこれからなのかなと思います。しっかりとその辺は努めてまいりますし、引き続きこども家庭センター設立の際には様々な連携を深めて機能を強化していきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、調査の実態把握をする必要があると思うのですが、それをやるのかやらないのか。はっきりした答弁をいただいていないので、まずそれをお聞きしたいというのと、先ほど栗山の話しましたが、栗山が10年前から活動し始めて令和3年に条例制定して、道が制定しています。その後、今むかわでは12月に制定されています。そして、苫小牧とか旭川など、道内でもケアラー条例に関しては制定する動きがすごく高まっています。それは、広い意味でのケアラーというよりも、ヤングケアラーに関して重点を置かれている部分が印象を持って見ていますけれども、それに重点を置いた場合に、今までのように子育て支援課の中では置いていくのがいいのかどうなのか。今後窓口の在り方というか、その窓口があるのはいいのだけれども、では実際その法的根拠というか、森の町はケアラーに対してどういう考えでいるのかというのを明らかにしないと進んでいけないのではないかと私は思うのです。それには、条例を制定する必要があると私は思っています。

それで、森の町の条例ですね、子供と書かされている条例が幾つあるのかなと見たら、4つあるのです。その他、いろんなそれに伴う規則とか要綱とかあるのですが、その部分というのはケアラーに関して一切ないわけですね。いかに今後実態把握が難しいと言われるヤングケアラーに対して見通しを立てて把握していくかというのは非常に大事な部分だと思いますし、そうすればどういう規制というか、規範になるところの条例というのはどうしても必要になってくるのではないかと私は思っています。

それと、北海道のケアラー支援計画においてはどういうことを言っているかということ、一般に社会に対する認知度の向上を来年50%まで引き上げたいと考えているのです。それは、学校も含め、学校は当然100%なのです、担当しているところの部署ですから。そして、どこにケアラーの相談窓口があるかということをはっきりさせて、道がそういうことをうたっているわけですね。森の町はそういうこと一切ないわけですね、ケアラーの相談窓口というのが。とすれば、認知も何もないわけですね。ケアラーという言葉自体知らない状態になってしまう。そうしたら、いつの間にか実態はひどい状態になっているということになったら手遅れになってしまうのだと私は思うのです。とすれば、早々に実態把握のため調査を行う必要があるし、それに伴う条例の制定が必要なのです。そこから始まる。それが道の方針としてうたわれているわけですね。道の方針、私たちは道民ですから、とすればその

中に入っているわけですから、そうしたら町がそれを進めるのが当然だと私は思うのだけれども、一切森の町では行われていないというのが実態だと思いますので、再度その辺を含めて答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

調査というキーワードが議員のほうから今ございました。北海道のほうで調査を行って、その認知度をある程度の割合まで高めていくと、そういった方向性も出されているというお話いただきました。本当に考えなければならない点、広域自治体としてのケアラーの条例制定の定義と、あと基礎自治体としての条例制定、定義、非常に難しさは全く異質なもののかなと私は捉えています。そもそも今大変な状況であるのは間違いないと思うのです。いろいろな、本来であれば自身の勉強ですとか一般のそういった部活動ですとか、子供としての普通の、その普通という言葉もなかなか難しいのですけれども、そういったものが何かの支障になってしまっている。そういった状況で、その子供が要保護児童なのかどうか、その定義が非常に基礎自治体としては難しいと思います。この要保護児童として対応すべき子供なのかどうかという観点は、これはヤングケアラーだけではなくて、まさに先ほどお話しさせていただきました児童虐待の件でも全く同じ要素があります。それを判断するために様々な他機関連携をして、情報共有をして、それぞれの行政の立場でできることを即座に判断して行くと、そういった体制が今もなお議論されて更新されていかなければならないという状況が来ています。

まずは、北海道広域自治体の中で理念条例的なものであるのかなと私は思うのですけれども、その辺は基礎自治体としては現状に即して、その定義というものは非常に難しいことではありますので、機関としての連携を通じて実態調査、アンケートを取るというのも、それもまたどうなのかなというふうに思います。これは、分かりやすく言いますと、ヤングケアラーですかと聞いたって、そうですねという話にはならないと思うのです。あなた、虐待されていますかと聞いたって、虐待されていますなんて絶対、よほどのことあればそういう返事は来ますけれども、子供なんて特に自分の置かれている環境がやっぱり生まれてきてから全て、それが普通だと思っていますので。ですから、その辺を行政として家庭なり、そういうコミュニティにどういう形で介入していくかというその方法論も、児童虐待に関しても今なお議論がされていて、非常に難しいナイーブな問題であります。その辺は、難しさは伴う中で、今後まさに窓口が子育て支援課というところでもありますので、共通の認識を持って課題感を持って実態把握を、アンケートというところではなく実態把握をして、助けなければならない子供たちにはしっかりと手を差し伸べて助けると、そういう仕組み、制度、体制をつくっていくと、そのような答弁にさせていただきます。なかなか難しいところではあるのですけれども、これは引き続きの案件でございますし、今すぐこういう答え、大正解の答えがある問題ではないので、その辺は一定のご理解をぜひいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町のケアラー支援についてを終わります。

次に、鷺ノ木遺跡の観光資源化についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2問目の鷺ノ木遺跡の観光資源化について質問させていただきます。

鷺ノ木遺跡は、縄文時代の祭祀遺跡で、国の史跡に指定され、環状列石や竪穴墓城などが発見され、当時の祭祀や儀礼、精神世界を知る上で重要な遺跡とされています。そして、現在令和4年3月に作成された史跡鷺ノ木遺跡整備基本計画に基づいて、鷺ノ木遺跡の今後の史跡整備事業及び保存、活用が図られようとしています。

そこで、お聞きいたします。今後遺跡周辺の整備が進むことから、鷺ノ木遺跡の観光資源化を推進するべきであると考えますが、いかがでしょうか。遺跡の保存と観光資源として活用することは、必ずしも矛盾しているとは考えられません。遺跡の価値を広く社会に伝えることは、遺跡の保護にもつながりますし、遺跡を観光客に見せることによって地域の経済や文化の活性化にも貢献できます。遺跡の魅力を引き出し、観光客の興味や満足度を高めるとともに、地域の活性化や収入の増加につながると考えられます。

しかし、遺跡の観光資源としての活用には、適切な管理や配慮が必要です。遺跡の損傷や破壊を防ぐためには、観光客の数や行動を制限したり、遺跡の周辺環境や景観を保全したりする必要があります。遺跡は、私たちの先祖の生活や文化を伝える貴重な財産であり、遺跡を保存し、活用し、世界遺産として未来へ継承することは、私たちの社会的な責任だと考えますが、いかがでしょうか。

そして、遺跡の所管は教育委員会ですが、観光資源化を推進するについては、得意とする担当課に変更すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

鷺ノ木遺跡は、平成15年の森町教育委員会による発掘調査により、環状列石と竪穴墓城が発見され、平成18年に環状列石部分が国指定史跡となりました。また、その後の平成23年までの範囲確認調査の結果を受け、平成24年に国指定史跡の範囲の追加指定が行われ、現在の国指定史跡の範囲となりました。それ以降、整備に向けた内容確認調査を経て、国の補助金を活用し、土地を取得し、平成30年に史跡鷺ノ木遺跡保存管理計画の策定、令和4年の史跡鷺ノ木遺跡整備基本計画の策定と進めてまいりました。

ご質問のありました鷺ノ木遺跡の観光資源化についてですが、観光資源として観光客の方など多くの方へ遺跡の価値を広く伝えることにより、遺跡の重要性についても広く伝えることができることから、遺跡の保存にもつながるものと考えておりますので、森町の観光資源として活用できると考えておりますし、活用していくべきものと考えております。

また、世界遺産として未来へ継承ということにつきましては、世界遺産への登録は関係自治体との協力、国の推薦手続、その後の海外の専門家の評価など、段階を追って進める必要がありますので、北海道との協議を継続しながら進めていきたいと考えております。ただし、世界遺産への登録の有無によって、遺跡そのものの価値に違いがあるものではあ

りませんので、今後実施予定である保存のための整備をしっかりと行い、未来へ継承していきたいと考えております。

最後に、観光資源化の推進については、得意とする担当課に変更という部分ですが、観光資源として観光部局にPRしていただくことは必要であると考えておりますが、国指定史跡という適切な管理や配慮が必要な場所でもありますので、引き続き教育委員会で管理し、観光部局と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） この鷲ノ木遺跡が世界遺産になる必要は本当にあるのでしょうかと私は思っているところがあるのです。疑問に思っている。観光資源として考えたら、確かに頭に世界遺産というのはあってもいいのかもとは思いますが。そして、今現状に、なぜ世界遺産にならないかという、下にトンネル走っているからですね。だけれども、逆に考えれば、トンネルの上に遺跡あるなんていうところありますか。それを逆手に取って観光資源としてPRすべきなのではないですか。あのロケーション、バックに駒ヶ岳が見えるあのロケーションを、そして高速が走っているのです。そういうロケーションがありながら、それを逆手に取ってPRすることこそ観光資源化することだと私は思っているのですけれども、いかがですか、その辺。世界遺産は駄目だと言っているわけではないです。当然それを目指すべきだと、それはいいのです。

それと、もう一点、担当課の問題なのですが、私の個人的な偏見なのかもしれません。どういう偏見かという、教育委員会ってコマーシャリズムに対しての偏見を持っているという私は偏見を持っているのです。それ自体を脱却するためには、例えばここでいえば商工観光で担当すべきものだとは思うのです。どうも教育委員会、教育という部分が頭にあって、1つ高いところにいて、何かほかの下々のやっていることをあまり評価していないというか、そういうようなイメージを、私そういう偏見を持っているのです。だから、余計、それが偏見だと私言いますけれども、偏見だと思っています。

だから、そういうような形を持っているものですから、あえて観光資源化を考えた場合は教育委員会から、一緒に関わるのは当然なのですから、共同でやる部分を考えないと進んでいけないのではないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、観光資源化、観光とは町の魅力に光を当てるという、私観光協会時代に先輩から学んだ言葉なのですから、まさに役割として観光資源化、森の財産ですから、鷲ノ木遺跡は。ですから、そういう意味でも観光PR等々は担当課、得意な課と、そして共同して行うべきものだと思っています。その辺は、しっかりと教育委員会と共同して行っていけるものと私は考えています。

全てを、整理から何から所管をほかの課に移してしまうというところは、やはり国から重要な遺跡、史跡の整備のガイドラインがしっかりと示されております。指定されたその

区域に関しましては、地面すら簡単に掘ることが許されないような地区にも指定されます。しかしながら、先日議員の皆様にご説明させていただきました社会教育課の整備計画等々につきましては、しっかりとその観光的要素も含んだある一定の、私は町長としては評価しているところでございます。しっかりと歩きながら、縄文の森を通して遺跡に行って、バリアフリーも考えられていて、駒ヶ岳をバックにするロケーション、一番景色のいいところもしっかりと捉えつつ、また車の止まっているところに戻ってこれると、そういったしっかりとした観光要素は含まれているのかなと、私は評価しているところでございます。

しかしながら、これは文化庁の方も話しされていたことなのではございますけれども、やはり当然世界遺産登録というところを目指す、目指さないは置いておいて、この大事な森町の宝を町民皆さんで共有して、みんなでつくり上げていくという、そういう盛り上がりぜひ町長、頑張ってください。それに反応して、やはり文化庁もいろんな予算をつけてくれるのかなと私は期待しているところでありますので、町には観光ボランティアガイドの会の皆様ですとか、これから本当に多くの民間事業者、民間団体の方々のご協力を得ながら実現していかなければならない観光資源化だと思っておりますので、そこはしっかりと役割分担をさせていただきながら、この森町の宝をしっかりと後世に引き継いで、森町の魅力として皆さんに誇り高きものとしてアピールしていただけるような史跡にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 驚ノ木遺跡の観光資源化についてを終わります。

次に、地方公務員不足問題についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、3問目に入らせていただきます。

地方公務員不足問題についてということで質問させていただきます。2022年の地方公務員の採用試験の倍率が5.2倍となり、過去30年間で最低となり、少子化に加え、待遇などへの不満から受験者数が減ったことなどが要因と見られていると報道されました。

地方公務員の人手不足は、人口減少と住民の高齢化が進む中で個別対応を求められる場面が増えるなど、特に過疎地域で深刻な問題となっているとされています。今後給与水準や人事制度、職場環境の改善が必要だとも指摘されています。

そこで、森町の状況についてお伺いいたします。

まず、1つ目に職員採用試験、中途採用試験の応募状況についてどういうふうになっているのか、本年度についてですね。

さらに、2つ目に職員の充足率、過不足、職員適正化計画の状況についてお知らせください。

それと、3つ目に待遇、職場改善などの状況について。

4つ目に、定年延長による影響についてはどう評価しているのか。

5つ目に、今後外国籍の職員の採用については考慮しなければならない事態になってくるのかなと思っていますけれども、その辺どう考えているのか。

そして、今後人員不足に対する全体的な対応策について、あればお答えいただきたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

一般行政職の採用については、基本的には渡島町村会、檜山町村会が合同で行っている渡島・檜山管内町職員採用資格試験で第1次試験を実施し、第1次試験の合格者に対して各町で第2次試験を実施し、採用者を決定しております。

受験者数につきましては、年々減少傾向が続いておりますが、例年森町を第1希望町とする受験者数が一定程度いることから、何とか採用予定者数を確保できている状況となっております。ただし、専門職の採用については、募集をしても応募がない職種もあるため、各種学校等へ直接訪問しての募集活動を継続しながら、今後については専門職の方が就職や転職を検討する際に閲覧する有料の求人サイトの活用等も検討していきたいと考えております。

次に、森町職員の定員適正化計画についてお答えします。定員適正化計画については、平成17年4月1日から平成27年4月1日までの10年間を計画期間として策定し、退職者の欠員補充を必要最小限にすることなどにより、平成26年度に目標を達成したところであります。計画期間終了後については、定員適正化計画を策定せず、退職者補充を基本として、財政状況や業務内容を勘案しながら職員採用することで適正な人員配置となるよう管理しております。

地方公務員の待遇については、均衡の原則により地方公務員法において勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に健康を失わないように適当な考慮を払わなければならないと規定されているため、この原則にのっとり、人事院勧告等に基づき国家公務員の勤務条件が改正された場合には、同様の制度となるよう改正を行い、基本的には国家公務員に準拠した制度としております。

定年延長による影響については、定年年齢自体は今年度から経過措置期間に入っており、61歳に延長されておりますが、実際に61歳以降の職員が発生するのは来年度からとなっておりますので、定年延長による影響については現段階では図りかねるところであります。

日本の国籍を有しない外国人を地方公務員として任用することについて、地方公務員法上、直接の禁止規定は存在していませんが、公務員の当然の法理として公権力の行使、または地方公共団体の意思の形成への参画に携わる者については、日本の国籍を有しない外国人を任用することはできないものと解されております。このため、現時点では外国籍の職員の採用については考えておりません。

最後に、今後の対応策についてですが、職員数の確保のため、一人でも多くの応募者を集められるよう様々な方法を検討してまいります。人口減少に伴い、今後さらに地方公務員への受験者数が減少し、職員数の確保が難しくなることも想定されるため、AIやRPAの活用など、さらなる業務効率化を図り、最小限の人数で最大の効果を上げられるよう体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 実は、2年ほど前、中堅クラスの職員の退職者が何人も出たときがあります。そのときに、あるOBの人から森の役場大丈夫なのかいというふうに言われたことがあります。そこから今回の話が……。そういう中堅どころの職員が辞める原因って、それぞれ個別の理由があったのでしょうかけれども、というふうに理解しているのでしょうか、そういう状況が続くということは、やっぱりOBから耳にした大丈夫なのだろうか、今後森の役場という話になってしまうわけです。

そこで、やはりその原因というのは、森だけの問題でなくて、人口減少に伴って全国的に同じ傾向が続いているわけですね。その中で、どうやって、では森に魅力があって、応募してくれる人を増やすのかということを考えなければならないと思うのです。

まず、その辺の対応策を、具体的にどういうことをやっているのかなと思って。そういうようなことないのだろうなと。特にない。単独に中途採用というのが今後増えてくるのだと思うのですが、定年延長する中で長ければ40年、45年と、それ以上長い年数、役場の職員でいるときがあるのだと思うのです。とすれば、モチベーションの問題からいっても、今後転職者をどんどん入れていく形というか、そういうのを優先するまでもないことはないだろうけれども、そういう世の中になってきている、転職が常識になっている時代になってこざるを得ないのだと私は思っているのです、その対応が大事なのではないかなと思っています。それについて、まずどう思うのかということ。

外国籍の職員の問題なのですけれども、会計年度職員に対してはオーケーと考えてよろしいのでしょうか。というのは、国籍が日本籍ではなくても、今後言葉の問題とか、窓口に当然、今森の町には中国、ベトナム、カンボジアも含めていらっしゃるわけですね。とすれば、その言語に対応した職員がどうしても必要になってくるのではないのかと私は思っているのですけれども、その辺についてどう考えているのかお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現状といたしましては、議員お話しのとおり、これは森町役場だけのことでないのかもしれないのですけれども、現職の職員の辞職が仮に進むというのは、これは回避しなければならない状況だと当然思っております。

これからどういった方に、森のというか、公務員として、役場職員として働くことに意義ですとか希望ですとかやりがいですとか、そういったものをどう感じていただけるかというのは、この間もずっと一つ大きなテーマとして、町長就任してから様々なものというところまで幅広くはなかなか難しいところではあるのですけれども、例えば副業を解禁したり、そういったことも行ってきました。

そして、採用の窓口を広げるといいますか、何かしらのというか、ある一定の基準を持った試験を、これは行わなければならないのは当然なのですけれども、町村会等で行う試験を、それを通らなくても、町独自の試験を持って、社会人枠ということになるのでは

うか、そういったものの採用試験、採用方法も今検討しているところでございます。検討というか、その辺も実施していくというところで考えております。

引き続き、本当にこれは大きなテーマであるのですけれども、しっかりと公共サービスの提供に支障が来さないように、これはしっかりと維持していかなければならないという認識でおります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 答弁漏れ。

○町長（岡嶋康輔君） 失礼しました。答弁漏れございました。

会計年度任用職員の件でございます。先ほど最初の答弁でもお話しさせていただいたのですけれども、地方公務員法の中では厳格にそれを規制するところはないのですけれども、現時点でも教育委員会のほうでALTの採用ですとか、そういったことは現に行っております。あとは、自治体の判断になるのかなというところはあるのですけれども、やはり先ほどもお話しさせていただきました公権力の行使と地方公共団体の意思の形成、そういったところに直接ある程度の影響力を持つような職員としての採用は控えるべきだなとは思っております。その辺は、改めてお話しさせていただきまして、追加の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 地方公務員不足問題についてを終わります。

次に、町政執行方針についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、4問目をさせていただきます。

町政執行方針についてということで、令和6年度の町政執行方針が発表されました。岡嶋町長にとっては4回目で、町長1期目の締めくくりとなるもので、10月の町長選挙への大きくアピールする機会になるものと考えられます。

しかしながら、一体何をやろうとしているのか見えてこないと感じるのは私だけなのでしょう。読み取れることは、意味不明な「課題を価値に変える挑戦者溢れる町づくり」であり、至極当たり前な第2次森町総合開発振興計画を基本に町政を執行するということだけです。

町民が町政執行方針に求めているのは、情勢分析や総花的な細々な予算の内容の説明ではないのではと思うのですが、いかがでしょうか。

改めて、令和6年度の森町行政のトップとしての森町のかじ取り役として具体的な町政執行方針をお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず、令和6年度町政執行方針については、昨日申し述べたとおりでございます。

町政執行方針は、例年諸般の情勢を踏まえ、当該年度予算と一対として事業計画につい

てお示ししているものでございます。また、当然総合開発振興計画を基本として作成されるものであり、各年度の予算の詳細を細々と説明するものではないと認識しております。なお、令和6年度予算の詳細については、予算審査特別委員会においてご説明させていただき、議員の皆様にご審議いただきたいと思いますと思っております。

次に、これまでも幾度か申しております「課題を価値に変える挑戦者溢れる町づくり」につきましては、時代変革の波が押し寄せている昨今、地域に熱い思いを抱いた挑戦者が集えば、時代変革により生まれる課題を成長につなげることができるものと考えております。そのような挑戦者が失敗を恐れず、果敢に課題解決に向かうことができるプラットフォーム、舞台の構築が地域には必要であると考え、私が町長就任当時から随所で発言させていただいている言葉でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 昨日の新聞ですね、町長が行政報告の中で言いました、それが記事になって、記事を読みますと、現職としての公約は抽象的だと意味がない、賛否のあることでも憶することなく出していきたいというふうな記事が書かれているわけですね。とすれば、今の答弁からすると、どうもそれと合致しないのかなと思ったりもするのですが、再度その辺。結局、これをやりたいというものが、よく耳にするのは、岡嶋町長のことです。何もやっていないじゃんというような言い方されるのです。実は違うのです。やっているのです。だから、そこなのです。一般の町民から見えてこないというのが、私そこが一番問題なのかなと思っている。だから、今回新聞の記事、昨日の道新のインタビューに対してそう答えたということは、ああ、方針が変わって、今日そういう答えが返ってくるのかなと思ったら、そうではなかったというのは残念なところなので、再度その辺をお願いします。

そして、今回町政執行方針についてのいろんな語句の問題とかいろいろあったのですが、町長、それを見ているかどうか分からないですけれども、私は今回予算委員会の資料請求の中で町長に関して79項目、語句の説明してくれと出しました。これは、かなり意地悪な質問であるのは分かって出しています。というのは、事言葉というのは、議員だから当然分かれという話でなくて、読む人が、町民が見たら分からないだろうと私は思っているのです。とすれば、注釈をつけて、ただたまたま今回教育長のほうからSociety4.0について注釈を書いていたので、そういうことが今後必要なのでないのと私は思っているわけです。ただ、それが却下されて、注釈で用語説明しないと。それは、各課の課長に言ったかどうか分からないですけれども、総務課長のところで止まっているのかどうか知らないですけれども、そういう町民に分かるようなことを説明する必要があるのだと思うのです、分かるように。それこそ子供でも分かるように、小中高生が読んで分かるものでなければなりません。とすれば、注釈をつけないと分かるわけがないのです。議員でも分からないです。さらに、ホームページを調べれば、全くその語句が一つも載っていないというの

もあるわけです。とすれば、どういうふう考えたらいいのだろう。森の町の情報発信、説明責任を放棄しているのかという問題にもなるのか。さらに言えば、さらに大きい問題というのは、私はこれはまずいのではないと思うのは、議会の、私個人が質問したわけではないです。議会として質問を出したのです。それに対して、議会の持っている検査権なり調査権、監査権、全部侵害しているのでないのと私は思っているのです。その辺、どう考えるのか。時間もそんなにないので、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、注釈に関してでございますが、今議員お話し、そういった趣旨でございましたらという言い方はなかなかあれなのですけれども、確かに町民の皆様、みんなの目につくというか、読まれることが前提として書くものという、そのような要素も配慮しなければならないのでないか、それはまさにそのとおりだなと思います。

なかなか今、現物に対して何か注釈等々というところは考えてはいないのですけれども、何かホームページ等々に載つけることが必要であれば、そういった注釈もつけて町民の皆様に分かりやすいような執行方針並びに教育行政執行方針、そういう在り方も検討すべきなのかなと少し思いました。その辺は、今後それをどのように公開するかとひもづけて検討したいと思います。

それと、今回の執行方針に関して、当然答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、総合計画と、そういったものを基調として、単年度の予算の中でこういったことを実施していきますと執行方針を述べさせていただいております。これは、私の考えではあるのですけれども、やはり単年度の執行方針と任期ごとの施政方針、それは政治活動の中で発信で私はしていくものなのかなと思っています。

先ほどの「挑戦者集う町づくり」も、私が初めて選挙に立つときに様々な思い、願いを込めて考えた言葉でございます。来期のそういった就任の際に、こういった方向性、ビジョンを持って、変わらないものも当然ありますけれども、また2期目に向けての姿勢をしっかりと、しかるべきときを見据えながら、町民の皆様、当然議会の皆様もそうですけれども、お示ししていきたいと考えているところでございます。引き続き、様々なご意見等々、ご指摘の点はしっかりと真摯に受け止めて、直すべきところは直して、分かりづらいと言われたら分かりやすいように、これは当然直していくところがオープンな行政、オープンな政治につながるのかなと思っておりますので、その点はしっかりと努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 最後に1点だけ。

提案というか、町長がどう考えるかなのですが、今年の新年度予算において、ホームページの更新を予定していますよね。その中で、私がイメージしているのは、要するにウィキペディア知っていますよね、インターネット百科事典と言われている。あれなのです。

あのイメージで町長の方針を載せるべきなのです。そうすると、ほとんどの場合リンク貼っています。どの程度貼るかというのは、町長が判断すればいいところだと思うのですが、そういうふうやって、私自身もワードを使って、ハイパーリンク使ってやっている。全部のいろんな、町以外のところの説明文書って全部飛ばすことできるのです。森の場合、D X、I C Tがどうのこうのと言葉で言っているけれども、具体的にはそういうことなのですか、D Xを推進するということは。私は、そう思っている。だから、それをやらなければ駄目なのです。それが町民に対する説明責任を果たすことになるのだと私は思いますので、ぜひとも執行方針に関してだけでも詳しくそういうような作り方をしたホームページを作ってほしいと、今後。いかがでしょうか。

それで終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

新年度予算に計上させていただいておりますホームページの更新事業に関しましては、これから担当課も含めて、様々な事項を検討して作っていくと、そういう流れでございます。今この場で具体的なものをお示しすることはできないのですが、本当に町民にお示しする、町民の皆様が開示している、そういった書類といいますか、執行方針もそうだと思いますけれども、それは掲載することは可能だと考えていますし、そういったご要望も当然町民の中にもあるのかなと思いますので、その辺は様々なご意見をお聞きしながら、新しいホームページに反映していければなと思っております。

そして、ここは考え方の違いもあるのかなと思うのですが、やはり町の広報もそうですし、ホームページもそうだと思うのですが、政治的な政策ですとか方向性、ビジョンというものと、行政の長としての計画とひもづいたそういったお示しするものは、ある一定程度分ける必要があるのかなと思います。そこは、私も常日頃自身のS N Sで発信する際には非常に注意して発信しております。町長就任して間もない頃は、その辺も曖昧なまま発信したこともあって、直接S N Sのコメントで町民のとある方から注意されたという経緯もありました。ですから、当然町の広報紙にはそれをちゃんと規定した条項もありますし、当然それはホームページも一緒だと思います。公共の掲示物というか、そういった広報の媒体として何が載せれるか、何が必要なかというところは、やっぱりこちらから一方通行で決めることではなくて、当然議員の皆様からいろんなご意見をいただいて、合意形成の下で変えるのが可能なものであれば変えて、ホームページの構成も進めていく必要があるのかなと思います。その際には、何かしらの機会でご意見というか、そういったものをいただければいいのかなと思います。ただし、法律に反するようなことはできませんので、その辺はご了承いただきながら、それも踏まえつつしっかりと進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町政執行方針についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

◎日程第４ 議案第１７号ないし議案第３１号

○議長（木村俊広君） 日程第４、議案第17号から議案第31号まで15件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第17号から議案第31号については、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く13人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案１件ごとに取り扱うものしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第17号から議案第31号までについては、議長を除く13人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ３時２２分

再開 午後 ３時２３分

○議長（木村俊広君） 会議を開きます。

休憩中に行われた選任に関わる協議の結果、予算等審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月７日から13日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

3月7日から3月13日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月14日午前10時開会とします。

延会 午後 3時24分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年3月6日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和6年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和6年3月14日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前10時56分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

1 会議録署名議員の指名

2 議長諸般報告

3 令和6年第1回 森町議会3月 会議付託議件 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

議案第22号 令和6年度森町一般会計予算

議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算

議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算

### 追加日程

1 決議案第1号 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案について

4 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見

書

- 5 意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

|    |     |      |   |     |     |      |   |
|----|-----|------|---|-----|-----|------|---|
| 議長 | 14番 | 木村俊広 | 君 | 副議長 | 1番  | 伊藤昇  | 君 |
|    | 2番  | 河野文彦 | 君 |     | 3番  | 高橋邦雄 | 君 |
|    | 4番  | 河野淳  | 君 |     | 5番  | 山田誠  | 君 |
|    | 6番  | 野口周治 | 君 |     | 7番  | 斉藤優香 | 君 |
|    | 8番  | 千葉圭一 | 君 |     | 9番  | 佐々木修 | 君 |
|    | 10番 | 加藤進  | 君 |     | 11番 | 山本裕子 | 君 |
|    | 12番 | 東隆一  | 君 |     | 13番 | 松田兼宗 | 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| 町長                       | 岡嶋康輔  | 君 |
| 副町長                      | 長瀬賢一  | 君 |
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東谷美佐子 | 君 |
| 監査委員                     | 釣隆吉   | 君 |
| 総務課長                     | 濱野尚史  | 君 |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 東克宏   | 君 |
| 監査事務局書記長                 | 小田桐克幸 | 君 |
| 防災交通課長                   | 柴田正哲  | 君 |
| 契約管理課長                   | 山田真人  | 君 |
| 企画振興課長                   | 川村勝幸  | 君 |
| 企画振興課参事                  | 池田恵太  | 君 |
| 税務課長                     | 柏渕茂   | 君 |
| 保健福祉課長                   | 宮崎弘光  | 君 |
| 保健福祉課参事                  | 萩野友章  | 君 |
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長      | 宮崎涉   | 君 |
| 住民生活課長                   | 阿部泰之  | 君 |

|                                         |   |   |   |   |   |
|-----------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 子育て支援課長                                 | 野 | 崎 | 博 | 之 | 君 |
| 環 境 課 長                                 | 川 | 口 | 武 | 正 | 君 |
| 農 林 課 長 兼<br>農業委員会事務局長                  | 寺 | 澤 | 英 | 樹 | 君 |
| 農 林 課 技 術 長                             | 濱 | 野 | 真 | 行 | 君 |
| 農 林 課 参 事                               | 佐 | 藤 |   | 司 | 君 |
| 水 産 課 長                                 | 岩 | 井 | 一 | 桐 | 君 |
| 商工労働観光課長                                | 奥 | 山 | 太 | 崇 | 君 |
| 建 設 課 長                                 | 富 | 原 | 尚 | 史 | 君 |
| 建設課技術長                                  | 伊 | 藤 | 正 | 吾 | 君 |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長                        | 落 | 合 | 浩 | 昭 | 君 |
| 町民福祉課長                                  | 金 | 丸 | 義 | 樹 | 君 |
| 教 育 長                                   | 毛 | 利 | 繁 | 和 | 君 |
| 学校教育課長                                  | 坂 | 田 | 明 | 仁 | 君 |
| 学校教育課参事                                 | 藤 | 嶋 |   | 希 | 君 |
| 学校教育課参事                                 | 名 | 生 | 達 | 也 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長                | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |
| 体 育 課 長 兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                                 | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                                | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                                 | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                                  | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                                   | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消 防 次 長                                 | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                                 | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |       |   |   |   |
|------------------------|-------|---|---|---|
| 事 務 局 長                | 小 田 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関     | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                  | 喜 田   | 和 | 子 | 君 |
| 総 務 係                  | 水 嶋   | 篤 | 市 | 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 総 務 係     | 山 内 梨 沙 君 |
| 財 政 係     | 村 井 渉 君   |
| 行革DX推進係   | 水 口 祐 太 君 |
| 人 事 厚 生 係 | 満 間 笑 歩 君 |

○会議に付した事件

- 1 議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第22号 令和6年度森町一般会計予算  
議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算  
議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 決議案第1号 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案について
- 3 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書
- 4 意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 5 議員の派遣について
- 6 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、河野文彦君、議席3番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第17号ないし議案第31号

○議長（木村俊広君） 日程第3、令和6年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第17号から議案第31号まで15件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（伊藤 昇君） 予算等審査特別委員会審査報告を行います。

令和6年3月6日、令和6年第1回森町議会3月会議において、本委員会に付託されました議件15件を審査した結果、次のとおり議決したので報告いたします。

付託議件名と議決結果。議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案可決。

議案第22号 令和6年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

審査の経過。3月7日、出席委員13名。議案第17号から21号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第22号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款4衛生費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月8日、出席委員13名。議案第22号、一般会計予算の歳出、款5労働費から款9消防費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月11日、出席委員11名。議案第22号、一般会計予算の歳出、款10教育費について事項別明細書により質疑を行い、討論の後、採決を行いました。また、議案第23号から議案第28号までの特別会計6予算及び議案第29号から議案第31号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

審査の結果。令和6年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第17号から議案第31号までの15件については、3月7日、8日及び11日の3日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった事項等を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、行政執行に十分反映されるよう願うものであります。また、コロナ禍前の日常が戻りつつある一方で国際情勢の混乱等による物価高や原油高の影響により町民の暮らしは大きな影響を受けております。町の経済をはじめとする各種対策に取り組むとともに、アフターコロナの新時代に向けた力強い町づくりを進めていただきたいと思います。

以上を申し上げて委員長の報告といたします。

○議長（木村俊広君）これから令和6年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第17号 森町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。  
これから議案第17号を採決します。  
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。  
これから議案第18号を採決します。  
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第18号については、可決することに決定しました。

議案第19号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。  
これから議案第19号を採決します。  
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 令和6年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

松田議員、反対討論ですね。

○13番（松田兼宗君） 反対です。

○議長（木村俊広君） 松田議員。

○13番（松田兼宗君） それでは、議案第22号 令和6年度森町一般会計予算について、反対という立場で討論させていただきます。

このたびの森町議会3月会議予算委員会において町長の町政執行方針について79個、教育行政執行方針について27個のキーワードとなる用語解説、説明資料、注釈の資料請求をしました。しかし、何の説明もなく拒否されました。町民の代表機関である議会への説明責任を拒否し、議会の行政に対する監視機能を大きく阻害したということです。すなわち、町民への説明責任を拒否し、行政の不透明化は町民の行政への信頼を大きく損ねたということです。町民と行政の協働による町づくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると言いながらです。行政情報は、行政の専有物ではありません。全ては町民のものなのです。

今回の森町行政の様々な事業、制度、計画などの資料や説明がないままに予算委員会が進行されました。また、7か年にも及ぶという森町防災備蓄計画資料の不提出や道の駅問題などは過去長年議会において多く何度も指摘されてきたものであり、行政の怠慢による行政の停滞は、その責任を問われなければなりません。聞けば答える、聞かなければ答えないが、聞いても答えないという状況になってしまったのが私たち森町なのです。行政の責任の在り方は、地方自治体における民主的なガバナンスの根幹をなすものであり、説明責任を拒否したということは民主主義制度を否定するものであります。

以上の状況から、審議された議案第22号 令和6年度森町一般会計予算は反対すべきものと考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。原案に対して賛成討論ありますか。

○3番（高橋邦雄君） それでは、議案第22号 令和6年度森町一般会計予算に対して賛成するものでございます。

本予算は、高齢者福祉、医療、保険、教育、農林水産業等バランスよく編成された予算であり、森町にふさわしく、町民の暮らしに密着した予算だと思われます。また、文化、スポーツ、遺跡PR事業など森町の特性を生かした豊かな地域づくりができるものと期待しております。

討論の中で道の駅計画のご意見も様々なありましたが、それらをもってこの予算案そのものに大きな瑕疵があるとは言えません。ただ、事業の目的や計画において、もう少し分かりやすい説明ができるものではないかと思われることはありました。理事者には、提案する事業について説明責任を果たすことを改めて要望しておきたいと思います。

挑戦者が集い、熱い思いをぶつけ合えるような活気ある町づくりを目指して、各施策を推し進める町長の意気込みを高く評価するものでございます。さきに述べたように、森町にとって重要な予算ですので、議員各位のご賛同をお願いしまして、議案第22号 令和6年度森町一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

#### ◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（木村俊広君） 斉藤議員。

○7番（斉藤優香君） 令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についての動議を提出します。

○議長（木村俊広君） ただいま斉藤議員から令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についての動議が提出されました。

賛成の方はおりますか。

（「はい」の声あり）

○議長（木村俊広君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数です。

したがって、令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎追加日程第1 決議案第1号

○議長（木村俊広君） 追加日程第1、決議案第1号 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についてを議題とします。

本案については、斉藤議員ほか3名からお手元に配付した令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についてが提出されています。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（斉藤優香君） 議案第22号 令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議の説明をいたします。

本予算のうち、道の駅リニューアル調査・設計策定業務の予算計上がされました。やっと着手されることに期待と希望を持たれた方々も多くいると思います。

しかしながら、事業目的では現施設の有効活用を基本に、リノベーション及び運営方法の見直しに対する調査を実施し、リニューアル計画の策定をすることを目的としたものでした。

現施設は建設から35年経過しバリアフリーでもありません。そこに道の駅の機能の休憩・情報発信機能・地域連携機能・防災拠点・地域創成拠点とすることを町民が望んでいるでしょうか。

道の駅の新たなステージ実現のためのコンセプトを明確にし、リニューアル調査・設計になるように以下の事項について対応することを強く求めます。

- 1、町の誇りと思える憩いの道の駅であること。
- 2、現施設にこだわらず道の駅の条件を満たすこと。
- 3、森町及び道南の産業・観光の発展につながるもの。
- 4、現在の運営団体も含め幅広く運営方法を協議していくこと。
- 5、駐車場の拡大整備と公園整備をすること。

以上、決議する。

令和6年3月14日。

どうぞご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。反対討論ということですね。

○4番（河野 淳君） 私は、提案された附帯決議に対して反対の立場で討論させていた

できます。

森町では、現在保育所整備事業、複合庁舎整備事業、小中学校の大規模改修など大規模な事業を幾つも抱えており、これらの事業費の総額は100億に近い金額となることが予想されます。道の駅は、補助金などの財源に頼ることが難しい上に、新規に建設する場合の用地費の取得、建物の建設費、既存建物の除却もしくは再利用に係る費用など、かなりの高額となることが予想されます。新規の建設を前提として計画した場合、道の駅の事業はずっと先の話になることが予想されます。また、現在高速道路は大沼公園インターチェンジから七飯インターチェンジ間を工事中であり、工事が完成すると国道5号線の交通量について、都市間を移動する観光バスをはじめとした観光客は減少していくことが予想されます。このような状況の中で強引に新規の建設を前提に話を進めるということは、逆に事業の停滞を招くことにつながるのではないかと考えられます。

また、特産品を取り扱うという道の駅の性質上、たくさんのステークホルダー、いわゆる利害関係者がおり、施設の管理者である町もステークホルダーの1人と定義されます。このような状況で道の駅の現状について客観的に判断するためには、中立の立場であるコンサルを活用することは理にかなっていると考えられます。町長が行政執行方針でも述べられているとおり、子育てや学校など必ずやらなければならない事業が山積している中でも何とか産業や観光を前に進めていくために本計画を策定するという趣旨について、議員の皆様のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 賛成討論ございますか。

○6番（野口周治君） 附帯決議案に賛成の立場から討論を行います。

ただいま反対討論の中で、あたかも今回の附帯決議が特定の方角へ議論を引っ張るものであるかのような議論がありました。私は、そうではないと考えております。

今回の予算審議の中で説明を受けた際に、どこまでを検討するのかという質問がたくさん出ましたが、それに対する明確な答えはなかった。つまり今回の検討の外枠は広がったままになっていると考えます。もしもこれが今の討論者が言われたような予算限定なので、今の場所に限って、建物もリニューアルに限って、リニューアルというのはリノベーションではなくて建て直すという意味ですが、そういう提案であったとすれば、予算審議の中の議論は変わったと思います。しかし、そういう提案でも説明でも質問に対する回答でもなかったと理解をいたします。もしもそうでなかったという方がいらっしゃるのだとしたら、引き続き反対討論をやっていただけたらいいと思います。

そこで、今回の附帯決議案の中身ですけれども、当局からの提案に矛盾するものではないと私は考えます。現有の資産を活用することを基本としてと述べていますけれども、何も限定をしているわけではなくて、そこを基本にしながらも広く検討をする。予算の制約はありますけれども、これから先、30年、40年と使うことを考えたら、後からあそこで小さくしたのは間違いだったということだってあり得るわけです。私たちは、将来に対する責任も持っている。そして、今たくさんの予算がこれから必要だからという発言がありま

したが、そのことがまさしく全体として検討が必要だと考えるところでもあります。

というのは、総合的なこれからの庁舎、その他の建て替え計画の規模、順番、考え方、こういうものの中に位置づけられて初めて道の駅問題もどこまでやれるのか、やるべきかという議論も可能であろうと。これを併せて検討をするためには、道の駅は道の駅として検討しながら、全体計画も示しながら、それを議会の場でみんなで町民の前で議論をするというふうにあるべきではないかと考えます。

もう一点、付け加えます。以前、私はここで決議案を提出した際に、決議は全員一致で提出すべきものであるという議論がありましたが、それに対して、それはそのほうが望ましいと考えます。しかし、議会の中の議員の権限はそこに限定されないと考えている、そのときには申し上げました。そのことを改めて申し上げます。議会は、議員一人一人が町民から負託された権限を使う、議論をする場であります。議会の外で談合をして、そこで決まったこと以外は出せないという議会は、死んだ議会になると私は考えます。何も議会の場でけんかをしようと、そういう次元の低いことを言っているのではありません。必要なことがあれば、議会できちんと議論をすべきだと申し上げています。

本件は、最初に申し上げましたとおり、当局からの説明のあった予算案と矛盾するものではないと。矛盾点があるのであれば、その点を反対者は指摘していただきたいと思います。ですが、であるならば形式的に何の問題もないはずです。きちんと議論をして将来につながるための予算審議を行いたいと。そのために附帯決議をしたい。反対するのではないのです。予算を執行するに当たっての附帯決議を申し上げている。こういう立場で、ぜひご検討をいただきたいと思います。

附帯決議案にぜひご賛成をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（木村俊広君） ほかに討論はありますか。

○4番（山田 誠君） 私は、ただいまの附帯決議案について反対するものでございます。

附帯決議とは議会側の要望、意見であって、町の本案執行を法的に拘束するものではないというふうに思っております。すなわち、表決に条件を付け加えたことにはならない、そういうふうに思っております。これは行政実例、昭和24年12月15日に規定されている問題でございます。

私は、この問題については予算委員会で決定し、後に附帯決議をして、委員長報告の中で報告することがベターであると反対討論をしておりました。なお、予算委員会において全会一致で委員長一任の決議がなされており、本会議において附帯決議ということはルール違反でもあり、そういうふうには私は思っておりますので、反対するものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 賛成討論はありますか。

○2番（河野文彦君） 私は、ただいま提出された附帯決議に賛成の立場でご意見を申し上げます。

私、事前に原稿等も用意していなかったものですから、ちょっとあれなのですけれども、

この件につきましては私の考えを申しますと、予算委員会の中でも先に建物、言ってしまえば箱ですね。箱をどうするかを決めてからコンセプトを考えるとというのは、順番が違うのではないのかという話をさせていただきました。やはり道の駅を整備して、町として何を発信したいか、何を利用者に提供したいか。そこを決めてから、その事業を行うに当たってどういった箱が必要なのか。果たしてリフォームでいいものなのか、または新規で建て直す必要があるものなのか。何をするかも決まらずに箱をどうするか。先ほど予算がかかるか、時間がかかるかというご意見もありましたけれども、まずはやはり何をするか。

このたびの附帯決議の中では、コンセプトを明確にしてくださいという文言が盛り込まれています。ここがまず一番大事なと思うのです。ですから、今回の策定業務の中で現施設の有効活用を基本という文言が入っています。事前の質疑の中で、このリフォームに限らず、いろんな方法を策定しますと言っていますが、町の今までの行動を見ますと、もう書いた、記載した現施設の有効活用、もうこれに進むのは目に見えています。ですから、私は改めて、先ほど強制力がないから意味がないというようなご意見もありましたけれども、ここで改めてコンセプトを明確にしてからどういった施設に、どういった箱にしていくなか、そこを検討していくべきだと思いますので、今回の決議案には賛成したいと思います。

費用がかかるだとか、時間がかかるというところもあるかもしれません。ただ、先ほど討論の中で交通量が減るといようなご意見もありました。確かに道央自動車道、いずれ函館新道に接続されることが想定されますけれども、今の森町の国道5号線の交通量というのは、もう既に道央自動車道が大沼インターまで通じていますので、それが函館新道とつながったからといって、交通量はそれほど減らないと思うのです。既に下道路、一般道を選択して通行している人がいる。その中で、あの施設を、5号線の現施設を利用している方もたくさんいるという中で、今後ははっきり言って高速道路が函館新道に接続すると、隣のすごく立派で目を引く七飯町の道の駅の利用者が逆に減ると思うのです。そうなったときに、森町が道の駅の有効性というのは、より高くなると思うのです。その中で改めてコンセプトを明確にして、その後になんといった箱が必要なのか、そういう議論の順番が必要だと思いますので、このたびの附帯決議には賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。反対討論ですね。

○3番（高橋邦雄君） 私は、附帯決議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、道の駅リニューアル調査、計画策定業務で説明資料にもありますが、この中で運営方法の見直しに対する調査を実施するというところで、一応この施策は現施設の有効活用を基本にと書いてあるのです。あくまでもこれを基本にと想定したもので、例えばこの道の駅に関する施設規模、駐車場の件もありますけれども、これが現存にとって、町にとって少し不足、好ましくないとなれば、次の段階でこの施設を新たに建設するという

ような議案も出ると思うのです。

これは、なぜこの策定業務を実施するかという、その運営全てにおいて調査した上で、現存の規模の道の駅はどうかという議論にも発展していくと私は思っております。ですから、今回このやっぱり調査、計画をしないと、事前に次の段階の道の駅の構想には僕はつながっていかないと考えております。今回この運営方法の見直しに対する調査を、そこも含めての調査という形で理事者にはやってほしいという、僕はそういう考えでありますので、その点十分理解して調査していただきたいと思っております。

今回、この附帯決議案に対して、その調査を含めて僕のやっていただけるという理事者側に要望も兼ねまして、附帯決議案に対して僕は反対の立場で述べさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 賛成討論ございますか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 1回やりましたね。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

ほかに賛成討論ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数です。

したがって、令和6年度森町一般会計予算に対する附帯決議案については可決されました。

◎日程第3 議案第17号ないし議案第31号（続行）

○議長（木村俊広君） 議案第23号 令和6年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 令和6年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 令和6年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 令和6年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 令和6年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

#### ◎日程第4 意見書案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第4、意見書案第1号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第4、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第5、意見書案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第5、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審議または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

#### ◎日程第7 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第7、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものであります。

#### ◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和6年第1回森町議会3月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午前10時56分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年3月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員